

第四十回国会 参议院地方行政委员会会议录第三十一号

昭和三十七年五月二日(水曜日)

午前十時十七分開会

委員の異動

五月一日委員米田正文君及び村上春藏君辞任につき、その補欠として郡祐一君及び小柳牧衛君を議長において指名した。

本日委員小柳牧衛君、郡祐一君、館哲二君及び鍋島直紹君辞任につき、その補欠として北畠教真君、井川伊平君、村上春藏君及び米田正文君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 小林 武治君

理事 野上 進君

増原 恵吉君

秋山 長造君

基 政七君

井川 伊平君

北畠 教真君

西郷吉之助君

津島 壽一君

野本 品吉君

村上 春藏君

湯澤三千男君

米田 正文君

加瀬 完君

松澤 兼人君

矢嶋 三義君

中尾 辰義君

杉山 昌作君

国務大臣

通商産業大臣 佐藤 榮作君

労働大臣 福永 健司君

自治大臣 安井 謙君

国務大臣 藤山愛一郎君

政府委員

経済企画 菅 太郎君

政務次官 曾田 忠君

経済企画 曾田 忠君

合開発局長 宮地 茂君

文部大臣 宮地 茂君

官房長 宮地 茂君

労働政務次官 加藤 武徳君

労働省職業 三治 重信君

安定期長 三治 重信君

建設政務次官 木村 守江君

建設省計 関盛 吉雄君

西局長 関盛 吉雄君

自治政務次官 大上 司君

自治大臣 柴田 護君

官房長 柴田 護君

自治省行 佐久間 彊君

政局長 佐久間 彊君

自治省選 松村 清之君

政局長 松村 清之君

自治省財 奥野 誠亮君

政局長 奥野 誠亮君

事務局側

常任委員 福永与一郎君

会専門員 福永与一郎君

大蔵省主計 鹿野 義夫君

局調査課長 鹿野 義夫君

自治省行政 山本 明君

局振興課長 山本 明君

参考人

日本放送 阿部真之助君

協会会長 阿部真之助君

立教大学 久保田きぬ子君

助教 久保田きぬ子君

説書新聞 宮崎 吉政君

論説委員 田上 穰治君

一橋大学教授 田上 穰治君

千葉大学助教 袖 正夫君

本日の会議に付した案件

○公職選挙法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○新産業都市建設促進法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(小林武治君) ただいまから委員会を開会いたします。

初めに、委員の異動について御報告いたします。

五月一日付をもって委員米田正文君、村上春藏君が辞任され、補欠として郡祐一君、小柳牧衛君が委員に選任され、さらに五月二日付をもって委員小柳牧衛君、郡祐一君が辞任され、補欠として北畠教真君、井川伊平君が委員に選任されました。

○委員長(小林武治君) 本日は、公職選挙法等の一部を改正する法律案について、参考人の意見を聴取することになっております。参考人の氏名はお手元に差し上げてございますとおり、午前中に三人、午後二人の方にお願いたしております。

参考人の方々に一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、非常に御多用中のところを当委員会のためおいでいただき、まことにありがとうございます。参考人の

皆様にはそれぞれの立場から忌憚のない御意見を聞かせたいと思います。存じます。

議事の順序といたしまして、まず、お一人約二十分程度の御意見を述べ、お願い、後刻委員の質問にお答え願うことにいたしました。進めたいと存じます。よろしく御協力のほどをお願いいたします。

それでは、まず、阿部参考人からお願いいたします。(拍手)

○参考人(阿部真之助君) 私はどうも法律の問題には頭が弱いほうなんです、こまかいことについては申し上げることができないので、はなはだ大ざっぱな、選挙法改正に対する私の考え方を申し上げて、もし多少なりとも御参考になればしあわせと思います。かように思っている次第であります。

の点についても考えてみる必要がある  
だろう。一体この調査会で出された答  
申案というものが、どの程度尊重され  
なければならぬかという問題なので  
あります。私は調査会の一員として、  
調査会が出したその答申案というもの  
は、できるだけ完全に尊重されること  
を望むという事は、これはもう他の  
委員諸君と少しも変わりはないのであ  
ります。しかし、一般論として申  
し上げると、調査会が出されたものを  
一厘一毛も掛値なく、そのまま行なわ  
なければならぬものであるかどうかと  
いうものでもなさそうに思います。多  
少幅があった考え方を持つべきであら  
うと思います。実際政治においてはそ  
ういうものだらうと思います。調査会  
の諸君といえども神様じゃないのです  
から、その答申というものは、完全無  
欠であるという事はあり得ないこと  
なので、そういう不完全なものに対し  
て、もっとよりよき完全なものに修正  
を加えるという事は、これは当然であ  
らうと思います。

それから調査会の答申というものは、  
法律的に、立法的なそういう形にお  
いて答申がなされたわけじゃないの  
でありますからして、立法の際にお  
いては、憲法の問題その他の法律の  
問題との関係において答申案そのま  
まに行なうことはできないという場合  
がある。多少修正を要するという事も  
あり得るのじゃないか。それからいま  
一つは、より完全のために、よりよく  
するために修正を必要とする場合もあ  
り得る。第三の場合は、政府もしくは  
国会もしくは政党、そういうふうな立  
場から、自分たちの主張を曲げてまで  
も調査会の答申に従わなければならぬ

というものでもないだろう。そういう  
場合においては、政府もしくは政党の  
責任において、多少の修正をやられる  
という事は、これは当然なことであ  
らう。この場合において、いろいろの  
問題が起こってくることはもちろんで、  
そのよしあしというものは、これは世  
論によってきめられることなので、一  
切修正相ならぬ、調査会の結論どお  
りに行なわなければならぬというほど  
のものではないと思う。ただし、一般  
の調査会とは選挙法の場合は多少性格  
が違うところがある。これは議員の皆  
様の直接利害が関係していることな  
ので、この修正にあたってはとかく世  
間の疑惑を招くおそれがあるので、修  
正に対しては特に慎重を要するとい  
うことなのであります。たとえて申し  
ますと、今度の修正された条項の一  
つに、事前運動でも、演説会に關する  
事前運動というものは認められても  
いいのじゃないかということ、たしか  
百回程度の演説会は認められるとい  
うような答申案が出されたものと記憶  
してありますが、この条項が削除され  
ております。これはどういふふうな  
意味でこの条項が削除されたか私は  
知りませんが、まあ邪推してみれば、  
議員がこういう条項があると不利な  
ある、百回も事前運動を新しく出る  
にやられては、現議員は国会へ出て  
いろいろ仕事をしている、この場合  
に、百回も自分の選挙区でもって演  
説会をやられちゃこれはたまらぬとい  
ふような自分たちの利益のために、  
事前運動の演説会の条項を削除した、  
こういうふうな邪推されるのでありま  
す。これは相当の理由があることだろ

うと思う。私はまだ拝聴いたしてお  
りませんが、とにかくそういうふうな邪  
推をされるおそれが多分にある。だか  
ら、この修正をするにあたっては、一  
般の人にそういうふうな疑惑を持たせな  
い十分な慎重な考慮を必要とするとい  
うことは、これは当然のことだろうと  
思うのであります。それだけの準備が  
なされたかどうかという事は、これ  
はひとつ世論に聞いてもらうよりほか  
仕方がないので、とにかく選挙法  
の場合においては、できるだけ調査会  
の意見が尊重されるということ、き  
わめて重大なことだろうと思うのであ  
ります。

現在一番問題になっている要点とい  
うものは、多分この連座制の規定に關  
する条項であらうと思う。これが修正  
によって骨抜きにされた、こういうふ  
うな世間の疑惑もしくは非難だろうと  
思うのであります。私自身考えて  
みても、この点については、どうして  
こういうふうな修正がなされたかわか  
らないですが、大体連座制というもの  
ができてきた由来を考えてみると、連  
座制そのものは実に古くさい立法だろ  
うと思うんです。今どき罪九族に及ぶ  
というふうなそういう法律が日本の国  
に現在においてあるという事は、好ま  
しい状態ではなかった。現在でも私は  
ないと思うんです。しかし、こういう  
ものが出てきた理由を考えてみると、  
どうも選挙法があつてもそれが行なわ  
れてない。それで、たとえ買収、供  
応というふうな行為があつても、責任  
は選挙運動者に課せられて候補者には  
及ばない。候補者は逃げてしまふ。こ  
れをつかまえるにはどうしても運動者  
の罪をやっぱり候補者に連座させん

きゃならぬという社会一般の要求から  
連座制というこういう古くさい立法が  
できてきたものだろうと思う。ところ  
が、この連座制というものの法律がで  
きてみても、抜け穴がどこにあるか知  
らぬが、実際はこれを適用されたとい  
う例はほとんどない。あるいは一、二  
あるかも知れないが、私は寡聞にしてこ  
の連座制という規定が行なわれたとい  
うことを聞いたことがない。そこで世  
論は、これはどうも抜け穴だらけだか  
らもうときびしくしなければならぬと  
いう、そういうムードが今度の答申案  
に現われて、この連座は親族、妻子何と  
かというふうな罪全く九族に及ぶとい  
うような罪いふんきびしいというふ  
うな答申にまでなってきたらどうと  
思うんです。だから、いわれを考えて  
みればいわれのないことじゃないん  
ですが、しかしながら、こういう立法の  
存在というものが好ましいか好ましく  
ないかということ、これは実際上の  
必要がこうさせたことなので、どうも  
いかんとも仕方のないことだろうと思  
うんですが、同時にまた、連座制規定  
については裁判がどうも長過ぎる。一  
ぺん三年、五年かかって裁判がきま  
たあとでまた無効訴訟によって裁判の  
し直しをしなければ連座の規定が実行  
されない。こういうことでは困るか  
ら、裁判を何とか短縮しなければなら  
ぬ。ところが、なかなか裁判を短くす  
るといふことは、手がないから、今度  
の答申案では、裁判の確定と同時に連  
座の規定が適用されて当選が無効にな  
るといふような答申案がなされたと思  
う。こういう点についても私は多少の  
疑問はあると思うが、実際の世間の  
ムードというものは、そうでもしなけ

れば連座法をこしらえても何にも役に  
立たぬということから起こってきたこ  
とだろうと思う。今度の修正なんか見  
ますという、何か三分の一以上の主  
宰者の犯罪の場合には連座の規定があ  
る。ところが、こんなことはすぐ抜け  
道ができる。みんな四分の一ずつ総括  
主宰させれば、四分の一だからこれは  
連座しないというふうなことになる。  
世論がこれに失望したということ、こ  
れは当然のことだろうと思う。そうい  
う点については、この修正に対しては  
私はなほ遺憾の意を表せざるを得  
ないわけでは、しかしながら、全体を  
通して今度の提案を見ますという、  
相当広い部分において調査会の答申と  
いうものは取り上げられていて、現  
行法と比較してみるならば相当進歩し  
ているといふことは認めざるを得ない  
わけなんです。だから、私自身の考えと  
すれば、修正に対して多少不合理だと思  
われたら、再修正してそうしてもっと  
すっきりした姿にしていたられば申  
し分はないと思うんですが、実際政治  
のあり方、現状においては、もう会期  
が切迫した今日においてまた修正を再  
修正してすっきりした姿にまで持つて  
いくといふことは、相当困難の事情が  
あるだろうと思う。こういう事情のも  
とにいつまでも論争を重ねて、何ほど  
か進歩を遂げた、進展をしたこの提案  
というものを成立できないような状態  
に置くことは、これは何としても私は  
適当じゃないと思う。

全体、国会政治のあり方というものは、  
すべて物事を相談づくで、多数の  
意見を話し合つて相談づくでめぐる  
といふことなんです。どうしてであ  
る点においては、完全な一貫性という

ものを用いることはきわめて困難で、だから、オール・オア・ナッシング、一かそうでなけりやなくなつちまうという、そういうふうな考え方というものは、国会政治においてはとるべきものじゃないのだからと思う。一つに気に入らないからあと全部反対する、こういうのは、ある意味においては革命思想に通ずる考え方だろと思う。ことに今申し上げた連座規定が何ほどか緩和したといえれば緩和だろ。われわれの立場から言えば、何かほかされた、こういうことはなほだ遺憾ではあるが、他にはなほだ時期に適した改革も行なわれているので、その点においてこの法案というものはできるならば改正すべき点は再修正すべきものだらうと思うんですが、しかし、前に申しました各種の情勢からそれが短時日の間に困難であるとすれば、そういう点は眼をつぶして、そうしてこの法案は一応通して、次の参議院の選挙に適用したほうが私は適当だろと思う。やがて調査会は区制について審議をして結論を出すべきものだらう。今調査会が区制に対する審議をストップしたということは非常に私は残念なんです。大体現行法でも選挙はやれないことじゃない。現行法が行なわれるま

では、もう過去何十年の経験を積み重ねて現行法ができてきたんですから、現行法だけでも私はやっていけないことではないと思ふんですが、しかしながら、この改正案というものは現行法に何ほどの進展を示したということの意味でこの原案というものはやっぱり通して、少なくとも次の参議院の選挙には適応するようにしたほうが、何ほどか選挙をよくするほどには

役立つのじゃないかと思う。そういう意味で私は今度の政府によって修正されたその部分が不適当であるならば、この参議院において審議されて再修正されるというところは望まれることであるが、くどいようですが、これは事実上に非常困難だという事情があるならば、政府原案によって一応それをもとにして次の選挙は行なつたらよくないか。

大体、私は今度の選挙法調査会ができたわけはどこにあるか、これは政府でないからわかりませんが、多分人口と選挙区とのアンバランスということが、主たる、精切な要求だったらうと思う。ところが、この点に対して、調査会はまだ結論を出されてない。いま一つは、この選挙区制——中選挙区制に対する再検討。まあ私自身の私見を言うならば、どうしても選挙は小選挙区制でなければならぬものだらう。今あるような中選挙区制だと、どうしてもこれは政党の内部に非常に派閥というふうなものが出てくる。選挙の結果も誤りであるというふうなことで、まあいろいろの意味で私は小選挙区制でなくちゃならぬ。そこからこの選挙運動の問題、選挙の罰則の問題、その他をいま一べん審議し直すというところが適当だろと思うのであります。この調査会というものはもう六月で実は任期が切れるんで、それから先の、政府はどういうお考えを持っているか知らないが、私は、政府に対して望ましいことは、この選挙区制、ことにこれに付随して人口とのアンバランスという問題を解決するために、新しい調査会を充足させるなりして、こ

の問題を解決することがきわめて私は必要だろと思う。それと同時に、今度の政府の修正案に不備の点があったら、その際において、再検討することが最も現実的な、適切なやり方じゃないか。それまではしばらく政府のこの原案を認めて、そして次の選挙に臨まれるということが最も実際のな行き方じゃないか。いたずらに、何か原則論をお互いにやり合つて、時日を空費するということとは、この際、私は現実的な、国会主義的な行き方じゃないかと思ふ。まあ私の考え方は、大体こんなところでございます。(拍手)

○委員長(小林武治君) ありがとうございます。委員長の異動がありましたので、御報告いたします。本日付で委員館哲二君が辞任され、その補欠として村上春藏君が委員に選任されました。

○委員長(小林武治君) 次に、久保田参考人にお願いたします。(拍手)

○参考人(久保田きぬ子君) 久保田でございます。公職選挙法等改正法律案に関しましては、約二カ月前の衆議院の御審議の過程で問題点の大かたが論じ尽くされてしまつておるうちに私には思われまして、今さら、賛否いずれにいたしましても、何も指摘することがないような気がしております。したがつて、きょうお呼び出しにあずかりまして、これから私がお話し申し上げようとする点も、その大部分がこれまでに

多くの方によって表明されておりました意見の繰り返しになるんじゃないかと思ひまして、その点たいへん恐縮で、お許しを願ひたいと思ひます。で、私が第一番に申し上げたいと思ひますことは、今回の改正法律案の基礎になつておると言われております昨年十二月二十六日に提出されました選挙制度の改正に関する選挙制度審議会の答申についてでございます。この答申の内容は、細部の点につきましては、いろいろの異論もございまして思ひますけれども、全体として見ましたときに、明るい、自由な、公正な選挙という国民の要請を私は相当程度に満たしているものだと思います。で、とりわけ、長年の間、一部から要求されておりました連座制を強化、徹底いたしました点、あるいは候補者予定者の公示前における個人演説会をお認めになったこと、あるいは政治資金につきまして、国と財政的に関係のある団体が寄付をする場合に、選挙に関してもとより、政治活動一般に関しても、いけないと言つて禁止いたしました点などは、選挙を言論を中心とした正常なものにしてしようという意味からはきわめて重要な点でございまして、この答申に基づいて今回の改正に大きな期待を寄せましたのは、私だけではなかつたと思つてございまして、

ところが、ただいま本院において御審議になっております改正案の原案を拜見させていただきますと、私が今申し上げました一番重要な点と考へました答申の諸点が、全くと言っていいくらい取り入れられていないのではないかと思つてございまして、申し上げるまでもなく、この選挙制度審議

会設置法で、答申の尊重を規定しておりますことを考へ合わせますと、この点私は非常に遺憾でございまして、この点をまず第一番に申し上げさせていただきます。次に、改正法案の原案の一、二の点について、私の考えを申し上げます。

その第一は、事前の個人演説会を、特例としてある程度認める規定を削除した点でございまして。選挙におきましては、それが個人本位の選挙であつても、あるいは政党本位の選挙でございしても、何よりも重要なことは、中選挙区でもなく、選挙の争点に関する候補者並びにその御所属になつておられる政党の見解を、選挙民の間に十分徹底させることだと思ひます。で、投票に際しましての判断の材料をできるだけ提供することは、候補者並びに政党の私は責務であらうかと考へております。そのためには、原則といたしまして、言論による選挙運動は、できるだけ限り自由として、制限は必要最小限度にとどめるべきではなからうかと思ひます。この意味におきまして、事前の個人演説会がある程度認めることは、私は妥当なことだと考へます。この規定を削除いたしました修正の提案理由によりますと、事前の個人演説会を認めるとなつて、結局多額の経費を必要とする。すなわち、金のかからない選挙が実現できないからだといふふうな私には拝見いたしました。個人演説会が純然たる演説会である限りにおいて、その答申によりますれば、百回以内とい

は、個人演説会がある程度認めることは、私は妥当なことだと考へます。この規定を削除いたしました修正の提案理由によりますと、事前の個人演説会を認めるとなつて、結局多額の経費を必要とする。すなわち、金のかからない選挙が実現できないからだといふふうな私には拝見いたしました。個人演説会が純然たる演説会である限りにおいて、その答申によりますれば、百回以内とい

うような制限がござりまするようでございますが、そういうふうな回数等においての制限を設けたならば、私は、それほどおそれるほど多額の費用を要するものではないかと思ひます。かりに相当の費用が必要でござりまするといたしましても、第一に、それは、私は何よりも選挙民に対する政治教育になるのではないかと思ひます。時々の政治問題に対する見解、批判というものを選挙民の前に提示して参りますることは、選挙民の政治意識と申しましうか、そういうものの向上に少なからぬ貢献をすると思ひます。そうして国民の政治的な判断力というものが、次第に高まってくるのではないかとと思ひます。それから第二に、この措置は、先ほども出ましたように、私は有能な新人の登場を容易にする道を開くことになると思ひます。選挙の現実を拝見していただいておりますると、次第に新人の登場が困難になってきておられますることを考えますと、私には、有能な人を国会に送るためにも、私はこの制度は、ある程度認めるほうが妥当ではないかと思ひます。そのほか、この措置には、弊害の面よりも私はむしろプラスになる面の方が、多々あるような気がいたしますし、また一昨年の総選挙のときには、いわゆる百日選挙というような言葉が新聞紙上にもちらついておりましたし、また今年このことから行われようとしております参議院選挙につきましても、新聞等は、すでに目に余る事前運動が行なわれていると伝えられております。現実がそうであると思ひます。もしも認めるといふのが、私は、私に即

したやり方ではないかと思ひます。法律違反というものをできるだけ少なくさせるとともに、悪質な事前運動よりも、選挙本来のあるべき姿でござりまする言論によって争っていくというその行き方に選挙をもっていくという意味から、私は個人の事前運動、原則によるものだけは認めるほうがいいのではないかと思ひます。そういう意味で、修正されました個人演説会を認め規定の削除には、反対するものでござりまする。

も有効な措置の一つであるような私は気がいたします。それゆえにこそ、答申に、連座制に關しましてあのようなきびしいものになされたのだと思ひます。それを原案では、連座制の対象からいゆる親族事項をはずしておられまするし、さらに修正におきましては、法の明確性という見地から、地域主宰者に関する規定を、その「選挙区の三分の一以上」云々というふうにお書きになっていらつしやいますけれども、はたしてそれが厳格に守られるものか。これはまさに連座制というものを空文化する、有名無実なものにする規定ではないかというふうな、私には思われるのでござりまする。その意味におきまして、この連座制に關しましては、私は、答申案に基づいて忠実にこれを法文化していただくことを主張したいものでござりまする。

第三に、政治資金に關する規制についてでございます。選挙の腐敗墮落の根源が、政治と経済の結びつきにござりますることは、今さら私が申し上げるまでもござりません。わが国だけでもなく、諸外国の例にならぬまでも、明らかなところではござりまする。これを断ち切らなくては選挙公正というものは、私は望めないものだと思ひます。原案におきまして、選挙に關しての献金はこれを禁止しておりますが、選挙に關しての献金と政治活動に對する献金というものは、観念的には区別できると思ひます。しかし、現実にはたして峻別できるものでござりませうか。私は、こゝの意味から、とかくの疑惑を持たれる団体からの献金は一切禁止して、その政治資金というものは個人一本にすべきものではないか

という気がいたします。この点につきましても、その選挙制度審議会の答申を、私は、尊重するのが妥当ではないかと思ひます。以上三点につきましても、簡単に私の支持を申し上げておきたいと思ひますが、最後に一言つけ加えさせていただきます。私のようなものが申し上げるまでもござりませぬ、選挙制度というものは代議制度の根幹でござりまする。選挙民の意思ができるだけ正確に反映される選挙が行なわれねばならないと思ひます。日本における議會制が健全に機能し、発展していくために、選挙制度を御決定になります国会が、目前の直接的な利害關係を離れて、大局的な見地から、あえて現職にいらつしやる方々の不利益をお忍びになりまして、よりよき選挙制度を御決定なさるようには、そのためには、中立的な第三者的な立場にあるもの、たとえば選挙制度審議会の今回の答申のようなもの内容を、先ほどもござりましたように、全部をそのまま文字どおりと、私は、もちろん申し上げるわけではござりませぬけれども、そういう三者間的なものから出された内容を實質的に御尊重するという慣行をお作り上げになっていただくことを心より切望いたします。

それに関連いたしまして、先ほども、審議会の最も重点は区制の問題にあるというのを伺いましたし、そのように私も了解いたしております。この点に關しまして、すでに御承知の方もいらつしやると思ひますが、三月の二十六日に、アメリカの最高裁判所にお

きまして注目すべき判決が出されておりますので、御参考までにそれを御紹介申し上げます。これは、いわゆるベーカー対ベーカーの事件といわれるものでござりまするが、アメリカにおきましても、日本におきましても同じように、選挙区制の議員の定数が近年著しく不均衡になって参っております。この不均衡を是正するために、かなりしばしば、そして長年にわたつて参つておられまする。これは、やはり立法部議員の現職にいらつしやる方の直接の利害に關係いたしますものだけに、どうしても実現できないのでござりまする。その結果、ついに——これは各地に起こつておられる問題でござりまするが、その一つであります。テネシー州議會の定員是正の問題が今回裁判上の争訟の問題となりまして、最高裁判所において争われたわけでございます。最高裁判所は、この事件に對しまして、従来この種の問題に關しましては、政治問題という理論によりまして判決を下すことを回避いたして参つたのであります。しかし、ベーカー事件におきまして、この立場を捨てまして、アメリカの憲法の保障する平等条項に違反するといつたしまして、州立法部の議員の定数の不均衡の是正を判決によって命じたのでござりまする。この事件は、州立法部の定数は是正の問題でござりまして、コングレス、連邦議會のそれではござりませんが、この判決の意圖するところは、いわば第三者である裁判所が、アメリカの民主政治を維持擁護するために、あえて定数の問題に介入してきたことだと思ひます。その意味において、歴史的判決だと言

きまして注目すべき判決が出されておりますので、御参考までにそれを御紹介申し上げます。これは、いわゆるベーカー対ベーカーの事件といわれるものでござりまするが、アメリカにおきましても、日本におきましても同じように、選挙区制の議員の定数が近年著しく不均衡になって参っております。この不均衡を是正するために、かなりしばしば、そして長年にわたつて参つておられまする。これは、やはり立法部議員の現職にいらつしやる方の直接の利害に關係いたしますものだけに、どうしても実現できないのでござりまする。その結果、ついに——これは各地に起こつておられる問題でござりまするが、その一つであります。テネシー州議會の定員是正の問題が今回裁判上の争訟の問題となりまして、最高裁判所において争われたわけでございます。最高裁判所は、この事件に對しまして、従来この種の問題に關しましては、政治問題という理論によりまして判決を下すことを回避いたして参つたのであります。しかし、ベーカー事件におきまして、この立場を捨てまして、アメリカの憲法の保障する平等条項に違反するといつたしまして、州立法部の議員の定数の不均衡の是正を判決によって命じたのでござりまする。この事件は、州立法部の定数は是正の問題でござりまして、コングレス、連邦議會のそれではござりませんが、この判決の意圖するところは、いわば第三者である裁判所が、アメリカの民主政治を維持擁護するために、あえて定数の問題に介入してきたことだと思ひます。その意味において、歴史的判決だと言

きまして注目すべき判決が出されておりますので、御参考までにそれを御紹介申し上げます。これは、いわゆるベーカー対ベーカーの事件といわれるものでござりまするが、アメリカにおきましても、日本におきましても同じように、選挙区制の議員の定数が近年著しく不均衡になって参っております。この不均衡を是正するために、かなりしばしば、そして長年にわたつて参つておられまする。これは、やはり立法部議員の現職にいらつしやる方の直接の利害に關係いたしますものだけに、どうしても実現できないのでござりまする。その結果、ついに——これは各地に起こつておられる問題でござりまするが、その一つであります。テネシー州議會の定員是正の問題が今回裁判上の争訟の問題となりまして、最高裁判所において争われたわけでございます。最高裁判所は、この事件に對しまして、従来この種の問題に關しましては、政治問題という理論によりまして判決を下すことを回避いたして参つたのであります。しかし、ベーカー事件におきまして、この立場を捨てまして、アメリカの憲法の保障する平等条項に違反するといつたしまして、州立法部の議員の定数の不均衡の是正を判決によって命じたのでござりまする。この事件は、州立法部の定数は是正の問題でござりまして、コングレス、連邦議會のそれではござりませんが、この判決の意圖するところは、いわば第三者である裁判所が、アメリカの民主政治を維持擁護するために、あえて定数の問題に介入してきたことだと思ひます。その意味において、歴史的判決だと言

きまして注目すべき判決が出されておりますので、御参考までにそれを御紹介申し上げます。これは、いわゆるベーカー対ベーカーの事件といわれるものでござりまするが、アメリカにおきましても、日本におきましても同じように、選挙区制の議員の定数が近年著しく不均衡になって参っております。この不均衡を是正するために、かなりしばしば、そして長年にわたつて参つておられまする。これは、やはり立法部議員の現職にいらつしやる方の直接の利害に關係いたしますものだけに、どうしても実現できないのでござりまする。その結果、ついに——これは各地に起こつておられる問題でござりまするが、その一つであります。テネシー州議會の定員是正の問題が今回裁判上の争訟の問題となりまして、最高裁判所において争われたわけでございます。最高裁判所は、この事件に對しまして、従来この種の問題に關しましては、政治問題という理論によりまして判決を下すことを回避いたして参つたのであります。しかし、ベーカー事件におきまして、この立場を捨てまして、アメリカの憲法の保障する平等条項に違反するといつたしまして、州立法部の議員の定数の不均衡の是正を判決によって命じたのでござりまする。この事件は、州立法部の定数は是正の問題でござりまして、コングレス、連邦議會のそれではござりませんが、この判決の意圖するところは、いわば第三者である裁判所が、アメリカの民主政治を維持擁護するために、あえて定数の問題に介入してきたことだと思ひます。その意味において、歴史的判決だと言

きまして注目すべき判決が出されておりますので、御参考までにそれを御紹介申し上げます。これは、いわゆるベーカー対ベーカーの事件といわれるものでござりまするが、アメリカにおきましても、日本におきましても同じように、選挙区制の議員の定数が近年著しく不均衡になって参っております。この不均衡を是正するために、かなりしばしば、そして長年にわたつて参つておられまする。これは、やはり立法部議員の現職にいらつしやる方の直接の利害に關係いたしますものだけに、どうしても実現できないのでござりまする。その結果、ついに——これは各地に起こつておられる問題でござりまするが、その一つであります。テネシー州議會の定員是正の問題が今回裁判上の争訟の問題となりまして、最高裁判所において争われたわけでございます。最高裁判所は、この事件に對しまして、従来この種の問題に關しましては、政治問題という理論によりまして判決を下すことを回避いたして参つたのであります。しかし、ベーカー事件におきまして、この立場を捨てまして、アメリカの憲法の保障する平等条項に違反するといつたしまして、州立法部の議員の定数の不均衡の是正を判決によって命じたのでござりまする。この事件は、州立法部の定数は是正の問題でござりまして、コングレス、連邦議會のそれではござりませんが、この判決の意圖するところは、いわば第三者である裁判所が、アメリカの民主政治を維持擁護するために、あえて定数の問題に介入してきたことだと思ひます。その意味において、歴史的判決だと言

きまして注目すべき判決が出されておりますので、御参考までにそれを御紹介申し上げます。これは、いわゆるベーカー対ベーカーの事件といわれるものでござりまするが、アメリカにおきましても、日本におきましても同じように、選挙区制の議員の定数が近年著しく不均衡になって参っております。この不均衡を是正するために、かなりしばしば、そして長年にわたつて参つておられまする。これは、やはり立法部議員の現職にいらつしやる方の直接の利害に關係いたしますものだけに、どうしても実現できないのでござりまする。その結果、ついに——これは各地に起こつておられる問題でござりまするが、その一つであります。テネシー州議會の定員是正の問題が今回裁判上の争訟の問題となりまして、最高裁判所において争われたわけでございます。最高裁判所は、この事件に對しまして、従来この種の問題に關しましては、政治問題という理論によりまして判決を下すことを回避いたして参つたのであります。しかし、ベーカー事件におきまして、この立場を捨てまして、アメリカの憲法の保障する平等条項に違反するといつたしまして、州立法部の議員の定数の不均衡の是正を判決によって命じたのでござりまする。この事件は、州立法部の定数は是正の問題でござりまして、コングレス、連邦議會のそれではござりませんが、この判決の意圖するところは、いわば第三者である裁判所が、アメリカの民主政治を維持擁護するために、あえて定数の問題に介入してきたことだと思ひます。その意味において、歴史的判決だと言

きまして注目すべき判決が出されておりますので、御参考までにそれを御紹介申し上げます。これは、いわゆるベーカー対ベーカーの事件といわれるものでござりまするが、アメリカにおきましても、日本におきましても同じように、選挙区制の議員の定数が近年著しく不均衡になって参っております。この不均衡を是正するために、かなりしばしば、そして長年にわたつて参つておられまする。これは、やはり立法部議員の現職にいらつしやる方の直接の利害に關係いたしますものだけに、どうしても実現できないのでござりまする。その結果、ついに——これは各地に起こつておられる問題でござりまするが、その一つであります。テネシー州議會の定員是正の問題が今回裁判上の争訟の問題となりまして、最高裁判所において争われたわけでございます。最高裁判所は、この事件に對しまして、従来この種の問題に關しましては、政治問題という理論によりまして判決を下すことを回避いたして参つたのであります。しかし、ベーカー事件におきまして、この立場を捨てまして、アメリカの憲法の保障する平等条項に違反するといつたしまして、州立法部の議員の定数の不均衡の是正を判決によって命じたのでござりまする。この事件は、州立法部の定数は是正の問題でござりまして、コングレス、連邦議會のそれではござりませんが、この判決の意圖するところは、いわば第三者である裁判所が、アメリカの民主政治を維持擁護するために、あえて定数の問題に介入してきたことだと思ひます。その意味において、歴史的判決だと言

きまして注目すべき判決が出されておりますので、御参考までにそれを御紹介申し上げます。これは、いわゆるベーカー対ベーカーの事件といわれるものでござりまするが、アメリカにおきましても、日本におきましても同じように、選挙区制の議員の定数が近年著しく不均衡になって参っております。この不均衡を是正するために、かなりしばしば、そして長年にわたつて参つておられまする。これは、やはり立法部議員の現職にいらつしやる方の直接の利害に關係いたしますものだけに、どうしても実現できないのでござりまする。その結果、ついに——これは各地に起こつておられる問題でござりまするが、その一つであります。テネシー州議會の定員是正の問題が今回裁判上の争訟の問題となりまして、最高裁判所において争われたわけでございます。最高裁判所は、この事件に對しまして、従来この種の問題に關しましては、政治問題という理論によりまして判決を下すことを回避いたして参つたのであります。しかし、ベーカー事件におきまして、この立場を捨てまして、アメリカの憲法の保障する平等条項に違反するといつたしまして、州立法部の議員の定数の不均衡の是正を判決によって命じたのでござりまする。この事件は、州立法部の定数は是正の問題でござりまして、コングレス、連邦議會のそれではござりませんが、この判決の意圖するところは、いわば第三者である裁判所が、アメリカの民主政治を維持擁護するために、あえて定数の問題に介入してきたことだと思ひます。その意味において、歴史的判決だと言

きまして注目すべき判決が出されておりますので、御参考までにそれを御紹介申し上げます。これは、いわゆるベーカー対ベーカーの事件といわれるものでござりまするが、アメリカにおきましても、日本におきましても同じように、選挙区制の議員の定数が近年著しく不均衡になって参っております。この不均衡を是正するために、かなりしばしば、そして長年にわたつて参つておられまする。これは、やはり立法部議員の現職にいらつしやる方の直接の利害に關係いたしますものだけに、どうしても実現できないのでござりまする。その結果、ついに——これは各地に起こつておられる問題でござりまするが、その一つであります。テネシー州議會の定員是正の問題が今回裁判上の争訟の問題となりまして、最高裁判所において争われたわけでございます。最高裁判所は、この事件に對しまして、従来この種の問題に關しましては、政治問題という理論によりまして判決を下すことを回避いたして参つたのであります。しかし、ベーカー事件におきまして、この立場を捨てまして、アメリカの憲法の保障する平等条項に違反するといつたしまして、州立法部の議員の定数の不均衡の是正を判決によって命じたのでござりまする。この事件は、州立法部の定数は是正の問題でござりまして、コングレス、連邦議會のそれではござりませんが、この判決の意圖するところは、いわば第三者である裁判所が、アメリカの民主政治を維持擁護するために、あえて定数の問題に介入してきたことだと思ひます。その意味において、歴史的判決だと言

きまして注目すべき判決が出されておりますので、御参考までにそれを御紹介申し上げます。これは、いわゆるベーカー対ベーカーの事件といわれるものでござりまするが、アメリカにおきましても、日本におきましても同じように、選挙区制の議員の定数が近年著しく不均衡になって参っております。この不均衡を是正するために、かなりしばしば、そして長年にわたつて参つておられまする。これは、やはり立法部議員の現職にいらつしやる方の直接の利害に關係いたしますものだけに、どうしても実現できないのでござりまする。その結果、ついに——これは各地に起こつておられる問題でござりまするが、その一つであります。テネシー州議會の定員是正の問題が今回裁判上の争訟の問題となりまして、最高裁判所において争われたわけでございます。最高裁判所は、この事件に對しまして、従来この種の問題に關しましては、政治問題という理論によりまして判決を下すことを回避いたして参つたのであります。しかし、ベーカー事件におきまして、この立場を捨てまして、アメリカの憲法の保障する平等条項に違反するといつたしまして、州立法部の議員の定数の不均衡の是正を判決によって命じたのでござりまする。この事件は、州立法部の定数は是正の問題でござりまして、コングレス、連邦議會のそれではござりませんが、この判決の意圖するところは、いわば第三者である裁判所が、アメリカの民主政治を維持擁護するために、あえて定数の問題に介入してきたことだと思ひます。その意味において、歴史的判決だと言

きまして注目すべき判決が出されておりますので、御参考までにそれを御紹介申し上げます。これは、いわゆるベーカー対ベーカーの事件といわれるものでござりまするが、アメリカにおきましても、日本におきましても同じように、選挙区制の議員の定数が近年著しく不均衡になって参っております。この不均衡を是正するために、かなりしばしば、そして長年にわたつて参つておられまする。これは、やはり立法部議員の現職にいらつしやる方の直接の利害に關係いたしますものだけに、どうしても実現できないのでござりまする。その結果、ついに——これは各地に起こつておられる問題でござりまするが、その一つであります。テネシー州議會の定員是正の問題が今回裁判上の争訟の問題となりまして、最高裁判所において争われたわけでございます。最高裁判所は、この事件に對しまして、従来この種の問題に關しましては、政治問題という理論によりまして判決を下すことを回避いたして参つたのであります。しかし、ベーカー事件におきまして、この立場を捨てまして、アメリカの憲法の保障する平等条項に違反するといつたしまして、州立法部の議員の定数の不均衡の是正を判決によって命じたのでござりまする。この事件は、州立法部の定数は是正の問題でござりまして、コングレス、連邦議會のそれではござりませんが、この判決の意圖するところは、いわば第三者である裁判所が、アメリカの民主政治を維持擁護するために、あえて定数の問題に介入してきたことだと思ひます。その意味において、歴史的判決だと言

きまして注目すべき判決が出されておりますので、御参考までにそれを御紹介申し上げます。これは、いわゆるベーカー対ベーカーの事件といわれるものでござりまするが、アメリカにおきましても、日本におきましても同じように、選挙区制の議員の定数が近年著しく不均衡になって参っております。この不均衡を是正するために、かなりしばしば、そして長年にわたつて参つておられまする。これは、やはり立法部議員の現職にいらつしやる方の直接の利害に關係いたしますものだけに、どうしても実現できないのでござりまする。その結果、ついに——これは各地に起こつておられる問題でござりまするが、その一つであります。テネシー州議會の定員是正の問題が今回裁判上の争訟の問題となりまして、最高裁判所において争われたわけでございます。最高裁判所は、この事件に對しまして、従来この種の問題に關しましては、政治問題という理論によりまして判決を下すことを回避いたして参つたのであります。しかし、ベーカー事件におきまして、この立場を捨てまして、アメリカの憲法の保障する平等条項に違反するといつたしまして、州立法部の議員の定数の不均衡の是正を判決によって命じたのでござりまする。この事件は、州立法部の定数は是正の問題でござりまして、コングレス、連邦議會のそれではござりませんが、この判決の意圖するところは、いわば第三者である裁判所が、アメリカの民主政治を維持擁護するために、あえて定数の問題に介入してきたことだと思ひます。その意味において、歴史的判決だと言

われ、今後いろいろな問題がござい  
ましようとも、非常に大きな意義を持  
つ判決だと言われているのだと思いま  
す。この判決の下されたことを  
きまして、私は、選挙制度に関する開  
決定は、国会の御任務ではございませ  
んが、あまりにも直接的な利害関係のあ  
ることではございませぬので、どうして  
お互いに人間である以上、これはどう  
しても第三者的なものに、日本でござ  
いまして審議会の答申というよう  
ものを尊重せられることが必要である  
ということを感じました。したがって、  
よいことと喜んでいただきました。  
以上でございます。

○委員長小林武治君 ありがとうございます。  
次に、宮崎参考人をお願いいたしま  
す。

○参考人(宮崎吉政君) 私は、まずこ  
の法案を批判するにあたりまして、基  
本的な考え方を先に申し上げます。  
それは、第一番目には、選挙とは、  
政治におきましますところの、そのほか  
のいろいろな国民作用の諸方式、たと  
えば請願デモ、交渉、圧力団体の働  
きかけといったようなものに比べまし  
て、選挙はその中心である、いわば唯  
一の表通りの行事であります。かつ、  
この国民が漏れなく、公平に、かつ、  
明朗に参加することが大事だというふ  
うに考えております。にもかかわら  
ず、最近選挙が決してこうした理想ど  
おりに行なわれないことから今日のよ  
うに選挙法の改正が取り上げられたの  
だ、これをまず第一に考えるのであり  
ます。

第二番目には、選挙法改正というも  
のは、これは場合によっては政治制度  
をも変革するところの直接の契機とな  
り得るものであります。ルネ・キャピ  
タン教授あるいは宮沢俊義教授が言っ  
ておりますが、一種の革命さえ引き起  
こしかねないのが選挙制度の改正であ  
ります。同時に、選挙法は、政治家に  
とりましては、場合によって、それこ  
そのその死命を制するような事柄をも含  
んでおるのであります。したがって、  
私たちは、単に選挙制度を改正すると  
いたしまして、こうした点を十分に  
考えてから慎重に取り上げることが必  
要だ、これが第二番目に考える点であ  
ります。

第三番目には、しかしながら、同時  
に、選挙というものは民主政治の根幹  
であることは言うまでもありません。  
政治家同様にわれわれ国民にとり  
まして、選挙民にとりまして、選挙  
法あるいはそのほか立法権に属する問  
題は第四権——立法、司法、行政のほ  
かに第四権的なものを置いて、こうい  
うものを認めるべきだという意見があ  
るくらいであります。ただいま久保  
田さんの言われました第三者的な機関  
というの、その意味かと思えます。  
が、そうした意味合いで国民も十分に  
この選挙制度の改正、選挙法の改正に  
参加しかつ参加するところの権限と義  
務とがあるんじゃないかというふう  
に考えます。したがって、私たちが  
は、選挙制度が民主政治の土台である  
という限りにおきましては、まず第一  
に、基本的な人権としての政治的な自  
由を侵害してはならないという点、も  
う一つ、抜け道を探さず現在の選  
挙のあり方、選挙法の脱法行為とい

ものは厳重に規制すべきだ、つまり選  
挙の自由と、それから罰則を強化する  
という二律背反の上でこの問題を考え  
ねばならぬというふうに考えます。こ  
れが私の今度の法案、選挙法改正に關  
しますところの基本的な考え方であ  
ります。

ところで、提案された選挙改正案で  
ありますが、これを見ますと、表面  
は、これは選挙制度審議会の答申から  
政府案ができて上がりました。自由民主  
党の修正、そして民社党と自由民主  
党との共同附帯決議をつけているとい  
うことで、衆議院を通過したものであ  
りますが、内容におきましては、答申  
案からまず政府案になる段階、しか  
も、その政府案になる段階におきまし  
ては、自治省案がいろいろ党内修正  
によって政府案に固まるまでの段階、  
さらに衆議院におきましては、自由民  
主党による修正という各過程を通じま  
して修正されておりますが、何といっ  
ても一口に申しますと、この修正は改  
悪と称して過言でないというふう  
に考へます。もちろん、私たちはこの答申  
の完全実施を今直ちにやれという強論  
を吐こうとは思いませんけれども、し  
かし、今申し上げたような意味で、や  
はり社会党もしくは民社党の主張され  
ておる点に重点を置かして改正され  
ることが望ましいと、今日の段階にお  
きましては、今度否決はされましたが、修  
正案を衆議院に出しております。民社  
党は今度は提案はいたしませんけれど  
も、一昨年の民社党が発表いたしました  
選挙法改正案要綱につきましては、ほ  
ぼ社会党と同様の主張をいたしてお  
りますが、私どもは、こうした方向に

従って本案をできれば修正していただ  
きたい、こういうふうな考えておりま  
す。  
それです内容につきましては、時  
間がありませんから、簡単に触れるこ  
とにいたしますが、まず、何といた  
ても、本案の内容について問題にされて  
おりますことは、現在の国会とそれか  
ら国民との間にギャップが多過ぎるの  
ではないかという点であります。その  
一つが、先ほどから阿部さん、久保田  
さんによって主張された選挙制度審議  
会の答申無視という格好に現われてい  
るのでありますけれども、その第一番  
の点は、やはり言うまでもなく連座制  
強化の問題であります。この内容も、  
時間がありますから、ここでは触れ  
ませんが、これにつきまして、政府  
案は党の御説明を聞きまして、たと  
えば連座制におきまして、この当然失  
格の条項については、憲法違反ではな  
いけれども、本人を裁判に問与させな  
いというところは憲法違反の疑いがある  
というふうなことを言っております。  
あるいはまた、実際上これは危険が多  
いのだ、兄弟姉妹は他人と同様であ  
る、現実において、自由民主党と社会  
党とに兄弟が分かれて選挙をやってい  
る例があるではないかということ  
を言っております。私もこれの例を知っ  
ておりますが、そうした実例をそのほ  
かに知っております。しかしながら、  
この辺で考えなければなりませんの  
は、やはり私は連座制そのものは今日  
の段階において簡単に罪九族に及ぶ、  
そういう思想が古いと言つてきめつけ  
るべきものじゃないかというふう  
に考へます。やはりこれは今日の現  
実を考へますと、連座制というものは、

今日の選挙でもどうしても必要なんじ  
やないかという気がいたします。今日の  
選挙というものは、しばしば、選挙は  
候補者一人でなくして、多くの人々と  
共同作業によって行なわれているとい  
う事実であります。したがって、  
私どもは、しばしば候補者以外にな  
お力を持った側近者がいるというよう  
なことを考へますと、この連座制の存  
在というものは必要じゃないか。  
さらにはまた、法律思想の点から考へ  
ても、他人の罪によって当然責任を  
負わなければならないということであ  
りますが、これは今日の候補者が運動員  
に対する管理もしくは監督、指導と  
いったものの責任の意味合いからも、  
この考へ方は取り上げられてしかるべ  
きではないかというふうな思ふのであ  
ります。イギリスにおきましては、一  
切の選挙が、この選挙資金を扱うエ  
ージェントというものがおりますけれ  
ども、その制度のことにつきましては、  
普通選挙区の責任者などが当たって  
おります。そしてこれは候補者の選挙  
違反は連鎖反応としてその地域のエ  
ージェントに及ぶということになって  
おりますが、こういうこともこの際一  
緒に考へるべきじゃないかというふう  
な気がいたします。

それから第二番目には、高級公務員  
の立候補制限であります。これは御承  
知のとおり、内容はすっかり変わった  
のであります。私どもは、これにつ  
きましては、非常に不満を感じるので  
あります。高級公務員の立候補制限に  
つきましては、理論的にもそうであ  
りますけれども、実際問題として非常  
に多いのじゃないかという気がする  
のであります。皆さん御存じのとおり、昭

昭和三十七年五月二日【参議院】  
第二部 地方行政委員会会議録第三十一号







あるだろうと思いますが、このままも  
う終わってしまうという事は、はな  
はだ私は区制の、ことに焦眉の急を叫  
ばれておるアンパランスの問題が置き  
ざりにされた、そのままで済むとい  
うことは、これははなはだ遺憾千万な  
ことなので、何らかの機会において、こ  
の問題を審議されるということは適当  
であろう、私はかように考えておりま  
す。

○矢嶋三義君 もう一回だけ伺わして  
いただきます。それは、先生は審議  
会の一員でありますから何うのであり  
ますが、中央調査社で、選挙制度審  
議会の答申を知っておるかどうかと  
いう角度から、一月に政府で調査社に委  
託して世論調査をしたところが、審議  
会の答申を知らないという人が七八・  
二%あったというのですが、この点  
については、まあきょうは先生は審議  
会の代表者でおいでになっておられる  
わけじゃございませんけれども、政府  
におかれても、また審議会におかれて  
も、さらに一段と工夫、努力されるべ  
きではないかと、かように思うので  
すが、この点と、それからもう一つは、  
国さらに地方公共団体と財政的につな  
がりがある会社、法人の寄付は、全面  
的に、私は奮勇を断固としてふるって  
即時禁止すべきが最も適切ではないか  
と、こう思うのですが、それが答申を  
受けた後に、ごらんのとおり法律案に  
おいて非常に変わって参りました。こ  
れは三参考人の公述の中でも触れた問  
題であります、この基本的な点につ  
いて、阿部先生ほどの程度の重要度  
をもってお考えになっておられるか、そ  
れだけ承って私の質問を終わりたいと  
思います。

○参考人阿部真之助君 政治資金の  
問題でございますが、これは間接には  
選挙の問題とつながりがある問題で  
が、これを規制するという事は、別  
に政党法とかほかの法律でもって規制  
されるべきであって、今ここで選挙法  
を論ずる場合に、この問題について論  
ずることは、必ずしも私は適切じゃな  
いと思えます。しかしながら、日本の  
政党政治の発達の歴史を見ますとい  
うと、もしも政党活動の資金源とい  
うのを今すぐ水の手をとめてしま  
うことは、まかり間違うと角をため  
て牛を殺すといひますか、政党を殺  
してしまふようなおそれもあるだ  
ろう。だから、私は政党に金を払うこと  
はあたいりませんだと思つて、ただ、入  
り方の問題だろつと思つて、非常  
にガラス張りにはつきりした、そ  
ういう政治的に悪い因縁がつかぬ  
ような形、何らかの方式で金を払  
うならば、政党は金がなければ活動  
はできないのですから、いかなる政  
党もどこから金が入つてくるので  
す。だから金の規制の方式について、  
十分これは考へなければならぬ問題  
であると思つて、それは、日本の現  
状において、一体どういう方式をと  
るがよいかわからないかどうかと  
いう問題はなかなかむずかしい問題  
なん、水の手をとめてしまへば、そ  
れで、すぐ政界は浄化できると、そ  
う簡単に考へることはむずかしい。  
むしろ、そういう法律をこしらへて  
も、政党の活動がある限りにおい  
ては、その活動資金が必要なんだ  
から、かえって暗いわけのわか  
らない金が入つてくるので、で  
きるだけガラス張りのようなそ  
ういふ形で資金が入つてくる、し  
かも、その金は政治に悪い因縁が  
つかぬような

金、そういう方式をわれわれは積極  
的に考へなければならぬのだ、か  
ように考へております。

○秋山長造君 三人の参考人の方に  
端的に御意見を伺ひたいのですが、  
まず第一に、阿部さんにお尋ね  
たいのですが、先ほどの御公述で政  
府原案は十分ではないけれども、と  
にかくにも一歩か半歩か前進だ  
からと、この政府原案はともかくと  
して、衆議院で最終段階に四点に  
わたつて悪評さくさくたる修正  
がなされたわけですが、あの衆議  
院修正に対する忌憚のない御意  
見をお伺ひしたいと思います。

○参考人阿部真之助君 その点につ  
いては、私は前に陳述したつもりで  
ございますがね。

○秋山長造君 私はちよつと  
おくれたきたもので、もう一度……

○参考人阿部真之助君 どうも、私  
自身とすれば、はなはだ遺憾の点  
が多いうちに思つておりますがね。  
しかしながら、この修正によつて  
現行法と比べてみて悪くなったとい  
うことは、現行法より悪くなった  
という話で、もとになつたとい  
うだけの話で、それならば、幾  
らかいい点があるのだから、  
国家政治といふのは私は漸進  
主義だろつと思つて、だから、  
すべからず漸進的に少くともよ  
くなるのならば、この法案は通  
すべきものだらうと、かように  
考へておるわけなんです。

○秋山長造君 現行法より悪  
くなつておつたのです、たとへば  
選挙運動員に対する報酬ですね、  
この点はどうか。今までの選挙  
法の考へ方なりあるいは判例  
その他を一貫して流れておる  
思想は、選挙運動というものは  
本来無報酬でやるべきだ  
と、ただ労働者あるいは労働  
者のな者に対しては、それ相  
当の日当を払ふことはまあや  
むを得ない、こういうこと  
で、きつと一貫してきてお  
るわけですね。それを今度  
は非常に乱す形になり  
ますかね。これはもう、何と  
説明をしようか、この一角  
から買収を公然と認めてい  
くことに結果的にはならざ  
るを得ぬことは、多年選挙  
の実態をよく御存じの阿部先  
生、これは十分御承知だと思  
つておるわけですがね。それ  
で、も現行法よりは悪くはな  
らないといふように言ひ切  
れるものでしょうかね。

○参考人阿部真之助君 どうも私  
は、この問題についてはあまり、  
ほんとうを言つて、関心を持  
つていない、現状を見ても、  
事実私にはさういふふうな  
人たちに内緒に陰で何らか  
の報酬は与へられておるの  
じゃないか。そのくらいな  
らば、やみ取りをするくら  
いならば、もつと表面に出  
て、さうしてはつきり何  
円何円何円あげるといふ  
制限を設けたほうが、もつ  
と一つの進歩であるとも  
言ひ得るわけなんです、こ  
れはよくなる点もあるの  
で、今御質問の趣旨で、  
それが公然たる買収になる  
と、さういふふうな考へ  
もあるなら、これは差し引  
いてみれば、いいか悪  
いか、私はこの点について  
はあまりはつきりした見解  
を持っていませんがね。  
この点は、悪くなるとい  
ふように、一方的にばかり  
私は断定できないだらう  
と思つておる。せいぜいの  
ところ、もつとこのところ  
くらいじゃないですか、ま  
あかように考へておる  
わけなんです。

○秋山長造君 いや、私は阿部先  
生に

いつもものもつと歯切れの  
いい毒舌を承れると、楽し  
みにして来たわけですが、  
でも、NHKの会長におさ  
まられてから、さうい  
う選挙の実態というもの  
に、少くともなつておら  
れるように、私は失礼で  
すけれども、思つておられ  
ないですか、この点は今  
先生のおっしゃるような  
簡単なことで済まぬと、  
われわれ選挙の実態から  
思つておるわけなんです。  
ただ春公といふことは、  
当節私には考へられない  
ことだと思つて、現代にお  
いては、ただ、言葉はきれ  
いなんです、春公といふ  
言葉で、しかしながら、  
当節の人たちがただ一  
体それほど熱心に奉仕  
するといふことは、ま  
れにはあるかもしれませ  
んけれども、多くの場合、  
選挙の実態をきわめて  
みれば、私はそんなもの  
じゃないと思つておる  
わけなんです。きれいな  
ことを言つておるだけ  
の話なんです。そのきれ  
いなことを、表面に出  
してきて、そんなやみ  
で、はつきりした公定  
価格をここに持つてくる  
といふことは、必ずしも  
悪い結果ばかりじゃない  
と思つておる。この点  
については、

○秋山長造君 それは阿部先生、お  
言葉をお返しするよう  
で失礼ですが、認識不  
足もはなはだしいです。  
たとへば、社会党あた  
りの選挙といふもの  
は、それはもう大體腰  
弁です。それはま  
れな例だとおっしゃ  
るけれども、そんな  
ことではない。これは  
まじまじです。それで  
なかつたから、選挙  
といふものはやれぬ  
ですよ。だから、さうい

○秋山長造君 いや、私は阿部先  
生に

う点もひとつ十分認識をしていただく  
ぬと困ると思うのですがね。まあしか  
し、それは議論になりますから、これ  
以上は申し上げませんが、今の点につ  
いて久保田参考人はどういうふうにお  
考えになりますか、衆議院修正につい  
て。

○参考人(久保田きぬ子君) 選挙運動  
員に対する報酬の問題でございましょ  
うか。私も、過去の判例におきまして  
は、一貫いたしましていわゆる機械的  
に労働者に限っておりますことも、承  
知いたしておりますし、それから先ほ  
ど阿部先生のおっしゃいましたことも  
現実でございまして、今秋山議員がお  
っしゃったことも事実だろうと思うの  
でございすけれども、そういう選挙の  
実態というものを自分で直接に知らな  
い私でございすから、何うだけのこと  
でございすけれども、当今からいたの  
まして、私も、これは厳密な意味で、  
ある程度の報酬というものを表向きに  
認めたほうが明るいのじゃないか。非  
常に清い選挙、まことにそれが望まし  
いわけでございすから。と同時に、  
買取につながる面であるということ  
も、まさに御指摘のとおりで、私も思  
わないわけではないのでございすけれ  
ども、これはむしろ、私自身の考え  
ますところでは、このたびの選挙法の  
改正の大きな争点として取り上げるべ  
きものでもないような気がいたしまし  
て、一言に申し上げますれば、どっち  
でもいいと言ったら申しわけないので  
ございすけれども、まあ望ましいわ  
けではございすけれども、現実にと  
んな物価高になっておりますときに、  
あるいは心持という形でお礼をするこ  
とがあるのじゃないか。それだった

ら、きちっとある一定の人数に限りま  
しては、ある程度のことをするといふ  
ことは、むしろ現実に合わせておるの  
じゃないかというふうな気がいたしま  
す。何か取りとめのない、要領を得ま  
せんことではございすけれども。

○秋山長途君 この点は、ちょっと私  
質問が、非常に選挙の実態にお触れに  
なっていないお立場の方々ですから、  
御無理な質問じゃないかと思う。今の  
選挙法は、選挙運動員に対しても実費  
弁償ということは認めておるわけで  
す。だから、足代なり弁当代、あるい  
は宿泊等の実費弁償というものは認め  
ておる。今問題になっておるのは、そ  
れとは別に報酬を払うかどうかとい  
うことが問題になっておるのですけれ  
ども、まあその点よくその点は御理  
解になっていないようなので、あるい  
はあまり突き詰めてお尋ねすることは  
御無理かと思ひますが、お気持はよく  
わかりましたから……。

宮崎さんにお尋ねしますが、先ほど  
宮崎さんの衆議院修正についての御意  
見をちょっと承りはしたわけですが、  
ども、重ねて衆議院修正の四点につ  
いての忌憚のない御意見を端的にお伺  
したいと思ひます。

○参考人(宮崎吉政君) 第一の事前運  
動削除の件は、これはせつかくここ  
で、不自由な選挙を自由な選挙に持っ  
ていく。しかもこれは、明治以来の悪  
弊である選挙というものを対して何と  
か制限を加えようという古い考え方に  
対して、新しくこうした制限を緩和し  
ていこうという企てを削除したとい  
うことは、非常に残念で、反対でありま  
す。

それから第二番目に、今問題になっ  
ておりました労務報酬の問題は、これ  
は私は末梢問題だとさっき申し上げた  
とおりであります。やはり私自身も  
選挙の実態というものはよく存じてお  
ります。そうして考えております上  
で、法定選挙費用の不合理な点、ある  
いは実際に今日の選挙というものは、  
単なる運動員だけで行なわれているの  
ではなく、労務報酬者だけでなくて、  
しばしばいろいろな協力によって行な  
われている。マンモス選挙という言葉  
はオーバーですが、非常に広範囲な人  
によって行なわれている。しかも理想  
論として、手持ち、手弁当ということ  
が言われておりますけれども、私はこ  
の点はある程度の幅を認めていい。た  
だ、先ほどちょっと申しましたとおり  
に、運動員の報酬という名目を買取に  
転化するということはきわめて心配で  
あるけれども、——ということをつけ加  
えておきました。そういう点さえ考  
えていただくならば、これはたいした  
問題ではないと思ひます。

それから、後援団体の寄付禁止に関  
して一定期限をつけたこと、これは私  
も反対であります。一種のこれは抜  
け穴を見つけないことではありますから、  
だんだんとこれが拡大して弊害を起こ  
してくるということで、反対でありま  
す。

それからもう一つの、地域主宰者が  
連座の対象となる場合についての、そ  
の制限であります。これも当然、こ  
んなような制限をつけていけば、この  
規定はまさに骨抜きになってくるとい  
う意味で、反対であります。

○加瀬完君 阿部先生に伺ひますが、  
先生の先ほどのお話によりますと、審  
議会の設置目的が、人員数と人口のア  
ンバランス、すなわち区制を改めなけ  
ればならないのに、この区制を改めな  
いで、いろいろなことをおやりになっ  
た。ですから、したがって、これは暫  
定的なものだ、こういう御説明がござ  
いました。審議会設置法からすれば  
も、第一の目的は、腐敗選挙の矯正、  
あるいは公明選挙の推進ということと  
ではないのでございすでしょうか。

○参考人(阿部真之助君) うたい文句  
は、まさにそのとおりである。うたい  
文句では、だが、急速に結論を出して  
いただきたいという政府の要請はど  
こにあったかという、とりあえずこの  
人口のアンバランスの問題、これだろ  
うと思う。それ以外に、急速に結論  
を、区制の問題なんかは出ておいて、  
そうして急速に結論を出してもらいた  
いというところは、私は意味がないこと  
であります。ところが、このアンバラ  
ンスの問題に取組むことなしに、こ  
とに区制の問題に取組むこと——そ  
の結論が出ない以前にこういう答申案  
が出されたということは、これは私個  
人の考えじゃないのです。当時委員会  
においても、この区制の問題がさまら  
ぬ前に選挙運動とかあるいは罰則の問  
題を審議しても意味をなさないので  
ないかという議論が行なわれたので  
す。だがまあ急ぐから、ひとつ並行し  
てやっというじゃないか。だから、  
もしも早いものとおそいものとお  
て、非常にちぐはぐな事態が起こった  
場合には、あらためて区制の結論が出  
たときもう一べん考え直すうじゃない  
か、こういうようなことで並行して審

議が行なわれてきた。これは私の個人  
の考え方じゃないのであります。

○委員長(小林武治君) 委員の異動を  
御報告申し上げます。本日付けをもっ  
て鍋島直昭君が辞任され、その補欠と  
して米田正文君が選任されました。

○加瀬完君 私ども結論的に言えは、  
今区制というものを確立しないと、そ  
こでいろいろ処罰法規をきめたところ  
で、それは全くナンセンスだという考  
えに変わりありません。しかし、審議  
会の答申そのものが、審議会の設置法  
でうたっているように、やはり公明選  
挙の推進といひますか、現在の腐敗選  
挙を何とかしてなくそうといふところ  
にこの中心が置かれて答申が出された  
と了解してこれはよろしいのでしよ  
うね。

○参考人(阿部真之助君) まさにその  
とおりであります。

○加瀬完君 そういたしますと、その  
先生のお話の中に、たとえ政府とか  
政党等の主張というものも、当然答申  
されたものの修正の大きな働きかけと  
してあり得るのだ、したがって、これ  
は答申そのものが原案になるというこ  
とではなく、若干の修正というものは  
これは考えられてもいい、こういうお  
話がございすけれども、これはあ  
くまでもその修正は、公明選挙とい  
いますか、こういう目的をより進めるよ  
うな方向に修正が行なわれるというこ  
とだけが認められる、先生のお立場と  
してもお認めになるのは、公明選挙へ  
の推進という意味がよりプラスになる  
という点で修正が認められる、そうい

うように了解してよろしゅうございませうか。

○参考人(阿部真之助君) 審議委員とすれば、まさにそのとおりでございます。しかしながら、公明選挙を進める手段、方法というものについては、いろいろの考え方があり得ると思います。

それと、審議会の考え方と政府当局の考え方がずれている場合があり得ることである。その点の調整は、これは一つの問題なんです。だから、何でも審議会の見解どおり、それを一点一画も間違いなしに政府はやらなければならぬというふうには考えられない。政府は政府の責任において、自分の見解は議案として提出し得ることだろうと思っております。

○加瀬完君 しかし、この審議会設置法を審議するときに、第三条は、御存じのように、答申を尊重するというものを新しく特に入れてある。その点総理も強調されました。われわれが今までのように、通例、調査会等から、あるいは審議会等から答申がされても、それをいろいろ政府修正なり与党修正なりということをはなはだしくして、何ら答申そのものに保証を与えなかった。言葉は違いますが、意味は。しかし、今度第三条で答申を尊重するというものを入れたのは、あくまでも答申というものを尊重するのだ、こういうふうにして述べられておるわけです。したがって、先生御指摘のように、若干字句の修正とか、立法技術上の問題点というものを政府が手直しをして出されるのはよろしいとは思いますが、あのように持つて回って、答申そのものが損なわれるような傾向を生ませたいと思いませんか。

○参考人(阿部真之助君) 審議委員とすれば、まさにそのとおりでございます。しかしながら、公明選挙を進める手段、方法というものについては、いろいろの考え方があり得ると思います。

それと、審議会の考え方と政府当局の考え方がずれている場合があり得ることである。その点の調整は、これは一つの問題なんです。だから、何でも審議会の見解どおり、それを一点一画も間違いなしに政府はやらなければならぬというふうには考えられない。政府は政府の責任において、自分の見解は議案として提出し得ることだろうと思っております。

○加瀬完君 もう一つで済みますが、参議院の選挙もあるので暫定案としておやりになったということであれば、高級公務員の立候補制限等はどうか。ここで答申案のとおり強調されるべきものだと思いますが、先生の御意見はいかがですか。

○参考人(阿部真之助君) もしできるならば、そうありたいと思っております。しかしながら、実際政治というものはなかなか私はそのうふうふうに動かぬだろうと思っております。それで、そういう場合に、それがいいからもうこの案は葬ってしまったというところは、どうかと思っております。——ということも申し上げておるので、やはり何ほどか前進があるのだから、この案をむしろ進めて、暫定的なものであろうと、一回だけでもこれでやっていく、それで将来は区制を議論する場合においていまいべん考え直したほうがよくはないか、こういうふうな現実に私はものを考えております。

○松澤兼人君 久保田さんにもっとお伺いいたします。今加瀬君からお話がありました高級公務員の立候補の制限、答申の中では「離職後最初に行なわれる参議院全国選出議員」と、こういうふうな書き方

ある。この程度の条件がついていれば、必ずしも私憲法違反というふうな問題が起らないのじゃないかと思っておりますが、御専門の立場から外国の事例などひとつお聞かせ願いたい。

○参考人(久保田きぬ子君) 私、高級公務員の制限は、必ずしも被選挙権の制限に直ちに繋がるといふものではないと思っております。立候補制限が、一般行政職員と申しませうか、一般公務員にまで広く及ぼしたときに、これはいたずらに被選挙権の制限になるといふことが考えられると思っております。ごく特定の高級公務員、しかも特定の条件のもとでその立候補を制限するといふことは、いわゆる公平の原則という点から考えまして、必ずしも被選挙権の制限になる、したがって憲法違反になるというところは言えないのじゃないかと思っております。

○松澤兼人君 日本でもそうですけれども、外国などでも、特定の行政官になる場合には特定の営業はやめなければならぬとか、財産の処分をしなければならぬとかいうような、いろいろの制限がついておる事例がございますね。そういう問題は、憲法違反の問題とは関係のない問題として考えられておるのじゃないですか、普通外国などにおきましては。

○参考人(久保田きぬ子君) まさに憲法上の問題とまではいかないとおぼろげでございます。ある程度、いわば政治良識でも申しませうか、たとえば一番いい例が、アイゼンハワーのときの、あのチャールズ・ウィルソンG Eの社長の就任でございますが、一切

そういう関係のものを国防省の長官に御就任のときにやめましたし、株の処分もなさいました。これはいわば政治をきれいにする意味で、私は当然その職におつきになります方のなすべき一つの倫理的な自発的なものであつて、制限イコール被選挙権の制限とかあるいは公職につくことの制限といふふうなものに私自身は考えていないのでございまして、まさにおっしゃるとおりでございます。

○矢嶋三義君 今の点に関連するのですが、一回だけ久保田先生並びに宮崎先生にお聞かせいただきたいのでございまして、それは今度の答申の中のやはり一つの大きな柱として国民の関心を集めた高級公務員の立候補制限、これはあわせて下級公務員まで言及していただいてもいいんですが、久保田先生、さっきの第一回の公述のときに、高級公務員の制限に關しては一切ここで触れられませんでした。今御所見の一端がわかったのですが、この点について、宮崎参考人のほうでは、相当峻烈に答申案を採択しなかつたということに批判されておりました。問題は、私は現実だと思つて、さういふ声があり、日本の政界に若干の反省の色が、さざしが見えるようになっていけば、それなりに僕は見方があると思つておるのです。ところが、選挙制度審議会であつただけの答申が出て、世論を沸かしていきながら、ある程度申し上げないとわからぬでしようが、日本の政界の実力者となつたわけに、ある政治家にごく近い筋の高級公務員の方が立候補するために退職されましたがね。そうして、やはりその官庁の組織をフルに使って猛烈なる

事前運動をやられているんですがね。これがやっぱり実態ですからね。こういう点からは、衆議院の参考人の公述速記録を読みますと、あるいは長谷部さん、あるいは御手洗さん等は、ともかく日本の選挙の実態からいってある程度の副作用を起すもやむを得ない、荒療治もやむを得ない、そういう必要性があるというふうな筋から公述されておるんですが、そういう実態が一部にあるということ計算に入れた上で、久保田参考人はなおかつかような御見解を持たれるかということをお聞きしたい。幸いにして宮崎先生は自由なる新聞社の論議委員をされておるわけですが、こういう点について私はいさし新聞の使命を積極的に紙面を通じて果たしていただけないものかという感じと、それから先ほど阿部先生にお伺いしたことに関連するんですが、公共放送としてのNHKの会長として阿部先生の御意見を私はサウインドしてみたいわけですが、おたくの新聞論説もまあたいがい拝見していただいておりますが、一般国民に与える影響性、指導性の深く大きいという点から、こういう議会制民主政治の根幹に触れると、日本の政界に一大転機をもたらすであろうという重要な法律案が国会において審議されている段階においては、私は、新聞社としても、本日参考人として宮崎先生がその信念に基づいて堂々と論ぜられたその程度の論陣を新聞報道界は張つていかなるべきではないか、そういう僕は見解を持っていますので、これは念願も含めて、幸いに先生が大新聞社の論議委員であられますので、あえて御所見を承っておきたいと思つておるんですが、

○参考人(宮崎吉政君) 今の高級公務員立候補制限に関する主張は、今日に始まったことではないのでありまして、前昭和三十四年の選挙のときも取り上げられまして、そのときにはたしか、私の知っておる限り、東京のほとんどの新聞が参議院選挙についての批判の中に必ずこの項目を入れておったと言つて過言でないというふうに承しております。のみならず、今度のこの案が出ましてから、各新聞——私どもはもちろんであります、各新聞いずれも改正案のこの項目について賛成しておりましたはずであります。やっぱり私は、矢嶋議員のおっしゃるとおり、実態からいいますと、この高級公務員が今日選挙に堂々と出てきて、しかも楽に当選しているという現状は、やはりこれは選挙の不公明の実情だろ

うと思う、それから、理論的に申し上げても、これを憲法違反だとか基本的人権云々と言われるのは、これはやはり十九世紀的な権利義務概念だと言つて差しつかえないと思ひます。

○参考人(久保田きぬ子君) 先ほどの矢嶋議員の質問でございますけれども、私前提といたしまして、答申を尊重しなければならぬという前提に立っております。その意味におきまして、高級公務員の立候補制限も、当然その中に含まれる——答申の中にはございませぬけれども、含まなければならぬと思つておるんでございませぬけれども、二十分と承つておりましたのでございませぬから、私が原理的に考

えます三點に關しまして申し上げさせていただきます。私にもちろん、実際の面から考えまして、今宮崎参考人のおっしゃられましたと同じよう

に、高級公務員の制限というものはある程度妥当で、先ほど申し上げましたように、私はそれは憲法問題とかいふような問題ではなく、いわば一つの良識としてそれだけの節度が立候補なさいます方自体にあつてはしるべきものと存じて、それを制限することは一向さしつかえないという立場でございませぬ。

○加瀬完君 宮崎さんにお伺ひいたしますが、お話の中に、国会と国民のギャップがある、こういうお話がございました。まさにそのとおりでございまして、せんだつて衆議院の修正案を御説明なさる衆議院の方が参られまして、私どもいろいろ質問をしたわけでございませぬが、その方は、たとえは新聞あるいは報道といたつたようなものも事実をよく認識しておらない、あるいはそういう新聞を通しての世論というものは間違つておる、こういうふうなお話がありました。あるいはまた、私ども新聞などで見ておりましたも、ある政党の大幹部は、しろうとに選挙のことはわからない、このようにまあ答申案などに対しては批判をいたしております。こういう一連の動きというものが統いてある限りは、どういふ審議会が優秀な案を出し、あるいは第三者が選挙の公正あるいは公明選挙のためにいろいろの参考意見を述べても、これは法律としては実を結んで参らな

いと思ふ。こういう点に対して、あるときは、各大新聞が筆をそろえまして、いろいろな世論の方向づけと申しますか、指導をなさつたような事案もございませぬが、今度のような選挙法の改正などにつきまして、もう少し、そ

ういった似て非なる自信といひます

か、先生のお言葉で申し上げるならば議員のエゴイズムというものを報道陣がこぞつてたたく、あるいはまっすぐ世論の方向に議員を向けさせる、こういう活動がもう少しあつてしるべきだと思ふのですが、この点の所見を承りたい。

○参考人(宮崎吉政君) やはりこのことは、議員の各位の中に、あるいは政党の中に、非常に大きな誤解があると思ふのです。つまり、選挙というものは政党人あるいは政党だけのもの、政治家だけのもの、だと思ふふうな認識があるのではなからうかと思ふのです。やはりこれは選挙民というものを含めて初めて選挙というものは成立するのですから、堂々という言葉が当たるか

当たらぬか知りませんが、かかる意味合いにおいて、選挙民も十分に選挙法の改正などといった問題には参加する権利もあれば義務もあるというふう

に考へておられます。ですから、しろうとに何がわかるかといったような議論は、これはもうはなはだおかしい議論だといふふうに私ども考へておりました。今度の答申案から今度の提案に至るまでの過程で、一番われわれが非難されまじつたのは、お前ら選挙を知らな

そうすれば、選挙を批判する者はすべからぬと申すは参議院議員でなければならぬといふことになる、こんな暴論もないうと思ふ。こういうところに、私どもはやはり、こういうことを言つた人々、言つた政党人というものの基本的な考え方というものがまだ不足だ、これは大いに今後とも訂正していただきたい、こう思つておられます。

○加瀬完君 これは久保田先生、宮崎先生両先生に伺ひたいのであります。先ほど秋山委員の御指摘になりました、運動員に報酬を与える件ですね、これとあわせて、それらも含めまして、選挙費用の単価というものを上げたわけでありませぬ。確かに今の法定選挙費用というものは現実に合つておりませぬけれども、その法定選挙費用の中で選挙を済まされておる方も

いる。その法定選挙費用というものを上げる、あるいは運動員に対する報酬というものを新しく設けるということになりますと、ますます選挙費用がかさみまして、結局金権選挙というものがさらに幅を広げるのじゃないか、こういう懸念を私どもは持つわけでございませぬが、この点御所見はいかがでございませぬか。

○参考人(久保田きぬ子君) 法定選挙費用の引き上げでございますが、今の引き上げないままの中で、あるいはそれ以内、内輪でりつぱに選挙をなすつて当選なすつていらつしやる方を、私大先輩でも存じておりますわけでございませぬが、私は、選挙というものは金がかかるといふこの事態が、そもそも選挙というものの本質をわきまえないのじゃないかといふ気がいたしますのでございませぬ。そういう意味で、法定

選挙費用の引き上げということに對しましては消極的な見方をいたしておりますのですけれども、ここ数年來のこの物価の高騰を考へて参りますときに、よろずのものの物価が上がつてくるであらう。いくら法定費用をあるところで単価をきめておきまして、守られない。そこで、くずれていくなら、ある程度現実に即して引き上げていくのもやむを得ないだらうといふく

ら、そういう意味の消極的なものでございまして、選挙法の原則から参りますれば、私は現行の法定選挙費用でできないはずはないと思ふのでございまして、それをしなければならぬという事は、いわば正しい言論による、意見による、思想による選挙というものが行なわれていない証拠だといふ気がいたしますのでございませぬ。

○参考人(宮崎吉政君) 先ほど申しましたことで、私はこれは末梢問題だと思ひ思つておつたんですが、と申しましたのは、現実の問題として、とても現在の法定費だけではやつていけない。これは私ども、選挙を友人も先輩もたくさんやつておりました、聞いております。実情からいって、聞いております。これはただ、繰り返して申し上げますが、運動員の報酬という名目で買収に転嫁するといふことさえ警戒していただければ、一日七百元、そうして三十人以内といふならば、これは私はそう目に角立ててやる必要はないと思つてお

ります。





ども、しかし他方で、連座制からこれをはずしてやる——審議会でも途中ではずしたのでございますが、そういう点から考えましても、この事務員というものは、一般の有給の選挙運動員というものを正面から認めるといふよりは、やはり労働者に近い機械的な労働、そしてそれと関連する選挙運動のための一般的な事務というふうな範囲で考えられるから、その意味においては、私は絶対にかういふものを入れてはいけないという強い反対ではないのでございます。

それからもう一点、衆議院で修正が加えられました選挙期日告示前の演説会、それから選挙運動期間中の個人演説会の回数の制限を撤廃するという点が、すべて現行法どおりにもどったのでございますが、あとのほうの点は、これは実際に選挙運動期間中制限回数まで演説会をやる候補者は比較的少ないように聞いておりますし、また特定の候補者が場合によって会場を借り占めてしまうというふうなおそれもないうわけではございません。私は、その意味においては、回数を現状どおりに制限を残すということが、必ずしも反対ではないのであります。ただし、事前の演説会、期日告示前の演説会につきましては、どちらかといえば原案に賛成でございます。現在の現職の議員の方は比較的選挙において有利でありまして、ことに政党本位ということをもし考えますならば、それほどやかましく事前運動を規制する必要はあるまい、ことに文書ではなくて、言論による事前運動は相当大幅に認めることが必要ではないかと考えております。こゝういふ点でも、でありま

するから、衆議院の修正に全面的に賛成というのではなくて、相当ちゅうちゅうするところがござります。

それから、その他は、時間もございませぬから、端折りまして、そこで結論を申し上げますと、法案につきましては、必ずしも全面的に賛成ではございませぬ。しかしながら、それならば、答申がいろいろ修正を加えられたけれども、それは現行法と比べて改悪であるのか、逆の方向に、つまりマイナスの形で改悪であるのかと申しますると、私はそうは思わないのであります。ただ、あまり現行法と比べて、特に政治資金の規正などにつきましては、変りばえがしないという意味においては、不満はございませぬ。しかし、今日は、御承知のように、会期もわずかでございまして、現在の段階で修正を加えて一そうこの法案をよくするということとは、実際に時間的に不可能ではないか、もしそういう意味で時間がないといたしますと、修正を加えることは、もう否決というか、審議未了に終わるおそれがある、しろうとでございまして、そのように考えます。そういういたしますと、多少の不満はありますけれども、現行法をかりにたとえば五十点といたしますと、百点ではないが、法案は七十点あるいは八十点くらいに、相当必要な重要な改正も加わっておりますから考えられるのでありまして、そうなるか、現状維持よりは、この法案を通していただきたいということ、審議会に御意見を申し上げたい一人として、そういう希望を持って

おります。簡単でございますが、以上をもって

一応私の話を終わる次第であります。

(拍手)  
○委員長(小林武治君) ありがとうございます。ございました。

次に、袖参考人をお願いいたします。

○参考人(袖正夫君) 袖でございます。

公職選挙法を中心といたしまして、これに関連しました法規、さらにこれら法令の外側に、政治道徳運動としての公明選挙運動の態勢がありまして、これをひくくめて広く選挙制度と呼ぶことができるわけですが、この選挙制度は基本的な点で大きな問題を持っているのであります。それは、この選挙制度は、大正十四年のいわゆる普通選挙法を中心とした選挙制度を原形にいたしまして、それをもとにして改正を加えて戦後の現在に至ったものであります。この憲法は戦後になって詳しく申しますと、憲法は戦後になって国民主権への大きな改革を遂げたにもかかわらず、憲法付属法典である選挙法はその基本的な形態で旧態をどめておるのであります。そのため、わが現行選挙制度は、他の自由民主諸国家に類例を見ないほどに、民主政治の実態に即せず、極端な言い方をすれば、時代錯誤と思われような部分。重要な点で持っているものであります。国民主権は議会議長のものでは具体的に最もよく選挙の際の選挙民の行動に表われねばならないということ、議会議長は言論による討議を主要な手段にするということ、さらにその原則の上に行なわれる政治は政党政治であることを考慮に入れながら、今回の改正法案を検討してみたいと思ひます。

まず第一に、現行の選挙運動の法規制は、あまりに繁雑で、制限的であるので、これを改めなければなりません。このことは、過去の調査会、審議会でも主張されてきたところであります。中でも言論、文書活動の制限がきびしいのは特に問題であります。言論、文書活動の自由化につきまして、審議会の答申と政府案は、一歩を進めているようでありまして、事前運動を制限付で認め、期間中の個人演説会の回数制限を撤廃する、会場の宣伝ビラの配付を認める、ポスター、葉書の枚数の増加など、また選挙中確認団体である政党団体に言論による選挙活動を認めるなどの改善を行ないました。

これら改正案は、言論活動の自由化といふ選挙運動の法規制の質的な改革にはなお及ばないと思ひますが、量的には改善されたわけでありまして、この質的な自由化の徹底にまで及ぶのは、現状としてやむを得ないところではないかと思ひます。ところが、衆議院の修正で、個人演説会の制限緩和に関する部分、現行のものに逆戻りいたしました。この修正案などは、選挙における言論活動の意義を理解しないものと言わなければなりません。池田内閣は、その成立以来、議会議長の尊重を基本方針としております。議会議長は、言うまでもなく、選挙の場から始まって、議会の場、法律実行の場、終わるもので、そこには言論による討議が最大限に重視されるのであります。

そこで、特に選挙は、主権者国民と、その代表者たるべき候補者、政党とが、今までの政治のあり方を批判、検討し、今後の政策について注文し、理

解し合う機会でありませぬ。国民の基本的な人権の一つである参政権が最も具体的に表わされる機会が選挙でありませぬ。その意味から、選挙における議会議長、すなわち言論による討議を自由ならしめることは、国民主権の議会議長主制のもとでは、幾何学公理のように重んじられねばなりません。にもかかわらず、言論活動の自由化の量的拡大をはかった原案を、そのおもな点で修正をつけ、逆戻りさせるのには、反対であります。

さて、政府案自体も、言論規制の点で問題を持っております。その一つは、選挙中に言論、文書活動のできる確認団体一つにしばった点であります。そもそも、政党を含めて、政治団体の言論、文書活動を、選挙の際にこのように制限するなどは、議会議長の、政党政治の首を絞めるようなものであります。政党は、社会に足を置いて、政府の機会で活動をいたします。つまり、政党は広い意味での政府と社会の政治への意思を疎通させる橋であります。そして、もちろん、選挙の際、これら政治団体のうち活動する意向を持っているものには、十分活動させなければなりません。これを制限しようとするのは、西欧流の政党政治の常識に反しているものであります。

その二は、政党、政治団体の言論活動がこのように制限された上で、それ以外の第三者である選挙民の選挙運動のためにする演説会が一切禁止されている規定がそのままに置かれております。選挙民の自発的な選挙活動は、早急に改める必要があらう。ルソーはイギリスの民主主義をから

かつて、イギリス人は選挙のときは主権者であるが、選挙が済めば奴隷になると申しましたが、日本はどうでありましょうか。日本では、選挙のときでも、選挙民はただ黙ってポスターや公報を読み演説会を聞きつけて投票することと求められているのであります。せめて選挙のときだけは、国民は主権者らしく、政治について大いに知り、自分たちの希望をまとめ、よい指導者を選ぶための言論活動を積極的に許してもらいたいものであります。

本改正案は、選挙の公明化をはかったとされております。私は非常に希望したように、言論活動が国民にも政党にも自由に行われ、展開される態勢こそ選挙の公明化のロイヤル・ロードであると思つております。これによって国民は選挙の中に自発的に入って参ります。政治を自分のものと思つて参ります。政党も、候補者も、金で投票をつかもうとする者は自然軽蔑される風潮ができるのであります。審議会の委員やその他の方々が、西独やイギリスなどの選挙事情を視察されて、そこには公明選挙運動もなく、選挙取り締まりもほとんど見られなかったことの報告をしておられますが、それはこの政治、言論の自由と大いに関係があるのであります。

第二に、この改正案について、衆議院の選挙区別議員定数は正が含まれなかったことを残念に思つて、御承知のように、審議会を設置する際に、衆議院は附帯決議をつけまして、選挙区制は慎重に扱うこと、定数は正は早急に行なうことを希望したのであります。ところで、審議会の審議経過がこの附帯決議がいかに尊重されたかが、

大いに問題にされねばなりません。この附帯決議は、審議会という中立的、第三者的機関の活動に与えられた政治的なワケであるのであります。ともあれ、十二月二十六日の答申には、定数は正案が入りませんでした。前回の岸内閣の調査会では、これを入れた一本の答申が出ております。昭和三十四年の岸内閣のときより選挙区別議員定数と人口との不均衡は拡大し、それを責める世論も大きくなって参ります。都道府県間で人口状態に合致して異動させねばならない定数は、四十九人の多数に上ってしまったのであります。こうした状態にあり、かつ附帯決議があったにもかかわらず、その答申がありませんでした。明けて二月中に答申があることとされてきたところが、政府のほうでその答申を待たずともうよう押しよせに聞いておられます。そうして、ついに今国会で目の目を見なかつたのであります。定数は正は、参政権の實質的な平等をはかるために、つまり公選法第一条にいう選挙の公正のために必要であることは、言うまでもありません。さらに、本改正案が大義名分とする選挙の公明化のためには、さきの言論活動の自由化と、この定数は正は、きわめて大きな効果を上げると考えられます。

選挙の悪質違反は、農村地区に多いのであります。そのおもな理由は、農村選挙区では票を多く取らなくても当選できるからであります。たとえば、四万票を取れば当選できるといふし、まして、固定票のほか、足りない部分一五千票なり三千票なりを違反手段で求めるわけでありまして、六万票も七万票も取つても落選するような大都市選挙区では、とてもこれはできないのであります。それゆえ、都市、農村とも、ほぼ人口、すなわち、有権者に比例した議員定数の配分があるときは、農村選挙区における定数一人当たりの有権者がふえ、このような実弾作戦はできなくなるのであります。

さらに、本改正案は、ポスターやはがきの枚数の増加をはかりました。それは一応よいといつたしまして、現行のアンバランスのままでは、都市選挙区と農村選挙区できわめて不公平がでるのであります。たとえば、三万三千票で当選できる区では、二万五千枚の選挙用はがきとその票数の約七割五分あるのに反しまして、七万票も取らねば当選できない区では、はがきはその票数の約三割五分にすぎないのであります。有権者の多い選挙区では、候補者も選挙民も非常に不公平な公営の措置を受けるわけでありまして、ポスターにしても、このことは言えます。この例にとどまらず、選挙区画と議員定数は、候補者の選挙地盤を定め、したがって選挙運動の形を決定いたしました。それゆえ、選挙区画と定数があるさなければならぬ緊急の事情があるとき、それをしないで、運動の規制のほうのみを動かすことは、あまり合理的ではないのであります。

さて、第三に、公務員に対する特別の選挙活動規制が新たに作られました。審議会答申の高級公務員の立候補制限は、賛成できないのであります。それは、国会は国政の最終の、かつ最高の舞台であります。ここには、いかなる職業階層も、選挙の試練を経て登壇する権利を平等に認められねばなりません。これは憲法の規定するところ

であります。より實際的に考えますと、公務員、特に高級公務員は、わが国の才能ある人材の一部に属します。このような才能を国会から制限するようなのは、国民の損失であるばかりか、逆に、国会から締め出されたこれらの階層が、旧来の官僚政治のとりでに立てこもるおそれもあるものであります。それゆえ、政党政治の発展の将来を考えると、高級公務員に政党人たるの道を開いておくということ、現実的に必要であるのであります。明治憲法下における貴族院の勅選議員のことを考えれば、高級公務員が、決して非難すべきではありません。しかしながら、政府の当初案は、高級公務員の立候補制限をやめて、選挙活動をきびしく規制する態度をとりました。しかし、このような特別の制限は、公務遂行上の常識と公務員の職務義務の点から措置されるべきで、あえて法規制の必要はありません。選挙活動規制の違反は、公務員たると一般であると区別されることなく同様に律せられるべきであります。しかも、最終の政府案は、この特別制限を高級公務員から全公務員に広げましたから、ますます問題が重要なものとなりました。去年五月の自治省の数字によりますと、地方公務員は百七十四万人であります。国家公務員は、三十五年度の予算定員で、一般職、公社、現業その他を含めて百七十九万二千三百八十八人でありまして、合計約三百五十三万人余がその制限措置の対象になるわけでありまして、一体これだけ多数の有権者を、公務員であるがゆえに特別の選挙活動規制を行なうことは、不当

な差別であると言わなければなりません。公務員は、すでに政治活動の点で一般的に規制を受けております。それだけで十分であります。

次に、連座制についての改正案であります。これは現行法のおとりになる免責規定を取り去り、検察官の訴追を義務化することによって十分で、これを厳重に実行すればよいのであります。政府案は、連座の対象を、選挙区のある一定範囲を主宰した者や、同居あるいは候補者と意思を通じた親族にまで広げましたが、その必要はありません。これを衆議院修正案が範囲を三分の一以上といたしました。これも無意味であります。選挙運動主宰者の悪質違反は、地理的範囲によらないのであります。当選に足りない若干票に実弾作戦が一般になされることは、すでに申しましたが、この不足票は選挙区の三分の一にもならないのであります。親族が悪質違反に問われること自体が、候補者に重大な打撃であります。その親族が総括主宰者か實質的な出納責任者と判定されたときのみ連座制を適用すれば十分であります。

立候補供託金の全面的引き上げ、町村長選挙においてこれを新設したのは、全く反対であります。供託金制度は、泡沫候補の防止にある程度役立ちますが、それよりも、被選挙権が金によって制限される形をとり、ひいては選挙民の選ぶ範囲が金によって制限される傾向を生み、普通選挙制の本質的な理念を害する点で、廃止に向かわなければなりません。泡沫候補の抑制には、もっと別の措置があるのであります。政党の統制の尊重であるとか、有権者の推薦制であるとか、その区の選挙権

を衆議院修正案が範囲を三分の一以上といたしました。これも無意味であります。選挙運動主宰者の悪質違反は、地理的範囲によらないのであります。当選に足りない若干票に実弾作戦が一般になされることは、すでに申しましたが、この不足票は選挙区の三分の一にもならないのであります。親族が悪質違反に問われること自体が、候補者に重大な打撃であります。その親族が総括主宰者か實質的な出納責任者と判定されたときのみ連座制を適用すれば十分であります。



よって公務員法に触れずしてし、それからひどく程度をこえるという場合には、その政治的な反対派の批判、一般世論の批判が起って、それを抑制することが期待されるわけです。場合によって、そういうような一般の世論とか、その反対派の批判というものが徹底しない場合もありますけれども、選挙というものは、その国家の政府の活動だけで考へてはいけなないので、その社会活動、社会の面を根をおろしたものでありますから、その両方につながっているものでありますから、そういう社会的な人間関係が入ってきて、しかもそれが程度をこえる場合には、法的な場ではなく、社会的な場でそれを抑制するような事態に持っていくというのが、選挙の規制としてはふさわしいのではないかと、こう思うのです。実例を申し上げますと、三十五年の群馬県の知事選挙の場合でありますが、副知事が選挙に出ることを目ざして、余分に各地の視察をやっていたというように、これを反対から言われて攻撃されたことがあります。その場合も、副知事はそういう批判を甘受して、みずからその職を早く去ったという事例もありません。それから、反対党がしっかりして、そして世論の批判がそういう点で徹底して参りますと、そういう地位を利用して選挙活動といったようなものが極端なものになった場合には、必ず抑制されるようになってくるであろうと思えます。さらにまた、選挙は、何といっても選挙という一つのふるいがかかっているのだから、そのふるいをかけて、選挙民の能力というものを十分やっば

り育てなければならぬし、また現在ある能力を信頼したいと思うのです。○参考人(田上穰治君) 先ほどのお答えがちょっと不十分でございますので、補足いたしますが、高級公務員についてなぜ立候補の制限をしなければならぬか、これは選挙制度審議会の中でもしばしば問題になりましたけれども、これはただ選挙に出やすい、これに全国選出議員として当選しやすいから、そう簡単に出てはいけぬといううことでもありません、私にそう思わないのであります、私にそう思わないので、労働組合にいたしまして、あるいは宗教団体——全国的に非常な勢力を持つておる宗教団体がございまして、そういうふうな方面からも、そのことについて同じことが言えるのではないかと、こう思っております。しかし、当選しやすい人が選挙に出ていけぬ、これはただでございまして、むしろある意味においては多数の国民が支持しておるのだから、そういう人はむしろ進んで出ていただきたいというふうにも思うわけでございます。なぜ高級公務員の場合に特にそれが問題になるかと申しますと、それは公務員というものが全体の奉仕者としての立場であり、その公務を選挙の目的のためにまげて執行するということになる、これは事重大である。その意味であります、これは高級であろうとなかろうと、とにかく公務員のやばり規律の問題には結びつくと思っております。高級というものは特に公務員の中でも出やすいものだから、そこでそういう汚職というか、職権を乱用する、というおそれ大きいということ

で、ここにこれは政治評論家のような立場からいたしますと、直観的にここをひとつ取り締まるといふか、押えなければならぬという意見が出たのであります、私もそういう目的のつけでございますが、分析いたしますと、どうも高級というものはただ出やすいという意味でございまして、いけないのは、公務員がそういう政治あるいは選挙の目的のために本来の職務をまげて執行する、職権を乱用する、行政が腐敗化するということにあると思っております。そういたしますと、今回の法案のように、高級ということは一応は公務員にございまして、むしろ広く公務員についての規律、ことに一応政治活動は現在の人事院規則なりあるいは地方公務員法で制限されておりますが、しかし罰則においては、特に地方公務員法の場合においては、この規定が乏しい、またこの政治活動、事前運動につきましても特に厳重にこれを規律する必要があるというふうな点で、ある意味で綱紀の肅正、そういう意味におきましてこの法案ができたと思っております。その意味において、先ほど申し上げましたが、私は一応賛成でございます。

わけでありまして、したがって、高級公務員と申すは、おしなべて高級公務員を十は一からげにするわけにはいきませんが、今までの現実的な経験と、それからいろいろの合理的な判断をすれば、国家権力という地位を利用して事前運動を激しくやりやうな高級公務員の地位というものは判別できるわけです。そういう者に立候補制限をすることが、これは一つの社会的要求でもあらうと思ふ。国家公務員と地方公務員とがいう一般公務員と、特に下級の公務員と高級公務員では、その責任も違ふと思ふ、権力の動かし方も違ふと思ふ。力関係、したがって条件も、やはり特殊な高級公務員については立候補のある一定期間制限すべきだ、こういうことになったのではないかと、こう思うのですが、私は審議会の意見も、こういふ点においては合理的であると思ふのですが、両先生はやはり御反対でございますか。

○参考人(松正夫君) 私先ほど申しましたように、やはり国会の舞台、あるいは地方の議会でもそうですが、その議会の舞台というものは、もうすべての職業階層に開放したいと思ふのです。そうして、選挙に対する各政党の活動、それからまた選挙民のそれに応ずる自発的な対応活動というものによつて、そういう高級公務員の違法な、常識をこえた悪質な事前運動のやうなものは抑制し、そういうことをする者は押えるというふうな、そういう方向に持っていくほうがよいと考へるわけで、今おっしゃるやうに、そのやうな悪質な例があるいはあるかと思ふのですが、これは、これを今直ちに法的にどうこうというふうなことをして、それでも選挙に対する法的規制が繁雑で、しかもきびしいというやうな、自由民主主義の国としては異例な選挙制度であるのに、一そうこういうところで公務員に対してそういうやうな制限を特に加重するということ、やはり選挙制度の将来の方向として思わしくないものであって、国民の公務員を含めて、そうして政党も含めて、政治に対するレベルの向上ということによつてこのことを処置していきたい、こういうふうな思つております。

○加瀬完君 時間がありませんから、次の質問に移りますが、田上先生、参議院では審議期間もあと幾らもないので、修正作業ということにはなかなか時間的にむずかしいだろうと、しかし現行法よりはいいのだからこれを通したほうがいいと、まあ言葉に綱着せず申し上げれば、そのやうなお話と私は了解したのでございますが、しかし、時間がないから、現行法よりいいのだから通せということでは、二院の存在価値というものはなほはだあやふやなものになるように私どもは感ずるのです。十二分に審議の時間がなければ、審議の時間を設けるべきである。非常に不備がある先生方御指摘の問題を、時間がないからといって、限られた期間に、一週間ぐらいの間に、参議院だけ、あまり審議せんでもいから、現行法よりはいいのだから通せということでは、ちょっと私ども承知しにくいのでございますが、この点もう一回御所見を承りたいと思ひます。

○参考人(田上穰治君) まあ、そんなことを申し上げなくても、よくおわかりと思ひますが、今度の通常国会は、

御承知の参議院選挙で、特殊事情にあって、非常に会期というか、審議の期間が短くなっていることを伺っております。で、修正いたしますと、むろんこれは衆議院に戻さなければならぬし、非常に成立は困難——ほとんど不可能に近いと考えております。

二院制度は、確かに御指摘のとおりでございますが、これは参議院先議の場合でありまして、衆議院において同様な問題が起きるわけではございません。常に参議院に先議を寄せるといふわけではございません。

そして、結局、この法案の総括的な批評というか、評価でございますが、先ほど時間の関係で申し上げますが、したけれども、まあ私としては、たとえ郵便による立候補、あるいは重複立候補の禁止とか、その他いろいろな点におきまして、あるいは選挙公営の拡充というのを考えましても、あるいは先ほどの政治確認団体、あるいはそのほか推薦団体につきましても政治活動、選挙運動をある程度認めるといふふうな点も、非常な進歩であると考えております。ただ、これは袖参考人も言われましたけれども、今回の改正法案は、公職選挙法の改正を必ずしも要する重大な点を網羅しているわけではございません。実は、選挙制度審議会のほうでは、さらに第二次の答申を考えていたのでございます。

あるいは区制の問題とか、あるいは政治資金のもっと大幅な規正について、議論がございましたし、さらにアンバランスの是正についても十分検討をして答申をする、このほうは実は審議会において、時間切れというか、

のような感じでございます。はなは

だ申しわけないのでございますが、そういう意味においては、この法案が必ずしも抜本的というか、非常な理想的なものとはとうてい言えない。ですけれども、もしこれが審議未了になりまして、現行法のままで当分行くということであると、実は正直に申し上げます、昨年来約一年間、相当私も勉強し、また実際に、答申の結果は十分御批判いただきたいと思っておりますが、かなり大きな改革を考え、またこの法案がこれを含んでいる。私どもの答申のとおりではございませんけれども、しかし相当な部分においてこれを取り入れて、そして現行法に比べれば非常な進歩——もし修正の時間的に余裕がございませぬならば、それは部分的になお直していただきたいと思うところがございませぬ。しかし、それは致命的な重大な点と私は私思わないのであります。むしろそれを補って余りあるというか、それよりかはるかに現行法に比べて多くの進歩を示しているわけではございますから、全体として考えますと、この法案を通していただきたい。そして部分的に、なお欲を言えば、修正の意見もございませぬが、そのために全体が審議未了になるのは、私は非常に遺憾だと考えております。それだけのことではございませぬ、深い意味はございませぬ。

○矢嶋三義君 お二人の先生に若干伺わしていただきます。

皆さん方の意見を承る機会でありませんが、ちょっと意見を申し上げないと、あなた方の真意がつかまじせんので、若干意見を加えます、数点にわたって承りたいと思っております。

第一点は、加瀬委員からお伺いいた

しました公務員関係の問題でございませぬが、拙先生のほうから、公務員なるがゆえに特別の規制をすべきでないという意味の御発言、それから、公務員は優秀な人がいるのだから、そういう人々に民主的な訓練を与えて政界に登場願うことは好ましいことだ、こういう意味の御発言があられたのですが、そのことこのことは私は違ふのじゃありませんかと思ふのです。こういう種類の立法というものは、その国に、その時代にいかような者が必要かという、その認識が根底にあって考えられるべきで、その国の事情が時間的経過によって変われば、またそのときに改善、三善へと検討されていくべき問題でないかと思ふのです。私は、現在のわが国の公務員諸君が、高級であるうと、中級、下級であろうと、お互いに日本民族の中で、知能指数の比較的いい層で占められていることを、私は認めませぬ。そうだとするのです。しかし、だからといって、その政界に乗り出して行く乗り出し方は、現状のままがいいかというにはならないのじゃないかと思ふのです。問題は現状認識にあると思ふのです。私は、高級、下級にかかわらず、一般論として申し上げますが、特に高級の場合強いのですが、わが国は何と言ったって官僚支配というものは強いのです。政党政治というものは、わが国の政党政治というものは、官僚支配のほうがいかに強いですよ、実態は、補助金行政というものが非常に強くなっているわけですね。と、出張の機会が多いわけですね。と、出張の機会が多いわけですね。と、業務員です。だから、現にその人が優秀かどうかというとは別なことです。政治家に適するか適さないかというこ

とは別ですよ。国民のサーバントとして、全体の奉仕者ですね。その人は、国家権力を背景に、国民の税金で出張するわけですよ、実態は、そうして事前運動をやるわけですね。そうして補助金行政をやっているから、だから売り方と買ひ方の関係で、組織を通じて、計画的に綿密に票の規制がされるわけですね。そうすると、される側は、選挙の自由意思表示というものは全くなくなるわけですよ。国家権力と行政運用の面から制約されるわけですね。そういうのは特例じゃなくて、それはわが国が一般なんですね、今わが国の実態は、高級公務員の中でも、りっぱな選挙をして出てくる人はあるのです。しかし、それは希有なことです、一般論としては、そういう行政機構と、国家権力と、それから国の予算、こういうものを背景に、そうして規制される側の選挙への自由な意思表示というものが制約された形で選挙が行なわれているという事は、そのほうが一般であるという事は、何人も否定できないと思ふ。かかるがゆえに、高級公務員あるいは下級公務員の問題が起こってきているわけ、この実態から、いかにこれに対処するかという場合に、公務員が優秀だからとか、あるいは公務員がゆえに制約されることは云々という所論は、私は当てはまらないのじゃないか。学者としてはそれでいいかしらませぬが、われわれが政治の場で法律を考え、実態に即していく場合に、それは足りぬのじゃないか。それが、その感が強いわけですね。それが、皆様が象牙の塔の角度から、われわれ政界、政界人に対して、そういう角

度から、どういう御発言をされるか、私はさっきの御公述を承って、若干お言葉の中に納得しかねる点がありますので、若干実態、私の認識、これを申し上げて、さらに御所見を承りたい。

○委員長(小林武治君) これは、質問者も、お答えになる方も、性質上、討論にわたらないようにお願いいたします。

○参考人(拙正夫君) これはすでに申しましたことの域を出ないのでありますが、公務員だけが優秀であるというわけではないのですが、ほかにも優秀な人が、ほかの職業階層にもいるわけですから、この国政の最終の、しかもまた最高の舞台である、そこへ登場してもらおうということは、この国家の重大な統治ということのためにはぜひとも必要であるというように思ふので

それからそういう高級公務員を国会に入れることによって、政党政治の発展が阻害されて、官僚政治の性質を濃くするというところでありますが、これもやっぱり考え方でございませぬ、まあそういう御指摘のような事実があったことは、確かに事情があるという事は、私も認めるものですが、しかし、この高級公務員をシャットアウトする、締め出すことによって、官僚機構を通ずる官僚政治の実質が残るよりも、そのような人たちが国会に入るることによって、選挙とそれから政党の活動のワクの中に入れる、そして次第に政党がこの選挙民と政策的に今以上に結びついて参りますと、高級公務員出身者であっても政党人とならざるを得ない。私は多くの高級公務員出

一九

身者の中でありつばな政党内になつてい  
る人を知っておりませんが、これは自民  
党にも社会党にもおられるわけです  
が、そういうふうには、政党政治の発展  
と対応して、かりに国家機関の中から  
国会に入つた人も、次第に選挙とそれ  
から政党政治の活動の中で政党内に陶  
治されていく、そういう方向を長期的  
には目ざすべきである、こういうよう  
な考えなんです。

○参考人(田上穰治君) 矢嶋委員に  
ちよつとお答えしたいのであります  
が、私は必ずしもこの公務員の立候補  
を制限してはいけないということをし  
上げたわけではございません。  
○矢嶋三義君 そのことはよくわか  
っています。

田上先生にもう一回伺いますかね。  
私は午前中も参考に伺ったわけです  
が、あなたと私の討論でないから深入  
りしません、あるべき基本的考え方  
については同じだということ、私よ  
くわかつてはいるのですよ。ただ、現状  
認識に相違のあるところから、方法論  
としての大きな食い違いがきている  
というところが、さっきの僕の発言と  
先生の公述との相違点になっているか  
と思ひます。で、たとえば、午前中も  
ちよつと触れたのですが、こういう国  
民の世論が出てきますと、まあ過去は  
過去として、あるべきよりよき姿に  
持つていくために、当事者並びに周囲  
の人々の反省、改善の方向づけがされ  
れば、私はそれでけっこうで、こうい  
う国際的にはあまり誇れぬような法律  
は、条章は、作るべきでないという考  
え方ですよ。ところが、昨年十二月選  
挙制度審議会から答申があり、国論の  
沸いているさなかに、実際問題とし

て、一つ例をあげますと、わが国の政  
界の非常な有力者と自他ともに許され  
ている人ときわめて近い関係にある、  
ある有力高級公務員がおやめになられ  
て、そして今七月に予定される選挙  
に立候補を声明され、組織を通じて現  
在活発なる事前運動をしています。私  
も、もう四回その選挙運動に関する封  
書の手紙が私にも参りましたよ。だか  
ら、全国的には膨大なものがばらま  
かれていてと思うのですよ。だか  
ら、見ていてごらんなさい、相当多数  
の票をとって当選なさいますよ。これ  
が実態なんです。これほどの状況  
下で、先生の学究的な意見のみでわれ  
われ政治家は対処していいんだらうか  
という僕は疑点を持ったから伺ったわ  
けですが、これ以上なしますと討論  
になりますから、これはよして、次に  
伺いたいと思ひます。私のお伺ひした  
真意はおわかりいただけたと思ひま  
す。

田上先生にお伺ひいたしますが、田  
上先生は選挙制度審議会の構成メン  
バーでもありますか、お伺ひいたしま  
すが、任期は一年となつておいて、  
刻々任期が迫つておられるわけです  
が、あの審議会に対する国民の期待と  
いうものは大きいし、その設置された  
経過は万々御承知のとおりですね。  
で、第一次答申がなされた後に、答申  
を受けた政府内部で若干問題が起こ  
り、所管の安井自治大臣から若干野村  
会長さんに御意見なり御要望をなされ  
たように承つておられるわけなんです。  
それらとは別に、私は、審議会として  
は、当初期されたところの人口と議員  
定数のアンバランス等の検討を最終的  
まで審議会の答申という責務を、私は

休息することなく完遂すべきではな  
かろうか。また、よく言われるところの  
選挙区制についても、皆さん委員の  
方々はみんなお忙しい方々であります  
けれども、任期中に最大限の努力を独  
自の立場でなさるべきではなからう  
か。それを、若干答申を受けた政府  
の態度が好ましくないとか、あるいは  
政府側から若干の要望があつたから、  
政界をあまり刺激しても好ましくない  
からというふうな点で、審議を休息さ  
れるということ、私は、問題は休息さ  
れないか、国民に対してですね。こ  
れは願望を含めて、御意見を承つてい  
るわけですが、これに対する御所見な  
り、今後——先ほど人口と議員定数の  
問題とか選挙区制に対する先生の御所  
見の一端を御公述いただいたわけです  
が、審議会のメンバーの一人でもあり  
ますから、先生の御所見と、今後の審  
議会の方向というものはどういう方向  
に行くべきものであらうかという、先  
生個人の角度から、窓からごらん  
になつたところを、参考にお聞かせいた  
だきたいと思ひます。

委員会のほうに案を報告があれば、当  
然それに対して意見を言う筋合いで  
ございますが、現在のところまだその手  
続がとれていないのでありまして、も  
ちろんこれも、私どもも大いに督促を  
すべきであると思ひますので、この御  
質問に対しては、全く恐縮しておるの  
でございます。

簡単に意見を申し上げますと、ア  
ンバランスの是正では、大体私どもの  
観測では、もう答えは簡単に出せるよ  
うに思つておられます。しかし一方  
で、見方によると、数学的にみま  
して、一方の少なくなつておるところは  
人口のふえておるところは議員定数を  
ふやす、そうしてまた、それに比例し  
て、一方の少なくなつておるところは  
定数を減らすということならば、もち  
ろんこれは簡単な算術的な計算で出  
ることと思つておられますが、実際は  
減らすほうが容易でない。三人出せる  
ところが二人になる、四人のところ  
が三人しか議員が当選できないといふこ  
とになりますと、これは重大問題で  
ございまして、大体おわかりのように、  
この国会——これは特別委員のほうで  
もいろいろ審議会で意見がございま  
したが、私どもの想像でもきわめて困  
難、そこで結局まあ、小委員会のほうで  
何を考へているか私も存じませんが、  
おそれるはそう数学的に正確な答えで  
はなく、幾分これを曲げて、そうし  
て定数の減るところをできるだけ少な  
くする、そういう努力なり構想だと思  
つておられます。これもしかし、そ  
んなにむずかしい計算ではないと思ひ  
ますが、その点でまた幾つかの案が出  
てくる、あるいは一番簡単なことは、  
減らさないで、ふやすことだけ考へる

○参考人(田上穰治君) たいへん恐縮  
でございますが、第二次答申が今日ま  
でなされないというところは、御指摘の  
とおり、私どもも非常に責任を感じて  
おります。正直なところ、アンバラ  
ンスの是正は第四の委員会のほうで担  
当してございまして、その現在——とい  
うか、二月でございまして、小委員会  
のほうで幾つかの案が出ており、それ  
は一応中間報告のようなことで、私ど  
もも聞いておりますけれども、私自身  
は、小委員会ではなくて、第四委員会  
のほうに直接属しておりますので、小  
委員会のほうから委員長を通して第四

という見方でございまして。これは一つ  
の意見になりますけれども、ただふや  
すということでありまして、アンバラ  
ンスの是正になるかどうか、いわゆる  
アンバランスの是正は、公職選挙法の別  
表の第一でございまして、あれの議員  
定数を変えることでございまして、総  
ワクは公職選挙法の四条か五条あたり  
に別に出ておるのでございまして、そ  
の問題とはちよつと違つて、総定数は動  
かさないで、そのワクの中で別表の各  
選挙区に対する配当の数を動かすとい  
うふうには私どもは理解してござい  
ます。その点でちよつと食い違ひ  
がございまして、だから、単にアンバラ  
ンスの是正という名目だけではないで、さ  
らに人口もふえておるのであるから、議  
員定数を全体としてふやすということ  
になつておると、まただいたい議論が  
変わつてくるわけではございまして、現  
在のところは、総定数をふやさないで、  
ただ各選挙区に対する配当の数を  
変えようという方針でございまして、  
ございまして。そうなる、非常にむず  
かしいことが出てくるので、これはあ  
は大体よく御存じと思ひますから、そ  
の程度にひとつとどめておきます。

○矢嶋三義君 あと二回質問さして  
いただきます。

その一つは、先ほど先生は率直に、  
修正議決をされて本院に送られてい  
る原案は現行選挙法を五〇とするならば  
七〇か八〇ぐらいだといふ関係で  
評価されたわけなんです。そこで伺ひ  
たい点は、答申を受けて政府から政府  
原案が衆議院に提出されたわけでは  
ない、その政府提出案は、先生のお言葉  
を借りれば、満点ではないとさつきお  
述べになられたわけですが、審議会

の答申を一〇〇とすれば、衆議院に提出された政府案というものは一〇〇に對して幾らぐらゐと評価なさっておられましようか、お伺いいたします。

○参考人(田上穰治君) 非常にむずかしい御質問でございます。ちよつと私も……。

○矢嶋三義君 参考に承りたい。  
○参考人(田上穰治君) 正確に申し上げられませんが、私自身は、先ほどお話ししましたように、たとえ連座制にいたしまして……。

○参考人(田上穰治君) 少数意見でございますから、私自身の評価ということになると、必ずしも政府のほうの案が劣つておる——まあ一方の答申が百点というのとはちよつとおこがましいわけでございますが、それと比べて特に見劣りがするとは思わないのでございませう。ただ、しかし、正直に申し上げますと、政治資金の規正、この政治資金であったのが選挙資金の規正に変わつておるといふ点は、何としても不満でございます。でありますから、もしこれがもう少し早い時期でございませうと、なおこういふ点で御考慮をいただきたいという気持はあります。先ほど参考人も選挙資金になると、先ほど参考人も言われましたように、ほとんどこの点では骨抜きになつてしまふ。つまり、現行法から見ても前進しないといふことでございますから、これは答申のほうにだいたい優秀な点がつくわけでございますが、連座制なり、それから今の高級公務員の立候補の制限のほうになりますと、必ずしも政府案が特に選挙制

度の審議会の答申に比べて悪い点がつくとお考えしております。

○矢嶋三義君 最後にもう一回伺いたいと思つておるんですが、それは、連座制の問題と、それから高級公務員チェックの場合に、検察官が公訴を提起するといふことが要件になつておるわけですね。この点審議会の答申と大いに違つておるわけですね。それは審議会の中で議論があつたと承つたわけですが、次の点はお二方どういふ見解を持っておられるかという点を承りたい。それは、高級公務員の当選された人に対するチェックする場合の検事公訴の提起、それから連座制を適用する、発効する場合の検事公訴提起——御承知のように、わが国の現状にビントを合せてお考えいただきたいと思つておるのですが、検察庁が行政府の一部門になつておる。そうして政党内閣で、その所管大臣は、その政党内閣の政務所属の大臣の指揮権の発動の現況、それからわが国の検察行政の実態、こういう点をあわせ考へる場合に、私はこの運用というものは、連座制の効果を発動するたぐに時期が早くなくともおそくなるかという考へのみならず、相当私に大きな問題を運用上内包しているのではなからぬかと思つておる。こういう実態について、どういふ認識を持たれ、この相当効果が上がらぬ、公正を期し得る——期さなければならぬといふが、期し得る、効果が上がらぬといふふうにお考へになつておられますか、その点を伺いたいと思つておる。

に百パーセントりつぱなものだとは思いません。國際的視野から見れば、ある面はお互いの政治的教養の低さ、民主政治の認識なりあるいはその訓練の足らなさという点からかういふ立法が論じられるのかと思つて、国民の一人として若干面はゆい感じのする面もありませんが、しかし、私は、ほんとうに効果あらしめるためには、当面対症療法としての成果を上げるためには、政府原案なりあるいは衆議院で修正されたものよりは、選挙制度審議会の答申がよりよい、ベターだ、二者択一、三者択一ということになつた場合には、政党政治家は審議会の答申をビツク・アップすべきでないかという私は認識、判断を持っておりますので、一応両先生はどういふ根拠、どういふ御見解を持っておられるのか承つて質問を終わります。

○参考人(田上穰治君) 矢嶋議員の御懸念の点はわかるのですが、しかし、連座制の場合には、検察官による訴追が怠られるというふうな心配は、もしこれが法制化され、できませうと、これはあり得ないだらうと思つておる。これは、客観的に、連座の対象になる人が刑の判決を受けたという客観的事実があるわけですから、その事実がもう隠すことのできない事実ですから、この事実に基づいて検察官が訴追するといふ訴追義務が法に規定されるわけですから、この点それが怠られるといふ心配はないであらうと思つておる。

連座制の特例を設けるといふことは必要ないと思つておる。

○矢嶋三義君 田上先生、御答弁いただく前に、連座制で失効した場合です。答申では直ちに失格になるわけですね。ところが、法律案でいませうとすると、そこに検事の云々が出てくるわけですね。そのところは私は伺つておるわけですから、念のために申し上げておきます。

○参考人(田上穰治君) 大体は御承知のことと思つておるんですが、私などが前から検察官によつて当選無効訴訟を提起する制度を主張しておりましたのは、御承知のように、一方で確かに疑問はございませう。答申のように、何らそういう特別な訴訟なく、刑事の判決で当然当選人の無効が確定する、失格するといふことになれば、きつめて簡単であり、連座制は強いものになるわけでございます。現在の法案であります、とにかく判決確定までは相当時間を要するわけでございますから、刑事の判決が確定するまでには相当時間がかかる。そこへもつてきて、また当選無効の一種の行政訴訟的なものが提起されますと、それもまた判決に何年かかるか、その前に解散になつてしまふと、あるいはそのうちありません。任期満了で、結局訴訟の、何といふか、目的が失なわれてしまふといふことになつて、連座制がほとんど無意味になるおそれがないとは言えない。この点は、私どもも簡単に処理できなかつたといふことは考へておりました、その意味では、確かに、御指摘のように、答申のほうに長所を持つておると思つておる。しかし、御

懸念になつておる。当選無効訴訟を提起するに對して、検察官があるいはちよつとよする、特に法務大臣の指揮権の発動によつて訴えを提起することが困難になるおそれはないかといふことでございますが、私は、この点は、ほとんどその心配はなからう、ただいま参考人も言われましたように、同様に考へておられます。普通の刑事の訴追といふか、公訴提起の場合と違つて、すでに有罪の判決が確定しているわけですから、これは、何といふか、見のがすわけにはい、何といふか、現行法と違つたのは、検察官が当選無効訴訟を提起するといふことは、すみやかに当選無効の訴訟に入つて、そして連座制の効果を發揮するといふところをねらつておるわけでございます。そして、指揮権の発動といふことになると、これは検察庁法のまた別の一般的な問題でございますから、むしろこれは別に研究を要すると思つておる。さしたつての連座制で、このような当選無効訴訟が法案の上で復活されたといふことは、私はむしろ、当選人の権利、当選人が、たとえ連座制の適用を受けようとしておるが、その有罪の判決を受けた者は必ずしも自分のほうの地区責任者ではない——刑事の裁判においては、地区責任者といふか、三個以内の分けられた区域を担当する者だ、主宰者だといふふうな認められたけれども、実はさうでないのだといふことを主張する機会を与えなければならぬのじゃないか。その機会を与えないで、当選を失わしめるといふことは、これは刑罰ではありませんけれども、おそろく候補者にとりましては、当選を失ふといふこ

とは、そう言うは何であります、金銭罰などに比べればはるかに苦痛ではないかというふうに思います。重大なこれは権利の侵害でございますから、正当な理由ならば、むろん失格することやむを得ないのでありますけれども、はたしてそういう法の規定に照らして当選を失うべきものかどうか、その点で本人の弁明を許す必要がある。もしそれを許さないで、当選人の口出しを許さないで、刑事訴訟の判決だけで自動的に失格ということになりますと、たとえ憲法のほうで、裁判所の裁判を受ける権利、あるいは正当な手続によらないで自由を奪われる、あるいは権利を奪われるという意味合いにおきまして、三十一条とか、三十二条とか、そういうふうな規定に照らしまして疑問がある。しかし、これもむろん、疑問があるというのでございまして、なお、何と申しますか、当選無効の訴訟をはずしてもよろしいという意見も審議会にございまして、でありますから、われわれもなお研究したいと存じておりますが、現在のところは、だから明らかに憲法違反と切り切るわけにございせんが、かなり憲法上は疑義がある。そういう意味におきまして、私自身は当選無効訴訟を残したい、残すことが必要だと考えております。ただ、そのためにあまりに結論がおそくなつては困りますので、現在の制度、法律よりは、むしろ検察官が訴えを提起するといったほうが幾分早くなるのではないかと。しかし、それでもなお失格の時期が非常におくれるものでありますから、その点は確かに私も十分と思つておりません。現状で

は、そういうわけで、しかしながら一応この法案に賛成でございます。  
○委員長(小林武治君) 以上で参考人の意見聴取を終りました。お二人の方には、長時間にわたり当委員会の審査に御協力下さいまして、まことにありがとうございます。委員会を代表しまして厚くお礼を申し上げます。(拍手)

○委員長(小林武治君) 引き続き、新産業都市建設促進法案を議題とし、質疑を行ないます。  
なお、御参考のために申し上げますが、本日は藤山長官、安井自治大臣、佐藤通産大臣、福永労働大臣、木村建設政務次官、大蔵省の村上主計局長、鹿野主計官、文部省宮地官房長が出席の予定でございます。

なお、佐藤通産大臣、福永労働大臣は、所用のため、四時から退席したいとのことでありますので、お含みおき願います。  
約十分このまま休憩いたします。  
午後三時十七分休憩

午後三時二十六分開会  
○委員長(小林武治君) 委員会を再開いたします。  
○加瀬完君 経済成長を維持するためには、このように提案理由の説明が必要であります。現在の経済成長計画を正し、是認されて、新産業都市建設というものをその上に乗っけていく、こういうお考えですか。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 経済成長が望ましいことは、これは申すまでもないのでして、経済が伸張しなければならぬのでありますから、経済成長を基本的な問題としてその計画がその基礎の上に乗って行くということは、これは申すまでもございせん。ただ経済成長の過程におきましていろいろな行き過ぎがあったり、ゆがみが出たり、ひずみが出たりするという状態がたびたび起こらないように経済を調整して参らなければならぬので、その意味からいって安定的な成長を期して行くというものが望ましいわけでありまして、その安定的な成長を期しながら、こういう開発計画を並行してやってみていくことが完璧を期するゆえんじやないか、こう思つております。

○加瀬完君 それは当然です。経済成長は安定的に維持されなければなりませんけれども、それをどうこう言うのじやない。今の池田内閣の経済成長政策が安定性があるか、こういう問題です。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 私どもは、今回の貿易アンバランスが出たり、あるいは物価高になりましたり、経済の成長の過程においてゆがみとかひずみが出てきたわけですね。これが十分な検討を加えて、そういうことの原因を除去して、そういうことの原因をやゆがみが再び起こらないように、また現在の過程でその改善すべきことについては、できるだけ反省をしながら改善をしていくべきではないか、こういうふうな存じております。

○加瀬完君 提案理由の中でも御指摘をされておりますように、地域格差と云うのがどうして生じたか、あるいは不均衡というものがどうして生じたか。特に産業の不均衡、経済の不均衡というものの原因が、集中傾向が非常

に過度になつてきた、こういう点を御指摘されておるわけですが、これは裏を返せば、池田内閣の長期成長計画というものが集中傾向を助長し、地域格差を生じているということにはなりませんか。  
○国務大臣(藤山愛一郎君) 長期な経済計画、つまり十年の経済成長計画というものをある程度立てていきますことは、これは必要だと思つております。ただ、その間にありまして、やはり民間経済の伸び方等について、時々その事態の情勢に即応して政府が考え参らなければいけないので、自由主義経済の中における政府の経済指導の役割というものは、景気が非常に沈滞する場合にはこれを刺激し、また景気が過度に過熱してくる場合には、これをある程度押さえるというふうな面についての指導と施策を行なつていかなければならぬのであります。そういう意味において長期の計画そのものが間違つていたというよりも、長期の計画を進めて参ります上において、そういう面についての観察が十分でなかつたかどうかという点については、われわれとして十分反省をしながら、そういう点について、過度に刺激された点がありますれば、それを是正していかなければなりません。そういうふうな考えております。

○加瀬完君 この高度成長経済政策のプランというものをみますと、これは自民党構想ですから、一応政府の構想と同じだと思つてもよろしいと思つて、公共投資計画などは、ほとんどが特定の地域に押えられておる。これと云えば新産業都市というものをこれからやろうとしても、あるいはまた低

開墾地域の開発をやろうとしても、それらのほうに公共投資なり、あるいは一般の財政的な投資なりというものを振り向けようと思つても、そういう計画自体というのは非常に薄いでしょ、そういう方面に振り向ける対象というものは、そうであるならば、これから手直しをしようとしても、今までの、もしも集中傾向が出たり、経済の不均衡が生じたりするということであれば、そういった一方的なあるいは一地方、一区域とか、あるいは特殊の産業とか、こういったようなものに対する政府の財政計画というものにも若干考え方を変えなければならぬ問題と云うのはあるのじやございませんか。  
○国務大臣(藤山愛一郎君) 今まで、いわゆる国土の総合開発というもののに対する考え方が、実はあまり具体的にきまつておらなかつたところいろいろな問題があつたと思つて、同時に、非常に景気が過熱してきた結果として、大都市にそういう仕事が集中するということ、大都市の機能が麻痺しかけてきたという状態に現在立ち至つておるわけですね。したがって、少なくとも現状は大都市のそういうような諸般の機能の麻痺しているものを改善していくということに力を注いでいかなければなりませんので、ある意味においてはやや重点が集中したと、都会に置かれ過ぎておるとも見られますけれども、このことそのものはやはり喫緊のことであるから、相当力を入れてやつていかなければなりません。が、他面、やはり新産業都市というふうなものを作りまして、そうして今後過度にそういう都市に工業が集中するということをして避けていくよ

うな方策として、こういうものを並行して進めて参らなければ、大都市におきまます過度の集中というものは、大都市自体の改善だけでははかり得ないと思ふのでありまして、そういう面において、今後の財政運用等についても考へて参らなければならぬこととほむるんでございませぬ。ただ当面大都會における交通事、道路の計画、あるいはそういう種類の諸般の計画というものがもはや行き詰まらざるも麻痺しておられますから、喫緊にそれらのものを考へて改善していかねければならぬという状況にありませぬので、財政面から見てあるいはウエートが少しばかり過ぎておられることは言へないこととございませぬ。

○加瀬完君 公共投資で、建設省関係を見ると、四大工業地域に三五%でしよう、政府の計画は、それから太平洋ベルト地帯を含めた六五%。新道路計画でも、四大工業地域というものに六五%かけておる、建設省の計画です。こういう計画を直ししない限り、新産業都市というものを作つたつて、そこに財政投資をする政府の手持ちというものは、非常に限られてくるのじゃありませんか。ですから、私が先ほどから申しておりますように、現在の経済高度成長計画ですか、これは一応手直ししなければならぬのだという前提に立たなければ、新産業都市に對する財源というものは出てこないのじゃないかと思ふのです。ですから、これは新産業都市という新しい構想に手直しが行なわれるのだと考へてよろしいのでございませぬか。

○國務大臣(藤山愛一郎君) つまり、今の喫緊の事態を改善するということ

には、ある程度力を財政的にも投じなければならぬと思ふけれども、今後の問題としては、これ以上に過度の集中が大都市に起こらないように、そのためには、新産業都市を作つて、そして道路建設計画、その他も新産業都市を中核として、その地方の経済圏の中の道路部門及び他の経済圏と、その新産業都市という中心、何と申しますか、拠点を連絡する道路等については、相当地な整備をはかつていくように財政投資融資あるいは建設省の計画等も、それに合致していくようにして参らなければいけないと思ひます。たとえば中央道を作る場合、あるいはそういうような場合に、新産業都市と中央道との連絡というものは新しい問題として、これは当然起こってくる問題だと思ひます。ですから、そういう問題に力を入れませぬければ、新産業都市というものが十分育つていかぬというふうにもなるかと思ひます。

○委員長(小林武治君) ちょっと加瀬さん、質問の途中ですが、通産大臣がやむを得ない用事があるそうですか、矢嶋さんの質問を先にさしていただきますかと思ひます。

○矢嶋三義君 通産大臣の出席時間の関係上、委員長のお許しをいただいたので、加瀬委員の質疑展開中でありましたが、通産大臣に限って二、三点お伺いしたいと思ひます。  
この法律案は、御承知のごとく、経済企画庁、自治省、さらに建設省にそれぞれ試案の試案があり、政府部内で紆余曲折、調整された結果、経済企画庁が所管庁として提案されて参つた経過があるわけですが、実際にこれを運用することになりますと、この

法案のねらつておる角度から、実体上通産省の發言権を持つウエートというものには非常に大きくなると思ふので、経済企画庁は行政組織上に規定されておるとおりに、企画官庁であり、僕は内容的、実体的には通産省、通産大臣の發言権と関与の度合いというものには最もウエートがかかるのじゃないかと思ふのですが、それに対する通産大臣の認識と、閣内においていかようにこれを調整され、船頭多くして山に登らないように、この法を公布施行された後にうまく執行するためには、いかなる心がけで対処すべきだと思ひます。ちよつと伺いたと思ひます。

○國務大臣(佐藤榮作君) ただいまお尋ねございましたが、いわゆる産業の面として産業の立場からの主張は、通産省はもちろんいたします。しかし、産業だというのが、生産だけの部門では実はないわけですが、御承知のとおり、ことに立地条件は非常に強い主張があるでしよう。それから見ると、あるいは道路、港湾あるいは工業用水の確保であるとか、あるいは労務の問題とか、さらにまた教育施設の整備とか、いわゆる近代産業都市を作るためのいろいろの条件がある。やはりそういう意味から申しますと、どうして総合的な官庁で取りまとめることが必要だ、かように実は思つておるわけですが、通産省の考え方も、ただいま申し上げるような、広域にわたつての行政の調整を必要とする、また各省の協力を得なければ産業の振興もできない。こういう立場にございませぬので、もちろん主官官庁としての産業政策その他は強く推進はいたしますが、協力を得

るような形において進めていかないと実効が上がるまい、かように実は思つております。

○矢嶋三義君 私があえて通産大臣の御出席をいただいていた理由は、総理は、この第三条に「協議により、総理大臣に要請するものとする」と、こうなつておるわけですね。政府原案では、関係大臣が六大臣になつておるわけですが、これにさらに衆議院修正によつて労働大臣が加わるわけですが、しかし、実際に運用することになりますと、所管の経済企画庁長官と通産大臣が最もウエートを持つようになるのではないかと、自然とね。そうなりますと、通産大臣の所見というものが、この法律施行の段階に非常に大きな影響を持つという意味で御出席を願つたわけでありませぬか、その点に対する認識は矢嶋と同様だと思ふのですが、いかがでございませぬか。

○國務大臣(佐藤榮作君) 大体同じように思ひます。ただ、この法律案がきます前に、一つの構想として、新産業都市の構想を一つ考へる、土地あるいは道路網を整備していく、そして工場を持つてくる、こういう考え方もあるわけですが、もう一つは、大きな一つの製鉄所ができる、そういう産業が起る、その産業を中心にして、人口はどのくらいに包容力になる、関連産業はどのくらいできる、そして新しい都市の規模ができる、こういうような主張と二通りものがあると思ふのです。その間をやはり十分調整をとらないと、今までのように、工場は来た、下水の施設は一つもない、工業用水の施設も不十分だ、あとからやるのじゃ困るのでせぬ。また先に土

地ばかり作りましても、その後工場来ると言つても、なかなかその土地に適當な工場が来ないということも困るのですから、やはりプランニングの最初から関係省で十分相談することが必要だ、かように実は思つておるわけですが、そういう意味で、矢嶋さんのお話も、多分同様なお気持でお話じやないかと、かように私は考へるのです。

○矢嶋三義君 引き続き、昭和三十一年一月十六日付で、地方制度調査会長の前田多門さん、行政部会長の高田元三郎さんの名前で、内閣総理大臣池田さんに対して「地方開発都市の建設に関する意見について」という意見具申がなされておるわけですが、これは新産業都市建設促進法案が国会に提出されそうだという段階において調査会並びに部会の意見をまとめたものでせぬ。その中に、あくまでも住民の意思がよりよく反映されるようにして、上から命じてやるのでなく、都道府県知事がイニシアチブをとつて推進される形をとるべきだといふ基本的な方針を意見として具申して参つておられるに對する通産大臣の意見を承つておきたい。

○國務大臣(佐藤榮作君) 大体この答申を尊重して参りますし、ことに、ただいまの民主政治のもとにおいては、望ましい形ではないかと、かように思ひます。

○矢嶋三義君 引き続き、次の点については、所管の経済企画庁長官と通産大臣と両者にこの順序でお答へいたされたかと思ふのですが、第四条に、申請がない場合においても指定ができるようになつておるわけですが、これは、この指定が、申請がない場合にお

いても規定できるというのは、第三条の都道府県知事から申請があったのを、検討して指定するのが本気で、基本的に取扱いがなされるべきものと基本的に考えるのですが、この条章を読んでも、立案者としてはそういう気持ちだろと推察するわけですが、なぜこれを伺うかと申しますと、これは、藤山大臣にしても佐藤大臣にしても実力者ですから、いつか佐藤大臣は新潟へ行って演説をぶられたそうですが、ここを指定するというので、第四条でできるからというように実力を發揮されては困るので、私は良識を信じて、そういうことは万々あり得ない、第三条の形態が主体であって、第四条というのは従って異例的な場合だ、そういうつもりでこの条章はうたわれているのだと推察するのですが、この点について、藤山、佐藤両大臣の順序で簡単にお答えをいただきたいと思うのです。

○国務大臣(藤山愛一郎君) ただいまの御質問であり、地方行政の長官からの申請を主体にして検討したいと思っております。ただ、地方行政が、いろいろな関係でもって非常に区域内の問題としてまともな場合もあるように思います。したがって、ある場合には、政府自身が指定するということも考えられますが、しかし、その指定する場合にも、さらに都道府県の長官の同意を得、また、長官が市町村長に協議をしなければならぬことになっておりますので、順序は逆になっておりますけれども、やり方においては、大体違わないやり方になっておる、こう思います。

○国務大臣(佐藤榮作君) ただいま企

面庁長官がお答えしたとおりでございます。あなたの御指揮のとおりだと思います。○矢嶋三義君 通産大臣にあと二回伺わせていただきます。最近のわが国の経済状況、特にこの民間設備投資等の問題について、いろいろ論じられておるわけですが、この法律案を第一院で審議する場合についても、指定方針のあるべき姿という角度から質疑応答、あるいは附帯決議等が熱心になされておるわけですが、通産大臣の所見をこの際承っておきたいと思っておりますが、その前に、私の私見を三十秒程度申し上げますが、みだりに、語弊があるかもしれませんが、無計画に、準備態勢も整っていないところを次々に指定していく、場合によれば政治的に指定していくということでは、細分化されて所期の目的を達成し得ない。やはり限られたワケ内でやるとなれば、準備の整ったところに計画的に順次に指定し、その地域の発展をはかるとともに、あわせて全国的に調整のとれた国土の開発、進展という方向で対処されるべきものだと、私はそう考えているわけですが、この法案に非常に実態的に関与度の高い通産大臣の所見を参考に聞かしていただきたいと思っております。

○国務大臣(佐藤榮作君) ただいま御指摘のように、もともと自治体の、あるいは地方住民の意向を尊重して、また、本来私どもは、自由経済の建前でやっておりますから、いわゆる官庁が関与するということは、これはもう第二次的でしかるべきだと思います。最近誘導行政という言葉がはやっておりますが、相当流行しておりますが、

い

いわばそういう立場において行政指導する、行政誘導していく、これが私どもの本来の姿でございます。だから、ただいま矢嶋さんが御指摘になったと同じようなことになるのじゃないか、かように思います。ただ申し上げたいのは、なかなか、この新産業都市建設ということについては、地方で非常な強い意欲を持っておられます。われ勝ちと申しますか、おくれをとらないという意味でいろいろ進んで参ってきましてね。そういう場合に、地方の実情等をよくお話をしたり、産業の実態などをよくお話をして協力を求めることが非常に必要じゃないか、かように思っています。

○矢嶋三義君 最後にもう一回お伺いをさせていただきますのですが、それはこの法律が公布施行されるようになって参りますという、民間設備投資の問題が起ってくるし、それとの関連なくしては考えられないと思うのです。当今、民間設備投資を抑制せねばならないという点については、藤山大臣も佐藤大臣も意見は完全に一致していると思うのです。その方策としていかなる道を選ぶべきかという点について、若干の食い違いがあるやに私は判断をし、仄聞しているわけですが、それはさておき、民間の設備投資というものを私は機械的に、言葉は失礼かもしれませんが、むやみやたらにただ抑制だけということでもないと思うのです。相当僕は、藤山大臣にしても佐藤大臣にしても、ことにその方面に国政上非常に関与度の高い両大臣においては、やはり現実にも即したかなり幅のある態度でおられるものだと思います。そこで私は、若干具体的に

恐縮

恐縮なんですけれども、やはり一つの例をあげて大まかな御意向を承ったほうが明快になるかと思っておりますけれども、たとえば九州石油の製油工場云々という、これは数年前から計画があり、すでに異側と土地の売買契約も了し、そしてその契約では契約して一年以内には工事を始めるという取りかわしまでもうレールに乗っているわけですね。かつては国費を投じ、助成をして臨海工場地を造成した宮崎県の細島みたいなところは、何十万坪という土地が何年間も利用されず放置されているという遺憾な事態が起ったわけですね。国並びに地方団体が計画的に投資して、そういう態勢が整い、そういうレールに乗っているところは、日本の石油精製業に対して臨む基本的態度はともかくとして、その実態というものは十分考慮の中に入れておられるものだと私は推察いたしておるのであります。ただいまの可能な範囲内において、大臣のお気持をお聞かせいただいで、私の佐藤大臣に対する質疑を終わりたいと思っております。

○国務大臣(佐藤榮作君) 矢嶋さん、たいへん具体的な問題について、いろいろお尋ねがございましたが、同時に、答弁を具体的に要求しておられることと思っております。具体的な問題について、私はこういう責任のある場所でお答えするということは、現状においてはなかなか困難でございます。ただ、そういう具体的な問題と申しますよりも、原則的な考え方をひとつ御披露してみたいと思っております。

御承知

た。また地方の自治体等も産業誘致という意味でどんどん計画を進めて参りました。ことに今の九州石油の場合だと、九州石油それ自体の事業体がどういう態度をとるかということ、これは必ず出るものだと、かように予想して関連部門はもうすでに進出しておる、こういう状態でございます。でありますから、本来ならばそういうものは成り行きにまかすというか、その進行具合にまかして、行き過ぎがあればこれを押えるということが行政の本来の姿だと思っております。ただ当面しておるこの経済の調整段階というのは、いわば、これは平常の姿ではございません。したがって、今回とっておる設備抑制の措置というものは、通常の考え方から見ると非常な行き過ぎだ、あるいは非常にきつい、こういう批判があるようです。過去の計画に対して非常な支障を来たす、こういうような御意見がかなり出てくるだろう、かように思いますが、これは異例な扱いだ、かようにお考え願って、時期的にただ足踏みするという程度のものであらうと思っております。総体の計画自身は総体の力というものから判断して、しかる上で相談をするわけにして、今までのところで製油施設あるいはコンビナートの設備整備というようなことは、わが国としてはまだまだ余地のある問題でございますから、通常の状態においては特にこれに拘束を加える、こういうものではないことは、これは根本的に御了承あつて、また御了解いただいでいいこととでございます。ただ今日やっております調整というものが、非常には申しませんが、通常の状態に行なわれていないのでございます。それで一つの異

間が自由

間



うわけでございます。したがって、そういう観点からの「職業訓練施設」という文字が整備すべきものの中に加えられておりますことにつきましては、私ども非常に適切なことであり、したがって、労働省がこのことについて、今御説のとおりのようなことについて、特段のこれから力こぶを入れて参らなければならぬと、そういうふうな考えでおります。

○矢嶋三義君 藤山大臣に、労働大臣がおられるときに一問だけして、労働大臣に対する質疑を終わりたいと思います。

それは、この法案作成過程においても、総理大臣に要請する大臣をいかにするかと、てんやわんやの動き、経過があったわけですね。この原案によっても、第三条によって六大臣になっているわけですね。それで所管の経済企画庁長官としては、うるさいことだというふうな感じはあるいは持たれているのではないかと——ここで労働大臣は、修正されて労働省で大喜びだと言われるけれども、厄介者がまた入ってきたというふうな気持はまだか持たれることなく、労働大臣と同じように、藤山大臣も喜んでおられることと拝察するわけですが、その確認と、この第三条に「協議により」ということがありますが、この協議する場合に、こういう七人の大臣が協議するような会には、別に名前もつけないのか。それから、おそらく私は全会一致制、皆さんが了解づくでやるという形態をとるものだと思うのですが、その点はいかようにお考えになつておられるか、労働大臣のおられるところで承っておきたいと思つておきます。

○国務大臣(藤山俊一郎君) 新産業都市を作り出す場合に、特に産業を誘致して参ることでありますから、それに伴う労働力の関係が非常に重要であることは申すまでもないのであります。したがって、今回の衆議院の修正されたことにつきましては、われわれ非常に心強く感じておるわけでありまして、労働大臣のこれからのそういう行政面に対する十分な施策を、われわれとしても入れて参らなければ、この計画は基本的に進んでいかないと、いやな感じが、こう思つておるわけでありまして、むしろこの過程におきまして、実は各省に關係する問題でございますが、厚生大臣でありますとか、上下水道の問題、あるいはたばこのお話でございます。また、いろいろな高等の技術を要する工業専門学校であるとか、種々な教育施設、また、そういうような産業に伴います教育施設ばかりでなく、人口が三十万もふえて参りますと、小中学校から高等学校までの施設というのは、文部行政の面にも非常に大きなあれが、ありますので、実は多ければ多いほど、ある意味からいえばいいと思つてございまして、この過程からいいますと、ある程度はぼつたような關係にもなります。したがって、これらの要請大臣のみならず、關係各省の大臣の御意見は十分われわれは伺ひまして、そしてそれを取り入れて、要請大臣であるといふにかかわらず、この基本計画作成に対しては御意見をいただくことが絶対に必要だと考へておるのであります。

これだけの大臣がそろつて何か會議等の形態をとるのに、会の名前もつけないのかというところでございまして、しかし、これらの点については、各省大臣共通に話し合いをすることによつて、特別の會議等を催さなくてもよろしいかと思つて、非公式な何と申しますか、經濟關係關係懇談会とか、あるいは交通關係關係懇談会とか、あるいは交通關係非公式な会合もございまして、要請大臣等あるいは今の關係大臣等がそういうような意味での非公式な關係懇談会というものを開いていきますことが、実際の運営からいへば適当じゃないか、こう考へております。

○矢嶋三義君 わかりました。

○加瀬完君 質問を前に戻しまして、自治省でも經濟企画庁でもけつこうですが、現在の府県別の地域格差というものをごとど認識しておられるか。特に自治省には、法人事業税、法人住民税等の偏在、これをどう押えておられるか、まず御説明を承ります。

○国務大臣(安井謙君) 現実において、地域的に見て格差が相当あることは事実でございますから、そこで、御承知のように、地方税改正の際にも、この住民税の徴収率というものを變更することに、よつて相当バランスさせるといふ点を今度は留意したわけでございます。その他の方法についても、今後地方税の改正の際には、例のたばこの配分にしまして、それぞれ相当今度では財源配分については留意をしたわけでございます。しかし、これはいよいよ消極的な方面なものであります。これだけで決して地域格差がなくなると思へない。したがって、今のようないつた法案あるいは低開発地域の工業開発といったようなものをにらみ合

せまして、さらに積極的に格差の是正をはかつていきたいと思つておるわけでございます。

○加瀬完君 もっと数字的に需要額に對する税収入の割合を、法人事業税、法人住民税について、不交付団体A、B、C、Dのグループ別にお示し下さいませんか。

○国務大臣(安井謙君) 事務当局から……

○説明員(山本明君) 財政力指数を中心にしたしましてA、B、C、D、Eと五つ分けまして、先生のおっしゃいましたようなごまかい数字はちょっと持つておりませんが、府県税を中心に申し上げますと、人口一人当たりの税額におきまして、Aグループが五千七百六十四円になっております。それからBグループが二千六百五十八円、Cグループが二千三百五十七円、それからDグループが一千七百九十三円、Eグループが一千四百九十五円でございます。

Aグループの中でも、東京都を除きまして、大阪、神奈川県、愛知、静岡、兵庫、福岡、京都、広島、山口、埼玉という県につきましてだけ計算をいたしますと、四千四百二十二円と、こういう格好になっております。

○加瀬完君 今この法人住民税を見た自治省の調べによりますと、需要額に對する税収入の割合は、五・三、あなたのおっしゃるAグループ不交付団体、それがあなたのおっしゃるBグループ、やはり一番貧弱な団体になりますと、三・五という数字になりますね。五・三と三・五、これを法人事業税でやりますと、もつと差は開きます。五・三・九に三・三と、これが昭和三十三年、三十四年を比べますと、不

交付団体が四六・七であったものが、昭和三十四年には五三・九に伸びております。法人事業税だけ調べると、それが一番最下位のグループは四・六が三・三と減つておる。結局、地域格差はだんだん——だんだんといつても、ここ三、四年の間には開いてきておる。今もつとこの傾向は激しいと思つる。今度の新産業都市計画は、地域格差を是正するというのが一つのねらいだと言つけれども、こういう問題は解決されるかどうか、これは大臣に伺います。

○国務大臣(安井謙君) 一ぺんにこれを解決しろと言っても無理だと思つますが、解決の方向に向かって、相当寄与できると思つております。

○加瀬完君 どういう理由で解決の方向に向かえるかと御判定なさるので、新産業都市のどういふ点が今大臣おっしゃるような内容に当たりますか。

○国務大臣(安井謙君) まあ今の、先ほどあげられましたA、B、C、D、Eグループにしても、これはやはり工業、産業の非常に發展しておる地域というものがAグループに入る。したがって、今後地方のそういうものをより意欲的に、積極的に興していくということによつて、それは漸次そういうレベルを高まていくし、また過度集中をやつております主要地の工業というふうなものは、できるだけこれは押えて、セーブして、それ以上のものにしていかないという方向をとつていくわけでありまして。

○加瀬完君 これは企画庁に伺いますかね、具体的に言うならばDグループ、Eグループというのは、鳥取県と

か島根県、こういうところですね、こ  
ういうところが新産業都市の対象地域  
として考えられておりますか。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 地域格差  
が著しく起きることは御指摘のとおり  
でございます。ただ、今のようなかの  
鳥取県とか島根県とかいうものの格差  
が相当大きいと申して、これを是正す  
るのに、はたして新産業都市としての  
条件を備えたところがあるかどうか、  
もしそういう条件がないといたしまし  
ても、いわゆる低開発地域の工業開発  
促進ということによってこれを是正し  
ていくことであります。両方が並行  
して参らないと、これは地域格差の是  
正はできない、こう思います。

○加瀬完君 私今の質問はですね、  
いわゆる非常な後進県と見られる、今  
大臣の御言葉を引用すれば、低開発地  
域だといわれるような県がすぐさま新  
産業都市の対象地になり得るかどう  
か、その限界点だけをお答えいただけ  
ればよろしいのです。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 低開発地  
の工業開発促進法によつては、お手元  
に差し出しましたとおり、相当各地方  
におきまして数多くやっておりますけ  
れども、新産業都市の対象としては、  
今回の法律にございませぬような条件を  
かなり具備した場所ということになり  
ますので、低開発地のところに必ず置  
くというよりも、低開発地域自身に影  
響のあるような経済圏を中心に置くこ  
ういうようなことにならうかと思いま  
す。

○加瀬完君 ですから府県財政、府県  
経済というものを押さえていけば、新産  
業都市計画というものは、必ずしも地域  
格差というものをねらって低開発地域

に優先的に置かれるものであるという  
ことにはならないと了解していいです  
ね。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 低開発地  
だから置かないということではなくし  
て、低開発地でも条件が備わっている  
ところであれば置きますし、そうでな  
い、高開発地域でも条件が整わなけれ  
ば置かないということなのであります  
て、その点にそうこだわっておるわけ  
ではない。

○加瀬完君 質問が前後するわけです  
が、先に飛ばして申し上げますれば、  
一応新産業都市というものは、人口  
経済の形態で、あるモデルがあるわけ  
ですね。それに該当するようなものは  
D県グループ、E県グループという一  
番低開発地方にはないわけでしょう。  
そうでしよう。ですから特殊な、政治  
的配慮で置こうとするのは別として、  
原則的には、新産業都市の第一対象に  
はそういうところはならない、御説明  
のように、そういうところは低開発地  
域開発計画の中に入れていくのだ、こ  
う判断してよろしいですか。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 大体そう  
判断していただいでけつこうです。

○加瀬完君 自治大臣、今の点どうで  
すか。

○国務大臣(安井謙君) 私は、この問  
題は結局程度の問題ととり方だと思  
います。今度の修正条項の中の一つに  
も、「大規模な産業都市」というものを  
「相当規模の産業都市」という直されて  
いるわけですね。ですから、これにはも  
とも低開発といえますか、地方開発  
というものは、たての両面のようなもの  
のだと思います。地方自身が相当意欲  
的なものを持ち出して、そうして積極

政策を打ち出してきて、これを国に申  
請をする、国はこれをまた産業立地の  
観点から、いろいろ検討して、でき得  
る限り適当な方法でやるが、それには  
単に自然条件なり、今までの経緯にと  
らわれないで、相当意欲的に積極的な  
補助もやる、こういうような形で行く  
のでありますから、むしろ今の日本の  
経済の進行状態、あるいはそういう判  
断から最初は数カ所というふうに限定  
されるということもあるでございませ  
う。しかし私は、将来これは相当こう  
いった条件の幅を広げて考えていくべ  
きである、しかし、それにしても、低開  
発地域で非常に条件のないものを無理  
にやるということもこれはできないこと  
なんです、それは、地方の行政水準の維  
持というものは別途の方法で考えなけ  
ればならないが、できるだけ広く、効  
果的にこれは考えてみようというふう  
に考えております。

○加瀬完君 はっきりおっしゃって  
いただきたいのですがね。Eグループの、  
法人税三・三%地域などというところ  
の解消には、新産業都市はすぐには役  
立たない、それは低開発地域の開発と  
いう計画の中に入るといふことは別で  
すよ、新産業都市計画といふもので低  
開発地方の県がすぐさま新産業都市と  
結びついて、地域格差がなくなると思  
うか、あるいは経済発展が異常な進歩を  
遂げる、そういうことでは、この計画  
はないのだ、こういうことでしょうか。

○国務大臣(安井謙君) これはあま  
り、ちょっと藤山長官もお答えになっ  
たように、低開発地域全体としては、  
低開発地域であっても、そこに一つの  
特殊な産業を起し得るといふ要件な  
ったのですか。

○加瀬完君 じゃ、企画庁長官に伺  
いますが、長期成長計画というものを御  
変更になったのですか。大幅に根本か  
ら変更しようという政府の御態度に  
なつたのですか。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 長期経済  
計画というものを大幅に変更いたした  
わけではございません。お手元にも差  
し出してありますように、東京、神奈  
川、愛知、大阪、兵庫というふうな、  
いわゆる太平洋ベルト地帯といいま  
す、非常に大きな、人口も増加をいた  
しておりますし、それから収入にいた  
して、非常に、それからの他の地域  
と格差がございませぬ。したがって、こ  
れを是正していくということは、これ  
は日本の国土総合開発のほうからい  
ましても、社会生活のほうからい  
ましても、ぜひとも必要だ。そこで、こ  
ろ低開発地域につきましては、低開発  
の工業促進法によりましてこれらの地  
方において工業を補え付けていくこと  
をまずやってみなければならぬと思  
います。そこで、第一的にはある程  
度要件を備えて、先ほど百万とお  
っしゃいましたが、これは既存人口プ  
ラ三三万といふことで、十万の都市が  
あれば二四四十万くらい、あるいは三  
十の都市があれば一六六十万くらい  
には、新産業都市になればなるだろ  
うというところで、必ずしも百万とい  
うことを最初から想定しているわけは  
ございませぬ。したがって、そういう面  
から見て進めて参るわけであります  
が、それでは、きのうも申し上げまし  
たとおり、いわゆる低開発地の工業開  
発が今日までできなかったという理由  
がいろいろございませぬけれども、し  
かし、それを将来科学知識その他でも  
って克服し得る条件も備えてくれば、た  
とえば低開発地の工業促進法によつて  
その地方が盛んになってくる、した  
がって、その地方を将来拠点として新  
産業都市にまとめ得るといふようなこ

しとはいえない、そういうところを中  
心にすれば、またこれは起こる可能性  
も非常にあると思ひますが、一般的  
にいつて、それは低い地域というもの  
は、自然条件にも恵まれなから、優先  
的にそういうものを適用されていくの  
には、どうしてもおくれがちになる。  
これは一般論として私は言えると思  
います。ないとは断定できない。

○加瀬完君 ないですよ。あり得るは  
ずはないですよ。そういう条件がない  
でしょう。そこに天然資源がどんなに  
眠っておつても、三十万加えて大体人  
口百万程度という社会条件はないで  
しょう。社会条件がなければ、新産業  
都市計画というものの第一次選考の候  
補地にはならない。

○国務大臣(安井謙君) これは百万な  
んぞというものをどうしても常に考え  
ていくということじゃないと思ひます。  
百万というものは一つの標準として、  
理想形態としてはあり得るのだが、何  
も百万程度を標準にしなければ、産業  
都市というものはあり得ないとは私は  
考えておりませぬし、それから、たと  
えば島根県とかにいたしても、あそこ  
江とかかんとかという港にしても、相  
当島根県自身が意欲を燃やしてありま  
す。私はむしろ政府が十分検討して  
みて、はたして合うかどうかということ  
は、検討を要することは事実でありま  
す。低開発地域だからこれは可能性な  
しと断定することは、はなはだ早計だ  
と思ひます。

○加瀬完君 じゃ、企画庁長官に伺  
いますが、長期成長計画というものを御  
変更になったのですか。大幅に根本か  
ら変更しようという政府の御態度に  
なつたのですか。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 長期経済  
計画というものを大幅に変更いたした  
わけではございません。お手元にも差  
し出してありますように、東京、神奈  
川、愛知、大阪、兵庫というふうな、  
いわゆる太平洋ベルト地帯といいま  
す、非常に大きな、人口も増加をいた  
しておりますし、それから収入にいた  
して、非常に、それからの他の地域  
と格差がございませぬ。したがって、こ  
れを是正していくということは、これ  
は日本の国土総合開発のほうからい  
ましても、社会生活のほうからい  
ましても、ぜひとも必要だ。そこで、こ  
ろ低開発地域につきましては、低開発  
の工業促進法によりましてこれらの地  
方において工業を補え付けていくこと  
をまずやってみなければならぬと思  
います。そこで、第一的にはある程  
度要件を備えて、先ほど百万とお  
っしゃいましたが、これは既存人口プ  
ラ三三万といふことで、十万の都市が  
あれば二四四十万くらい、あるいは三  
十の都市があれば一六六十万くらい  
には、新産業都市になればなるだろ  
うというところで、必ずしも百万とい  
うことを最初から想定しているわけは  
ございませぬ。したがって、そういう面  
から見て進めて参るわけであります  
が、それでは、きのうも申し上げまし  
たとおり、いわゆる低開発地の工業開  
発が今日までできなかったという理由  
がいろいろございませぬけれども、し  
かし、それを将来科学知識その他でも  
って克服し得る条件も備えてくれば、た  
とえば低開発地の工業促進法によつて  
その地方が盛んになってくる、した  
がって、その地方を将来拠点として新  
産業都市にまとめ得るといふようなこ

とも起こって参りましようし、また経済圏の考え方からいきましても、必ずしも行政区画を限っての経済圏ということはおきませんから、あるいは中国におきましても、たとえば瀬戸内海と今の鳥取、島根のほうと横断道路というふうなものができて参りますと、立地条件からいいますと、一つの経済圏の形を構成することが私は可能ではないか、必ずしも行政的な考え方ではないで、第一的にはお話しのような低開発地域にすぎない——原野とは申しませんが、あまり準備のないところにはまだ考えていない。

○加瀬完君 それはお話しはそのとおりだろと思う。昨年自民党は高度成長政策に手直しをいたしまして、北海道、東北の工業化というものはむしろ倍増計画をおくらせるものだから、これはしばらく控えると、こういう御決定をなさったと伝えている。そうであるけれども、大体公共投資は表日本が中心です。ですから、われわれ地方行政の立場から言え、新産業都市計画というものをどのように進めても、それがすぐ後進地域の地域格差をなくすとか、あるいは所得格差をなくすということにはつながらない。つながらない。もう一つの低開発地域の開発計画というものをはっきりと打ち出してもらわなければ、新産業都市計画は、それなりに理由がありますし、効果がありますし、言うけれども、地方開発という点から言え、あるいは財政的に貧弱な府県という立場から言え、長い間自主財源の拡張ということを願っておつても、それらの目的がすぐ達せられると

いうことにならない、こう思いますが、地域格差の問題を出した。質問を進めますがね、一応表日本に限らず裏日本であっても、新産業都市の要件があれば新産業都市としての指定をするというところに仮定をいたしますね。しかし、そういう場合、今の自民党の長期計画の、公共投資を抑えている、公共投資の財政計画というものは、そのうちのほうまで振り向けるだけの財源というものは、今までの場合は考えられておらなかった。これは建設省に伺いますが、新しく新産業都市ができた場合は、当然公共投資が必要になる、それならばその公共投資の財源というものは、今までの公共投資のワケを変更するのか、それとも新財源を地方に与えるのか、この点はどうですか。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 新産業都市ができて、港灣にしまして、あるいは道路にしまして、新産業都市を育成するような方向に向かって考慮されて参るのであります。いわゆる新産業都市ができたけれども、何か公共投資というものは、太平洋ベルト地帯あるいは東京、大阪を中心とした地帯以外には振り向けないのだということはないわけでありまして、そういう決定も、自民党で実は私はしたとは考えておらぬのであります。ただ現状非常に東京が過大都市になっておる、あるいは大阪が過大都市になっておる、したがって、急速にこれを解決するためには、その方面に若干力を注がなければならぬという点をごさいますし、けれども、新産業都市ができた後にはなお、さうだと思いますが、できた後にはなお、さらややはり新産業都市育成のために、道路にいたしまして、あるいは港灣

の整備にいたしまして、輸送関係の整備にしまして、そういうところに相当の力を注いで参りませなければ、新産業都市というものの育成はできないわけでありまして、そういうふうに行うにできるだけ育成をしていくように力を注いでいく、こういうことになると思っています。

○加瀬完君 大臣、そんなことをおっしゃるなら、ひとつ局長でもなたでいい、答えていただきたい。公共投資の計画が十年間に十六兆で、このうち農林が一兆、民生安定が二兆二千億、国土保全一兆六千億、このほかすべて高度成長政策の投資ということに一応計画をお作りになったでしょう。で、残った高度成長政策の投資のうちには、新産業都市という構想はまだなかったわけですね。だから新産業都市というものが新しく構想として生まれただけならば、今までの高度成長政策の財源というものをそちらに振り向けるのか、それとも新規財源を作るのか、当然こういう疑問はできるわけですね。

○政府委員(曾田忠君) 先ほど大臣がお答えいたしましたように、新産業都市の指定がござりますと、重点的に公共投資を行なわなければならぬというところはもちろんだと考えております。その財源といたしまして、もちろん所得倍増計画にもござります公共投資のワケからも相当削減があると思っておりますが、なお所得倍増計画の行政投資のワケといたしまして、産業立地のための調整費といふものが五千億円計上されております。これは今後の産業立地の振興に伴いまして必要な調整を行

なうための保留ワケでござりますが、その中に特に新たに北海道あるいは東北、裏日本等の後進地域におきまして大規模工業地帯の育成のための必要な調整費ということもその内容にうたわれておるわけでございます。すでに道路あるいは港灣等のワケ内からも当然支出されるわけでございますが、なお、必要のあります場合におきましては、この調整費を使って促進をはかっていきたいというふうにごさいます。

○加瀬完君 五千億というのは、十年間に五千億なのか、一年間に五千億なのか、十年間でしょうか。

○政府委員(曾田忠君) 十年間でございます。

○加瀬完君 十年間に五千億で北海道、裏日本の低開発地域の工業開発や、あるいは公共投資にまでそれを使うというようにして、しかも、同じ五千億を新産業都市の建設に使うということになったら、一つの産業都市にどれだけの投資ができることになりませうか。あなたは今港灣関係その他の一般の財源というものを振り向けられるということをおっしゃったけれども、そういう点に振り向けていくなら、今度は新産業都市でないところの港灣はどうなりますか。新産業都市でないところの道路計画は、公共事業はどうなりますか。結局競合するんじゃないか。そうすれば、低開発地域はますます低開発地域に、開発地域はますます開発地域に、地域格差がますますつじやありませんか。だから、新産業都市計画などというのを進めするならば、なぜもとはっきりとした財源

を打ち出さないかという私は疑問を持しましたから、伺っているわけです。そこで、質問を返しまして、木村さん、建設省では今の計画にどういうふうに予算を適合させるのですか。

○政府委員(木村守江君) この法律が国会を通過いたしましたあとには、公共投資を増大して参らなければならぬことは今さら申し上げる必要はないと思っておりますが、そういう点から、一体この法律に即応いたしました、新産業都市建設の指定を受けた場所に対して、公共投資をどういうふうを増大していくかという御質問でございますが、御承知のように、建設省におきましては、あるいは道路五ヶ年計画におきましても、また治水五ヶ年計画には一級国道は五ヶ年間、昭和四十年までに九八%ないし九九%の整備並びに舗装を完了することになっております。二級国道におきましては大体五〇%の改修を完了いたしました。大体三〇%内外の舗装を完了することに相なっております。その他主要地方道、県道等におきまして、それぞれの計画ののりこみを御承知のことと相なっております。河川におきましても、一個々の河川につきまして、その積み重ねて作り上げましたのがいわゆる治山治水五ヶ年計画であります。そういう点から考えますと、この法律ができましたからといって、一級国道を五ヶ年間に完了しないで、その金を新産業都市に振り向けていくというふうなことはでき得ないわけでありませう。そういうことはすべきでないと思

います。しかしながら、御承知のように、主要地方道並びに県道等におきま

しては、大体五カ年に二二、三%であり、またその全国の二二%のうちに重点的にその新産業都市のほうに振り向けていける方法もあるかと考へておられますが、そういうことになりますと、先ほど申されましたように、まあ低開発地域はいつまでたつてもありと回しになるというふうな状態になりまして、好ましい状態ではないと考へます。そういう点から考へまして、この法律ができて、いわゆる公共投資を増大して参りますためには、どうしてもこれは明年度あたりは道路の整備計画というものを改定いたしました。また治山治水の整備計画というものを改定いたしました。この新産業都市に振り向けられるような予算を計上して参らなければ、この法律で要望するような仕事ができないと私も考へておる次第であります。

○加瀬完君 私もそのとおりなんです。すでにきまっておる計画を変更して新産業都市計画に振り向けるといふことは、大体一年計画で終わるものじゃなくて、もう続いて工事というのが進行している状態に特に建設省関係はあるのですから、これはできがたいといふことは、しろうとでも想像できます。そうすると、一体その財源というものはどこから出てくるか、新産業都市の建設の財源というものはどこから出てくるか。非常にまた経済成長が激しくなると、税収入がふえると、そのふえた部分を振り向けるといふことは考へられるけれども、そういうことを今日の時点で予想することはできない。これは結局地方でまかなわなければならないということになるのです。

○国務大臣(安井謙君) 私は、今のような既定計画で進んでいくべきものであろうと思ひますけれども、たとえ十年計画とか五カ年計画といふものが非常に固定した、動きのつかない計画では私はなからう、道路計画にしましては、一年か二年やって、すぐそれが非常な変更にあつて改められて、新しい五カ年計画ができ上つたといつたような、自由主義経済のもとで総合的な計画は立てますけれども、そのときの状況によつては相当な、私は財源の変化や配分の変化も当然起きてくるものだが、目標は、これをやるためにできるだけの効果的にそれを動かしていくといふことであると思ひますし、また自治省の面で行うならば、今の地方税のほうの軽減であるとか、あるいは起債の面でのでき得る限りの措置をやつていく、また交付税の方面から、これは十分いろいろ考へていくということになるかと思ひます。

○加瀬完君 あらためて伺いますが、低開発地域の工業開発と、適正産業の配置構想のもとに新産業都市を作るといふことは、目的は一つでありませぬ。自治大臣に伺いますが、いいですか。低開発地域の産業開発、あるいは工業開発をしていくということ、適正産業の配置構想といふものから新産業都市を作るといふことは、これは当面の目的は一つでありませぬ。長い目で見れば合うところがあるかもしれませぬが、第一目的とするところは違つておられますね。それで、新産業都市の建設だけに自治省が中心を置くと、低開発地域の工業開発といふものは新産業都市の陰に隠れて、影が薄くなりませぬ。こういう傾向が出るおそれがあるとお認めになりますか。

○国務大臣(安井謙君) 私は必ずしもそう思はないのです。それは今加瀬さんの言われるように、立地条件の非常に悪い地域、このものがこういう計画に従つてほとんど無理なようなことでもやつて、非常なテンポで伸びるといふようなことは、これは期待しにくいことは事実なんです。これは期待しにくい、地域開発といふものと新産業都市の開発といふものが全然うらはらになつて、やはりこれは両方の面から見ないで、そのこと自体がまた低開発地域の改善にも非常になつていくのだ、これは私はなかなかな予測できない、やってみなければわからない。たとえば岡山の水島地域といふようなもの、四、五年前にあそこがあんな工業地域になることはだれも考へなかつた。レールからいへば、日本では水島よりやや低いぐらいの低開発地域であつたわけなんです。しかし、それが今日では、日本の有数の開発地域になつてきていふというふうなことから、一が低開発地域にならない。ただ一方だけを、言われるように低開発をどうぞん開発していくだけの目的にすべてが使われるといふふうには、これは御指摘のように、ならないと思ひますけれども、総体的には非常に有効だと思つておられます。

○加瀬完君 今岡山の水島ですか、その地域は自然発生的にそういう発展を遂げたのですか。今度新産業都市として建設するものは、政治的にも財政的にも、政府や地方団体の努力によつて新産業都市といふものをここに作るわけなんです。だから、たとえば地方財政計画でいふならば、地方財政計画の一応の財源というものを新産業都市に振り向けようとするならば、大臣の御指摘になつた交付税でもいい、交付税の割合を新産業都市の建設というほうに引き流そうとすれば、これは低開発地域の工業開発といふほうに流すというほうをセーブしなければならぬでしょう。競合してくるでしょう、どうしたつて。交付税の総額といふものが非常にふえる場合は別だが、現状で押えて、産業都市といふものに重点を置いていけば、工業開発は押えられる、工業開発に重点を置いていけば、産業都市は自前でやらなければならぬ、こういう形になるんじゃないか。自治省として今やらなければならぬことは、新産業都市の建設といふことよりは、どうにもやりくりの財政的につかない低開発地域を開発するといふことの方が政策的には先でなければならぬと思ふし、今までもそういう主張が続けられてきた。しかし、新産業都市といふものがクローズ・アップされれば、政治的にも経済的にも力が強いのですから、その地域にどうしてもウェイトがかかる。それが残されたほうの開発はどうするのだ。交付税とか起債とかというワケでは、これはどうしたつて競合して強いほうに弱いほうに負け、こういうことになるわけですから、これを一体このままに見過しておつてよろしいのかどうか。

○国務大臣(安井謙君) いろいろ御心配をいただいておる点は、私も非常に傾聴して考へなければならぬと思つておるのであります。この名前が新産業都市という形で法案ができたからといひまして、国がいわゆる産業を一方的に植え付けるといふ法律案じゃこれはない。さつき御質問があつて、通産大臣あるいは藤山長官もお答えになつたように、地方開発の意欲を然え立たして、それと立地条件をかみ合せて国も大いに応援してやらせていこうといふのがこの法律案でありまして、私はそれは確かに非常に条件の悪いところで、あるいはこれだけによつてすべての地域格差をなくすることとは、これは無理であります。同時に、地域格差の解消に非常な役に立つてくるということは、もう言えると思ふのであります。今の全部の総額が、たとえば財源の総額が一定だから、やはり一方をやれば一方がなくなるんじゃないかといふことになつてくると、これは国の予算だつて、そうして、総額といふものがきまつて、それをどういふふうに分けて、どういふふうに分けていくわけでありませぬ。私にはそれは配分をすれば、必ず一方は犠牲になるのだから、これが意味がないといふふうには言えない、こう思ふのです。

○加瀬完君 その目的が違います。この法律の目的も地域格差を是正するといふのでしよう。地域の不均衡を是正するといふのです。地域格差を是正するといふなら、一番低いところをまづ是正しなからなければならぬであらう。ところが、今度の場合は、一番低いところにかけるべき財政的な財源と

いうものを、そうではない、一応の政治的な形態をしているから、将来の経済的な発展が予約されるだけの素地がある、そういう低開発地域よりはるかに高い新産業都市に財政的な財源が振り向けられるということになれば、これはますます格差が生ずる、地域格差の是正という目的とははなはだはずれ、これは当然そうなります。

質問を私はさらに進めたいと思いますが、これは財政の問題ですから企画庁に伺いますが、この間の御説明の中に、私の聞き間違いであればお話をいたしますが、新産業都市は、これは財政的に国が相当援助をする、しかし、低開発地域の工業開発のほうは、どちらかというと、起債程度のことです。地方自治体独自で進めてもらいたいというふうなふうに聞き取れたのですけれども、傾向としてはどうですか。

○政府委員(曾田忠君) お答えいたします。低開発地域の工業開発促進法にもございますように、低開発地域の工業の開発を促進するために必要な工業用地あるいは道路、港湾施設等の施設の整備につきましても、国及び地方公共団体はその促進に努めなければいけないという規定もございまして、この趣旨は、新産業都市建設促進法に盛り込んでおります趣旨と同様とわれわれは考えております。

○加瀬完君 それじゃ、さっきの五千億の内訳を言ってもらいましょう。低開発地域工業開発に見合う財源は幾らで、新産業都市の建設に見合う財源は幾らですか。

○政府委員(曾田忠君) 新産業都市の規定の問題あるいは低開発地域の関係の開発地区の規定の問題、これはいす

れもまだ具体的にどの程度の地区を規定するというときもございましておりませんが、五千億の内訳というところはまだまだ検討が終わっていない次第であります。

○加瀬完君 そんなでたらめなことでは、地方は新産業都市なんか申請できませんよ。新産業都市として一体だけの土地というものを想定しておるのか、あるいは低開発地域の工業開発のほうは、そういう計算をしなければ、そうでなくても貧弱団体である低開発地域の団体がどうして計画を乗り切れるですか。一応こういう法案を出すには、そういう財政的な措置なり、配分なりというものを想定するに決まっておらなければどうにもならぬですよ。

自治大臣に伺いますが、そんな全然財政的な考え方のかまえないものを自治省は無条件でありますがございまして、引き受けられるのですか、どうですか。

○国務大臣(安井謙君) 私は、この法案は決して企画庁や通産省がお作りになったものを自治省、お前つき合えというふうな言われていたおと、これはわれわれのほうで考えております。地方の開発ということにつきまして、できるだけの要件も盛り込み、できるだけ主張もして、一方、それだけじゃできませんので、全体の国の計画なり産業開発の基本計画もできただけ合せていこうというものでありますので、今具体的に何カ所、どこへどういう財政的措置をしていくかと

言われましても、これはこの法案にあるりますように、まず地方と国の具体的な問題についての負担区分を分けて、そうして地方についてはまた起債でやるなり、あるいは交付税でやるなり、また都合によっては、特別交付税でやるべき面もできるかもしれせん、そういうものは個々のケースについて考えていくのでなければ、今ちょっとここで財源はどこへどれくらいと言われども無理じゃないかと思つて。

○加瀬完君 この土地に幾ら財源を与えるかということではないので、大ワク、一体国が援助する財源としてどれくらいか、これは所得増進計画のときには十六兆というものを立てた、今度の新産業都市だって幾らというものを立てなければいけません。あなたは何でも起債だ、交付税だと言われますが、これは一方がふえれば一方は少なくなるのですよ。全体がふえれば、当然期待権——この間の共済組合ではないが、ふえれば、各団体はふえた分はふえた割合にもらえる期待権というものがあつた。それを一方的にやればそれは交付税制定の趣旨から言えれば起債でまかなえるかという場合じゃな

いと思つて。じゃ、具体的に伺います。府県知事が新産業都市を認定した場合、財政責任はどの範囲ですか。

○国務大臣(安井謙君) これは今の計画によりまして、国が、その地域にもよるでしょう、たとえば同じ公共事業にしても、補助率はみな違って、三十二年度で補助率の格上げもやっておるわけですから、その地方によっては補助の額も違う、そうするとその地方でその負担し得る額を配分すべきもので、それはやはり具体的なものをつかまえて

でなければ、今ちょっとここでは総合的には返事のしようがなからうと思つています。

○加瀬完君 それじゃこんなものは何にもありませんよ。地方の負担はこれだけ、府県の負担はこれだけ、国の責任はこれだけというふうなもので、新産業都市というふうなものは進みますか。そこで府県でも市町村でも、現在の行政規模というものをかかえておる、それに対するところの財源というものは必要なんだ。新産業都市というものは、新しくこれだけの一体計画が加わるのか、その計画によって、どれだけの財源が要るのか、この負担割合はどうなるのか、こういうものまで検討されなければ問題はならないと思つて。自治省は無責任ですよ。なぜならば、町村合併というものをやると、行政的には合併をやったけれども、財政的にはその裏づけがなくて、市町村合併の目的は半ば失われている。幾つかの団体があつたことは、あなた方自身も御反省のほうなんです。だから今度新産業都市なり低開発地域の工業開発なりをやるといふならば、事務配分、財源配分というものをきちんとしてなければいけませんよ。時間があまりないそうですか。

○国務大臣(安井謙君) ちろん立てるのですよ。これから立てていこうというのですから、基準はみなあるわけですからね。

○加瀬完君 これから立てていこうといつたって、国の一体補助財源がどのくらい、それもまだワクがないでしよう。府県の一体事務はどういうことを受け持つかといつたって、それもは

きりしてないでしよう。これから立てていくというのではなくて、そういうことははっきり計画されてアウト・ラインだけでも説明されなければ、私はおかしいと思つて。交付税で優遇するとかいろいろ言うけれども、交付税で優遇するということをすれば、優遇されない団体もできる。そういう点を十分御検討いただきますことを希望して質問を終わります。やっておつたてしよ

○矢嶋三義君 続いて若干私から伺わしていただきます。経済企画庁、それから自治省、これは最も関係深い省庁ですから、大臣並びに政府委員の質問をあとにして、他の大臣並びに政府委員で比較的客户的立場にある人から先に質問いたします。

その前に資料についてちょっと伺いたしますが、経済企画庁の官房長に伺いたしますが、あなたのところ「新産業都市建設促進法案参照条文」等の資料を見ますと、たとえば「総合開発局の事務」として「第九条、総合開発局においては、左の事務をつかさどる。左の事務略、こういう形式のところが多に多いんですね。これは紙面を節約する意味ですか。それとも何かあなたの方の提出の方針があるのですか。私は長いこと国会審議に携わっておるが、こういう名前だけ掲げて、あと略という一番大事なところがみな略にしておるのです。これは六法全書を見ろということ、こういう資料の作り方をするので、新しい形式なものですから、官房長からちょっと方針を聞いておきたい。官房長おらなければ、どなたでも承知している政府

委員でけっこうです。盛んにこういう形式を使つてあるですね。

○政府委員(曾田忠君) まことに資料の不備で申しわけない次第でございますが、われわれといたしましては、直接に法律の改正等に関係のあります条文だけを今参考資料として提出しておつた次第でございます。御指摘のような問題がございまして、まことに申しわけないと思つております。

○矢嶋三義君 申しわけないという断わりぬでもいいですよ。今後資料を出すときに、ある程度親切に書くなら書く、そうでない場合は書かないということですね。われわれは六法でも練りますよ。これは中途半端な資料の作り方ですね。これは自治省の作つている資料に比べると、質的に格段の差があります。私の批判を申し述べて参考にしておきます。

それから資料についてもう一点ですが、これは自治大臣にお願いしたいと思つたのですが、「低開発地域工業開発地区指定申請一覧表」総合開発局名でここに書いてありますが、あなたのごころの省は、この地方団体の最もお手配をされる中央官庁ですから、参考にこの申請のあつてない都府県に対して、こういう資料を立法院に出したと、念のため、ということで参考に当該都府県の議長と知事に送付されることを私は希望いたします。特に徳島県あたりには参考に送つておいていただきたいと思つたのですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(安井謙君) これは、もう非常にいい企画だと思つております。できるだけこの線に沿つて自治省は各地方団体にも指導もしていくし、便宜を与えていきたいと思つております。

すので、これはよく拝見しまして、各地方団体とも十分な打ち合わせをやっていきたいと思つております。ただ、このとおりにいくかどうか、これはまたその事情によって多少は違ふでしょう。

○矢嶋三義君 私の質問しておる点がよくわかりになりましたので、あなたの答弁をそれなりに私はけっこうです。承知します。ただ、私のあなたにお願いしておる一番大事なことは、こういう資料を立法院の要請で立法院に出したと、念のためにということ、申請を出していない都府県に参考知事と議長に送つてほしいと、こういうことです。やつていただけませんか。

○国務大臣(安井謙君) できるだけそういう御趣旨の措置をとりたいと思つてます。

○矢嶋三義君 けっこうです。建設政務次官、お待たせいたしました。あなたにとりくつて伺いますが、先ほど加瀬委員がお伺いした内容で、私御出席を願つた大半は尽くされておるんですが、あらためて簡単にお伺いいたしますから、簡単にお答えいただきたいと思つてます。

人口の過度集中を排除するという施政の方向づけが出ておるわけですが、建設省としては、新都市作りとか、あるいは東京の首都圏云々ということを研究され、よく論じられておられるわけですが、人口過度集中を排除して新しい都市作りをするという点については、確たる方針が立つておられるかどうか。また構想はどうなるのか。さらに、若干説明しますならば、川島さんのところでは、官庁を地方に分散するというような構想のもと

に計画も一応立てられ、各省庁内の意見調整をやっておるやに承知しておるわけですが、それらも含めて簡潔に御答弁いただきたいと思つてます。

○政府委員(木村守江君) 人口の大都市過度集中の防止の問題につきましても、これは建設省だけではなく、閣内におきましても大きな問題の一つとして取り上げておられることは御承知のとおりであります。建設省におきましても、さきに広域都市建設計画を作りました。この大きなねらいは、大都市の過大化を防止することが第一の目的でありまして、この線に沿ひまして一昨年から調査を始めまして、御承知のように、全国数十カ所にわたつてこの調査をいたしておりました。

また東京都につきましても、御承知のように、首都圏整備委員会が基本方針を立てまして、現在の都市市街地内の問題、あるいは周辺地区の問題、あるいは衛星都市の建設の問題、こういうような計画を作りまして、この計画に従ひまして建設省では、あるいは道路の整備とか、住宅の問題または首都圏の市街地内における工業立地の規制に関する法律等に伴ひまして、都市内の過度の人口集中を排除するような方策をとつております。しかしながら、なかなかむずかしい問題でありまして、その所期の目的を達成しないような状態にありますことは、まことに遺憾な状態でありまして、今後ともこの首都圏の問題につきましても、首都圏の整備委員会の作り出した基本計画に従ひまして、建設省は事業を施行して参りまして、過度の人口の集中を排除して参りたいというような考えを持つております。

○矢嶋三義君 一応お考えはわかりました。次に伺いたい点は、新産業都市にしる、あるいは低開発工業地帯にしる、指定されたところはいいが、指定されないところは、平たい言葉で言えは、うっちゃられる、軽視されるといふような行政はあるべからざることだと思つてます。それぞれ立場において、いずれもバランスのとれた開発が行なえるように施政はされなければならぬと思つたのですが、そういうことを前提にしながらも、公共投資というものは総花的になることはあくまでも反省されて、やはりある程度重点的にされること、所期の目的を達成される一つの手段として必要ではないか、重要な要素じゃないかと思つてます。そこで、あなたのところは道路あるいは治水関係等を所管され、港湾は運輸省になるわけですが、こういう面において、新産業都市として指定された地域については、それなりに若干の焦点を合はして配慮がなされるべきものだと思つてます。それを行なう場合に、先ほどお話がありましたように、新道路五カ年計画等のワクが不十分な場合には、また閣内において検討され、それらを再検討されるという前提はありますけれども、あくまでも、そういう都市が指定され、その目的を遂行するためには、若干そういうところ

域工業開発促進法も考慮に入れながら、ああいう新たな道路網というものを考えなければ、それを推進する必要がある、また、それをやるという建設省としてはお考えだと承知するのですが、推察するのですが、念のため承つておきたいと思つてます。

○政府委員(木村守江君) ただいまの御質問であります。建設省においては、道路並びに治水問題が五カ年計画を立てられております。しかし、五カ年計画を立てたその大きな原因の一つは、総花的に五カ年計画を施行するといふようなことではなく、一つの道路、一つの河川につきましても、その経済効果というものを相当ウェイトをもつて考へておるのであります。そういう点から決して総花的にやるのではなく、実際問題として効果的な、社会的に及ぼす影響の大きな点を重点的に考へておるのであります。そういう点から考へて、今度の新産業都市というものができましたならば、どうしてそこには重点を置かなければいけないだろうかというお話であります。これはごもっともであります。ごもっともであります。その道路等につきましても、一級国道で、今までは五カ年間に九八%以上の改修をして、舗装を完了するといふようなことになっておるのです。この金はどうするつもりでございまして、この金はどうするつもりでございまして、二級国道は大体五カ年間に五%の改修を終わりました。二五%程度の舗装といふことになっておるから、その五〇%の改修あるいは二五%の舗装といふようなものは、いづこに重点を置いて先にやるかといふよ

うな問題になって参ると思いますが。そうしますと、どうしてもやはり新産業都市というようにところに重点が置かれまして、それを先にやるというようにすることに相なるのではないかと、それから主要県道あるいは一般県道等におきましても、そういうような実際の施工事実が現われて参るといふように考えております。しかし、実際問題として、それによっていわゆる低開墾地域をいつまでもうっちゃんするような状態になりましては、まことに遺憾でありますので、新産業都市のために大きな犠牲をこうむるといふ状態になりますので、なるべくこの法律ができました際には、そこに取り残された道路の整備を促進するためには、新道路計画というものをあらためて作るべきではないかというふうな考え方をもちております。それから今度新たに一級国道並びに二級国道が道路審議会を通過いたしましたので、政府にその答申案が提出されました、これが決定するようになりませんが、そうしますと、この決定については、新産業都市のことを考えたのかという考え方もありますが、この道路の格上げの問題につきましては、御承知のように、その道路沿線の人口並びに工業の状態、それから経済の状態、多方面から勘案いたしましたので、これを検討いたしましたので、そういうふうなものも勘案してこれを決定したのだと申し上げても差しつかえないのではないかと思います。

○矢嶋三義君 承っておりますと、政務次官の答弁はだんだんと大臣の答弁らしくなつて慶賀の至りです。建設省の私の質問は終わります。

次に、大蔵大臣のかわりに政府委員がお見えになつておられるようですから、一問だけ質問いたします。――おられますか、主計局次長が見えておられたようですが……

○委員長(小林武治君) 出かけられました。主計局調査課長です。

○矢嶋三義君 念のため伺いますが、大臣にかわつて御答弁なさつて下さるわけでしょうか。

○説明員(鹿野義夫君) 説明員でございますから、その点ちょっと問題かと思ひます。

○矢嶋三義君 大臣は御要件があるといふので承知したのですが、政務次官も差しつかえがあるといふので了承したんですが、御注意申し上げますが、最小限政府委員は出席すべきですよ、幾ら大蔵省でも。この点は委員部のミスですよ。それを説明員で代行させるといふのは失礼ですよ、立法院に対して。最小限政府委員は出席すべきです。しかし、あなたは実力があるから認めて、質問に入ります。

御承知のごとく、新産業都市建設促進法並びに低開墾地域工業開発促進法を修正いたしました。その非常に重要な部分は、財政上の措置に対して、努力義務を課した点が大きな修正になっているわけですが、この修正に対して、大蔵省側としては敬意を表しているのかどうか。それから今のところ、どういふことが予想されると判断されておられるか、それだけを伺つておきます。

○説明員(鹿野義夫君) 修正案には十分敬意を表しております。新産業都市の建設につきましては、先ほど来御議論がありましたように、道路とか港湾とかあるいは工業用水といったような公共施設に関する投資が、相当の先行投資が投せられるということが重要な問題になるかと思ひます。その投資の実際は、財政的な措置といつたしましては、公共事業を中心に行なわれることにならうかと思ひます。公共事業はこの数年來相当増額しつつありますけれども、現在の公共事業の対象としましては、先ほど来御議論論がありましたように、相当部分がやはり隘路打開の面にさかれておられるかと思ひます。そのゆゑに先行投資的な意味での公共投資といふものは若干制約を受けざるを得ないといふふうには思ひますが、今後国民経済がだんだん大きくなるにつれまして、財政の規模も長期的に見れば増大していくことになると思ひます。同時に、公共投資も財政の中でさらに重要なウエイトを持つていくかと思ひます。そういう公共投資の全体のワケが大きくなるにつれまして、そこに先行投資をやつていく余裕が生じていくだろうと思ひます。今後先行投資をやつていく場合に、この新産業都市建設促進法に基づきまして総合的な計画ができるということ、それによりまして投資が計画的に効率的に重点的に行なわれていくということ、これは非常にけっこうじゃないかというふうにお思ひしております。今後の予算的な措置におきましても、この促進法の趣旨を十分くんでやつていきたいといふふうになつておられるかと考へます。

○矢嶋三義君 大蔵省の見解よくわかりました。大蔵省の質問は終わりました。次に、文部省に一、二問いたします。文部大臣差しつかえあっておいでなつておりませんが、あなたは官房長ですから政府委員です、堂々たる。文部大臣にかわつて御答弁いただけるものと思ひますが、念のために承つておきます。

○政府委員(宮地茂君) 大臣が所要のため出席できませんで申しわけございません。できる限りの御答弁をいたしたいと思ひます。

○矢嶋三義君 文部省は日本の、特に国立の教育機関の設置場所並びにその教育機関の規模の決定についての責任官庁です。で、これから新産業都市がどの程度、どういふところに指定されるかといふことは、私どもには一切わかりません。行政府においてはそれぞれをされていくかと思ひます。それにわれわれは一切おまかせをいたしません。ただ伺いたいことは、新産業都市が指定され、その都市作りが始まる、それが開発拠点となつて参る、そこに計画される企業といふものもその計画の中に含まれてくると思ひます。そうすると必然的に労働力の確保、あるいは中級、高級技術者の需要供給関係からの提供、確保といふことが必然的に問題になつてくると思ひます。これは交通にも関係して参ります。住宅問題にも関係して参ります。こういうことを前提に考へた場合に、国の教育機関を新設あるいは既設の機関の中にそれぞれ適当なる学部あるいは学科を増設するといふ場合に、その新たに指定され、これから都市作りをされて参る

いわれる新産業都市指定地域、そこに建設される産業部門、それは国の恒久的な教育機関を増設あるいは新設する場合の重要な要素となると思ひます。このことが衆議院の修正における教育施設の整備という大部を占めておると、かように認識いたしておきながら、文部省側の見解を承つておきます。

○政府委員(宮地茂君) 文部省におきまして国立学校、特に義務教育の小学校は、これは人口に応じてできるわけですが、高等学校以上、特に高等とか大学とか、こういったものは義務教育学校と違ひまして、設置する場合には、やっぱり一定の要件を考へまして適切なところに設置するといふ方針で臨むのが当然でございます。また、そのように臨んでおります。ただ、四年制大学のようなものを今後新設していくか、あるいは学部、学科を増設していくか、そういったような場合でございますが、学科増となりまして、大体現在のところ、既存の学部の中に学科を作つていくのが建前でございます。ただ、新しい学部を作る、そういうふうな場合、一方におきまして、今、矢嶋先生のお話のような点も十分考へすべきことはもちろんでございます。しかしながら、特に総合大学等となりまして、やはりその学部があちこちに散らばつておられるよりは、一所に学園として、総合大学としての機能が果たせるようにといったような観点で作られる場合もございまして、もちろん大学を作り出す場合、文部省だけの、役人だけの考へというわけじゃございませんで、設置審議会等の意向も十分承ります。したがしまして、今、

○説明員(鹿野義夫君) どういふことが予想されるといふ……

○矢嶋三義君 その前に、敬意を表しているか表していないか。

矢嶋先生のおっしゃいます新産業都市が大学を作り出す場合、特に四年制大学等に……、総合大学をおきましては直接新産業都市なるがゆえに云々という問題は比較的、もちろん考慮すべきでしようが、比較的関連は薄いのではなからうか。ただ、工業高等専門学校を今年度から作ることにいたしました。十二校を設置いたしました。そういった場合に、文部省としては、高専を設置する場合の設置要件、この場合立地条件とかあるいは教員の確保がどうであるのかといったような重要な要素を勘案して決定いたしました。が、そういったような場合には、新産業都市の産業構造なり、特に工業都市といったようなことであれば、高専を設置する場合の一つの有力な要件として検討すべき問題であるかと、このように考えております。

○矢嶋三義君 もう一回質問いたします。なぜこういうことを私は何うかと思します。従来においても、国立の教育機関の全国的分布状況が日本の産業企業のそれと必ずしも私はマッチしていないと思うのです。たとえは大学の農学部というのがある地域に密集しておいて、しかも、それが貧弱な農学部が幾つかあるというふうな状態があります。従来でもそうしたところが最近、技術革新の目ざましいものがあるし、産業構造だつて非常に大きい変化を来しているわけですね。そういう状況下においては、日本の企業、産業の日本全国における分布実態と、それから国の人材養成の教育機関とはできるだけマッチするように配慮することとは、私は中央官庁としての文部省の権限であるとともに責任だ、こういう

立場から何うしたわけで、御所見のほどを承って、文部省に対する質問を終わります。

○政府委員(宮地茂君) 矢嶋先生のおっしゃいますように、産業分布に即応して学校が配置されるべきである、たとえば工業地帯は工業大学、農業地帯は農業大学といったようなお気持ちであろうかと思ひますが、ただ学校といひましては、御指摘のようにそのとおりに必ずしもなっていないのも実情でございますが、今、矢嶋先生のおっしゃいます点は考慮すべき問題と思ひますが、必ずしも絶対に、その産業分布と大学の特にその学部の内容とが完全に一致するということがなかなかむずかしい面があると思ひます。それは学校を作り出す場合に、一つの考え方として、いわゆる学園都市、学校というものは都会にあるのではなくて郊外の静かな、教育環境のいい場所を学問をすべきだといったような考え方もございまして、また地方の大学はその地方と密接な関係を持って、特に地方産業と密接な関係を持って、地方産業の進展に役立つようにといったような社会的な要請もございまして、そういったようなことを彼此勘案いたしまして、適当な場所に選定するというのが学校を選定する場合は基本的な考えであらうと思ひます。矢嶋先生のおっしゃるお気持は、今後学校、学部を作り出す場合、十分尊重させていただきますと思ひますが、必ずしもそのとおりにするかどうかは、将来その際に、具体的な問題のときに検討させていただきますと思ひます。

○矢嶋三義君 私の表現が少し不十分な点がありました。あなたの答弁を承って、あなたの意見と私の意見は一致しております。したがって、ほかの委員の方が質疑がなければ文部省はこれでけっこうです。

次に、自治大臣に若干承ります。この法案の第二十三条ですね、これは、町村合併は適正規模に合併することとは望ましい、しかし、強制的になつてはいけない、そういうことを、すなわち、やや強制的になつてまでも合併をすることを期待しておるのではないというの、藤山長官の前委員会における答弁でありました。自治大臣としてもそういう見解であることだと思ひますが、念のためお伺いします。

○国務大臣(安井謙君) お話のとおりでございます。

○矢嶋三義君 続いてですが、都市合併に関する法案を先般本委員会が審議いたしました。そのときに議論になったことですが、新しい自治体を合併によって新設した場合には、できるだけ早い機会に市長はもろんのこの、議会も新しい構成をすることがフレッシュな気分になされた新地方団体を認めたわけですね。その立場から考えますと、この二十三条で、合併市町村の議員は二カ年間継続して議員となるようになっていきます。これは市の合併に関する法律案が二年でありました。これは衆参で非常に論議の対象となり、御承知のごとく修正されたわけですね。どちらも内閣提出法律案だから、二年で歩調を合わせているのだと思ひますが、私見を申し述べることを許されるならば、私は、この二年というものは長過ぎる、やはり町村合併促進法のそれに準じて一年と修正さ

るべきものだという見解を私は持つております。このことは衆参を通じて市の合併に関する法律案を審議する場合に論じ尽くされ、修正可決された経過から見てもそれが適当だと思ひますが、自治大臣の御見解を参考に承ります。

○国務大臣(安井謙君) この点は矢嶋委員のおっしゃるとおりだと思ひます。でき得る限り、合併が行なわれなかった場合には、新しい機構によって進んでいくことが好ましいと思ひますが、いろいろな従来の事情や何かがあるが、急速にでき得ない場合も想定しまして二年以内ということですが、指導としては、今の御説のように、できるだけ、早くやめていくように指導していきたくと思つております。

○矢嶋三義君 その意見は大臣としての意見として承つておきます。あと一、二点伺ひますが、法律案の十九条並びに附則四条で財政上の措置に関する点が修正されましたね。これを地方団体のお世話をなさつていかうに受け取つておられ、今後どういふ心がけで案内で対処されて参るつもりか、お答えいただけますかと思ひます。

○国務大臣(安井謙君) これは必要な財政上の措置をとれということと、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をしろ、こういうお話でございます。私もこの線に沿つて、極力御趣旨に沿つて善処していきたくと思つております。

○矢嶋三義君 企画庁長官に伺ひますが、あなたの御答弁では、現在の地方団体に最小限三十万の人口をブラスした程度のものを考えておつて、必ずしも百万という、百という絶対数にとらわれるのではないという行政規模に関する見解を承つたわけですが、指定をいつされるかわかりませんが、指定される地域によって、いろいろ態様は現われると思ひますが、まあ標準的に申しますか、大まかに考えて、その指定された新産業都市の事業に要する総予算ですね、規模というものは何億程度——何億というとは必ずしも一けたというわけではないのですよ、二けた、三けた、四けたがあるが、どの程度のものになるであらうと予測されておられるのか、お答えいただけますかと思ひます。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 大小いろいろ違うと思ひますが、大体約一千億というふうなことでございます。

○矢嶋三義君 私もミニマム一千億程度になるだらうと思ひますが、そうなる、自治大臣に伺ひますが、この一千億程度の規模による財政負担というものは、消化というものは、容易ならぬものだと思うのです。比較的財政規模等中以下の水準にある地域を合併していくのでしようから、そうなりますと、政府においても、特に自治省、自治大臣においても、よほど配慮し努力されなければならぬ面が非常に大きいと思ひます。これを果たし得なかつたら絵にかいたもちになる可能性が非常にこれは大きいと思ひます。が、この点について大臣の所見なり決意を承つておきたいと思ひます。

○国務大臣(安井謙君) おっしゃるとおりだらうと思ひます。裏づけになる財政措置を自治体にでき得る限りやっていくのでなければ効果は非常に減殺

されるところで、今の一千億円と申ししても、おそらくこれは何か年の計画になるであろうし、また企業自体が用地を購入するといったようなことに振りかえられる金額も出て参りましょうし、その一千億円が一つの地域にすぐ要する金だというふうにも必ずしも私ども考えられませんが、今のようには得る限り起債の面なり、その他の面で善処していきたいと思っております。

○矢嶋三義君 金額の絶対額だけでなく、これを何年間でやるかということも非常に影響の大きい事柄だと思っております。そこで、経済企画庁長官に伺いますが、この新産業都市の建設というものは、今池田内閣でやっておられる所得倍增十年計画、昭和四十五年ですね、大体これとの関連づけはいかように考えておられるのか、承っておきたいと思っております。

○國務大臣(藤山愛一郎君) 工場が誘致され、三十万の人口増になるといのは、指定をしてから大体十年くらいな期間を想定いたしておられますので、その間に整備をしていく、こういうことにならうかと思っております。

○矢嶋三義君 その点わかりました。自治大臣に伺いますが、この法律によりまして、どの開発でもそうですが、企業に対しては地方団体は税の減免を考慮しますがね、それは中央官庁としては、基準財政需要額、地方交付税交付金で考慮するということが考えられておるわけですがね、しかし、大きな企業が参り、行政水準を維持向上させるために相当の支出を地方団体はするということになると思いませんか、若干の交付税交付金等において配

慮がなされても、それだけでは不十分で、結果論としては、企業を招致したその代償として企業へ相当額の税の減免をやるといふ結果が、住民にある程度のしわ寄せがされて、そうして住民の負担が大きくなるおそれがある。しかし、そうなっても道路がよくなったからいいじゃないか、上下水道が整備されるからよろしいじゃないか、こういう答えでは済まされない。また逆に、そういう道路がよりよくなるなら、上下水道等、そういう生活環境は、税金の負担が大きくなるかわりに、そういう生活環境水準が上がるに、そういう場合かどっちかに私はなる可能性があるかなり多いと思う、よほど配慮しなければ。これらに対して、自治庁当局としてはいささかの懸念がないのかどうか。そういう事態を招来しないかどうかに、十分自治省自体善処し、あるいは地方団体を指導し得る見通しと自信があるのかどうか、これは行政局長にお答えをお願いしたいと思います。

○政府委員(佐久間隆君) たいだいま御指摘のございましたように、この法案におきましては、地方税の均一課税につきましては、地方交付税の算定上、配慮をいたすことにはいたしておりません。しかし、それだけではなお十分ではないか、住民の日常生活に直接関係するサービスのほうにしわ寄せになつては困るといふ御指摘でございますが、それらの点につきましては、自治省におきまして、財政当局におきまして、行政当局の私どももいたしております。十分これは頭に置いておられますので、今後そのようなことが起こりませんように、地方団体に対しては指導もいたしますし、部内でも相談を

して処置を講じて参りたいと考えております。

○矢嶋三義君 藤山企画庁長官に伺っておきますが、あなたの角度からお答えいただきたいのです。内閣提出の法律案で、都市の合併に関する法律案が提出され、本委員会でも議したわけですが、あの法律は公布施行されても、新産業都市建設促進法によって指定され、合併した地方団体には適用しないというところが条文にうたわれておるわけですね。この法律案の所管省であり、主務大臣である藤山企画庁長官としては、そのことをいかように考えておられるのか、お答えいただきたいと思っております。

○國務大臣(藤山愛一郎君) この新産業都市を作り出す場合、町村の合併その他については、大体新産業都市の形態に近づいた方式として、ここに今度載せておられますので、私どもはこれで十分である、こう考えております。

○矢嶋三義君 十分であると考えられるので、適用しないということですね。僕はやり方次第だと思う。この点は、そういう見解でそういう取り扱いはされているというならば、私は皆さんの発言を信用いたします。だから、先刻行政局長が御答弁なされた点、今、藤山長官が御答弁なされた事項については、この法律が成立、施行された暁には、責任をもって処置されることを強く要請いたしておきます。

それからもう一、二点、この法律の第六條第三項、六ページの最後の行で「これを関係都道府県知事に指示するものとする。」とあります。もちろん「新産業都市建設審議会の議を経て」とはなっておりますが、これは行政

政当局はよほど心しないと天下りのものになるおそれがあると思うのです。少なくとも藤山さんが企画庁長官をされ、総理大臣を牽制されている間は、僕は心配は要らないと思うのですが、総理大臣並びに企画庁長官のお考えなり、人柄によっては、これは運用上、警戒を要する事態が起こると思っております。このことは、先ほど申し上げました昭和三十一年一月十六日の地方制度調査会の前田会長なり、高田行政部会長から、池田内閣総理大臣への意見の具申として出ているわけですが、御見解を承っております。

○國務大臣(藤山愛一郎君) 指定して参ります場合に、むろん地方からの申請による場合が多いと思いますが、同時に、中央でも指定を受けることになつて、その点は指定をいたしたとしても、先ほど申し上げましたように、関係都道府県知事との話し合いをいたすわけでありまして、したがって、建設基本計画そのものを決定いたして参ります場合に、すでに地方との十分な協議をいたすことになっておりますので、天下りの指示というふうな弊には陥らないということに考えております。

○矢嶋三義君 答弁を了承します。次に、八ページの第九條ですが、基礎調査の項で、「必要な基礎調査を行なわなければならない」と義務規定をしております。これは最も重要なことだと思つておられますが、企画庁の政府委員に伺つておきますけれども、現在基礎調査というものはどの程度進んでいるのか、どの程度の地域の基礎調査がま

とまっておるのか、その進捗状況を伺つておきます。

○政府委員(曾田忠君) お話のように、この新産業都市の指定等のためには相当な調査を要するわけでございまして、それぞれ各省におきましても、所要の予算を計上いたしまして調査を行なつておるわけでございます。企画庁といたしましては、必ずしも新産業都市関係のみの調査のための費用ではございませぬけれども、三十六年度に初めて地域経済計画調査調整費という予算が計上されておりました、約五千万円計上されております。三十七年度も大体五千万円程度の金が計上されてお

りますが、企画庁といたしましては、特に必要な立地条件の調査、たとえは地盤調査とか地形の構造調査、あるいは河川港湾等の調査、それから道路交通の流量の調査、それからいろいろな資料を作り出すために必要な図面の作成というふうなものを、ごく特定の地域でございませぬけれども、三十六年度に各省に移しかえいたしまして調査をお願いしているわけでございます。三十七年度も同じような目的で調査を続行いたしたいというふうな考えております。

○矢嶋三義君 ひとつ具体的な例として伺いますが、ことしの二月に、通商産業省企業局で、わが国工業立地の現状という、この調査をされたのを刊行されておられますね。これは相当僕は綿密で優秀なものであるとしようとながら考へるのですが、こういうものは相当重く参考にし、また企画庁としての基礎調査の面に参考とするのみならず、採択される方針で進まれていると思つておられますか、いかがですか。

○政府委員(曾田忠君) お答えいたします。企画庁といたしましては、たと

えば全国の総合開発計画を、今最終的に案を練っているわけでございますが、その場合におきまして、いろいろ工業開発の発展の方向といえますものをうたっているわけでございます。こういう問題につきましては、特に通産省と十分連絡をとりまして、できるだけ後進地域のほうにも工業の開発を促進するといふような考えで進んでおりまして、十分通産省とは連絡を密にいたしておる次第でございます。

○矢嶋三義君 その答弁了承しました。次に、藤山企画庁長官に伺います。十二ページの第十二条ですが、この総理府に付属機関として新産業都市建設審議会を設けるとあるのですが、この庶務は経済企画庁、お宅でとられるということが閣内で了承されておるのかどうか、その点お答えをいただきたい。

○国務大臣(藤山愛一郎君) そのとおりでございます。○矢嶋三義君 きょうは都合があつて衆議院の修正提案者が御出席になっていないから、その真意を承ることができないのですが、この審議会名を「地方産業開発審議会」と改めておりますね。これは衆議院で社会党も賛成したもので、私は社会党の議員として意見を言うことは差し控えなければならぬと思つておるのですが、しかし、まあ国会はお互いに討論する場だから私見として申し述べているかなことを言うのを許されていいと思つておるのですが、私は「新産業都市建設審議会」という名前のほうがよかつたのではないか。あえて「地方」という字を使うとかえっておかしかつたのではないかと、単に矢

嶋個人の私見を持っているのですが、修正段階で企画庁としては、原案はそつと作つたが、まあそのほうがよかつたといふことで同意を表したのか。その経緯なり見解なり、参考のために聞いておきたい。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 御承知のとおり、低開発地域工業開発促進法によります権限をも処理することになつております。そういう意味から言いますと、新産業都市といふのは必ずしも適当ではないのではないか。地方産業開発審議会のほうが適当ではないかといふような御意見であつたように存じております。したがつて、そういうふうにして修正されることになつたわけでありまして、その点から見まして、名前の問題は、修正必ずしも悪くはないのではないか、こういうふう存じております。

○矢嶋三義君 そういう見解も確かに成り立つと思つておるのです。しかし、私は「地方」でなくなるといふような感じがしてしまつてね。少しそちらのほうにあまりウエートを置き過ぎたという感じがしたから承つたわけですね。しかし、そういう見解もありませんから、それでけっこうです。

と、この十三条の審議会の委員十五人ですね。これは低開発工業地帯に関する審議会と統合するわけですから、人選が改められるのだからと判断するわけですね。現在低開発に関する審議会の十五人が任命されております。今度それを吸収して新たに地方産業開発審議会ではやはり十五人で構成するわけですが、十五は同じですが、その人的構成については、個別的にはきまつていないでしようし、また承り

ませんが、方針としてはどういふことをお考えになつておられるのか、承つておきたいと思つておる。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 各方面の有力な方を網羅して、あらかじめ新産業都市ができた場合に、その審議会に当たり得る方々といふ意味でわれわれ考へて今日までできておるわけでございます。そして特定な低開発地域に関するような場合には、特別委員を置くといふようなふうにして、そして相補足して参りたいと、こういうふう考へております。

○矢嶋三義君 ちょっと明確にわからなかつたのですが、具体的に構成する人は変わりますか。全部変わるということはないでしようか、相当部分変わるという結果が起るのではないかと考へておるのですが、大臣のお考えはどういふことなんでしょうか。

○国務大臣(藤山愛一郎君) この法律を出します場合に、すでにこういう規定を入れておきますので、それを考へに入れておきますので、それを考へておられます。特に今後変わるということには考へておりません。

○矢嶋三義君 私はその委員の名前を知らぬから、抽象的にそういう質問が出たわけですが、あなたがそういう考へないでいふような適当な人で構成されているのでしよから、その点大臣の答弁で私は了承しておきます。二十三条ですが、これは自治大臣に伺いたいと思つておるのですが、二十九ページの最終の行、「第二十条の二中「十箇年」とあるのは「五箇年」とす。これは災害に関する項のところで、十か、どういふわけなんですか、十か

年とあるのを五か年にしたのは、新産業都市は相当めんどろを見てあげているから五か年程度でよろしいと、こういう見解なのでしよか。私は、合併に伴う災害等の不利益になつた場合の取り扱いはなんですか、どういふ合併が行なわれるかわかりませんけれども、この法律の内容からいって、相当問題は起つてくるのじゃないか。そしてその中には、僻地とはいへませんが、相当、平たく言へばいなかといふところ、行政水準が低いといふところ、財政力の乏しい村も合併されるケースは、必ず私は起ると考へておるのです。そうならばこの「十箇年」とあるのは「五箇年」とする。とわざわざこうしたといふのは、どうも僕は理解しがたいのですが、自治省当局の見解と、それから所管の藤山大臣の見解を、その順序で承りたいと思つておる。

○政府委員(佐久間雅君) この点につきましては、町村合併促進法、あるいは新市町村建設の場合におきましては、合併市町村が財政力の弱小なものが多うございますので、十か年間特例を認めることにいたしましたわけでございますが、新産業都市の場合には、それらの市町村から比べますと、相当財政力もあるものと一般的に考へられますので、十か年を五か年に縮小いたしましたも、そう支障はなからう、こういう配慮からいたしましたわけでございます。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 自治省のお考えのようにわれわれも考へております。○矢嶋三義君 この点私は了承できま

せん。その意見に賛意を表するわけにいかないのです。必ず出てきますよ。貧弱な村で合併するケースは出てきまうでない、ここに大きな拠点開発の都市ができて、その周辺に貧弱な村があつたら、これはやめていけないですよ。そういう形が現実でできたら、やはりこれと行政的に、政治的に、経済的に、文化的にうまく結合しなければ、そんな強力な力もかゝるものさばで、弱小な村といふものは立っていきませんよ。だから、そのよしあしは別として、現実問題として、そういうものは合併するといふ事態が起る可能性があるのほう、僕は強いと思つておるのです。だから、こういう災害等についての不利なる点をカバーしていこうといふ場合に、町村合併の場合、弱体化自治体があるから十年にしようとしたが、新産業都市の場合にはそうしないであらう、これは十年を五年にしようといふのは、僕はあまり合理性と科学的な根拠はないと思つておるのですが、その点と、先ほど触れた議員の任期を二年間延長すといふ点は、私はどうも賛成いたしかねますね。一体市町村合併しておそれる三百人ぐらいな会議体ができるのじゃないですか。それは会議をする場所もないだらうし、失礼ながら、ときどき集まつて、しょうちゅうを飲んで帰るということになると思つておる。そういうケースも起ると思つておる。かつて町村合併の前にはそういうことがよくあつたのですから。だから、これは最小限にして私は一年程度でよろしいのじゃないか。市の合併のそういう批判があつて修正したわけだから、それとのつり合ひからいって、立法府は

これは修正すべきだという私は見解を持っておるわけです。これに対する見解を行政府に開くのはやほです。あえてこれは答弁を求めません。

恐縮ですが、あと二、三分。先般ちょっと質問にも出たわけですが、藤山企画庁長官に伺いますが、この法律が施行された暁において、開発公社、公団というものはどういふことが予想されるのでしょうか。最近都道府県に開発に関係する公社、公団がやや乱立の気配がある。これについて自治省としては、断定的な見解は下してありませんけれども、その指導については十分研究し対処せねばならぬ大きな研究課題だということを表明されておられるわけですが、経済企画庁長官としては、どういふことを予想しており、指導するところならばどういふ方向に指導して参らうとお考えになっておられるのか、承っておきたいと思っております。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 開発公社等の関係です。既に既存のもの若干あるわけですが、まあ、根本的に言え、そういう問題についての非常な検討を将来の問題として要すると思っております。十分これを現状において活用することが必要だ、こう考えております。

○矢嶋三義君 今あるものを現状において活用することは必要だ、ということはおそらく思いますが、現状においてないものがあり、また、これを拡大する方向と縮小する方向とあり得る場合がある。それで方向づけとして、経済企画庁長官はどういふお考えを持っておられるのか。また

自治大臣はどういうふうにお考えになっておられるか。また予想されておられるのか。両大臣からその点にピンポイントを合わせてお答えいただきたい。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 省の事情は市町村と申しますか、地方自治体は中心になってこれらの仕事をやっています。中心になってこれらから出てきます。中心になってこれらから出てきます。中心になってこれらから出てきます。

○国務大臣(安井謙君) 企画庁長官と同じようなことでありまして、できるだけ既存のものを利用して、できるだけのものを造成する。他で万やむを得ない場合には、みだりに行き過ぎになつたり、乱立しないように自治体をよく指導しながら最小限度のものにとどめていきたいと思つております。

○矢嶋三義君 この法案は関係省庁が非常に多く、実施された場合を予想すると、非常にいろいろな場合が予想されるわけですね。したがって、運用のいかんによって玉ともなれば石ともなる素質を持つておる法律案だと思つて、それだけにいろいろ多方面にわたつて承りたいと思つております。委員長はたいへん急いでいられるようですが、ほかの方も質問があるでしょうから、私の質問は一応ここでとどめておきたいと思つております。

○委員長(小林武治君) これにて質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

【異議なし】と呼ぶ者あり

○委員長(小林武治君) 御異議ないと認めます。これより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○増原憲吉君 私は、自由民主党を代表いたしまして、本法案に賛成をいたします。

本法案第一条に示しますところの目的は、当面まことに喫緊のものでもあり、妥当なものでもあると考へるのであります。ただ本委員会における審議の経過を通して考へましても、本法案実施にあたりまして、さらに検討すべきもの、配慮すべきもの、留意すべきもの等いろいろあると考へられますので、私は、各派共同提案にかかわる附帯決議を提案をいたしたいと存じます。決議案を朗読いたします。

新産業都市建設促進法案に対する附帯決議(案)  
新産業都市の建設は、わが国将来の産業経済構造と地方自治制度に直接重大な関係があるから、本法の実施に当り、政府は左の諸点を検討し、所期の目的の完遂に遺憾なきよう措置すべきである。

一、新産業都市建設の成否は公共事業の先行投資の適否が決定的要素をなすものであるから、これについては予算その他の財政措置について特別の配慮をすること。  
二、建設基本計画の実施について必要事業を強力かつ一体的に遂行し得るよう中央、地方の組織の整備について検討すること。  
一、国土総合開発その他地方開発関係諸法律は、この際、統合あるいは整備を検討し、人口の過度集中

の排除と地域的格差の是正に遺憾なきを期すること。  
一、建設基本計画の実施に要する事業費は十分に確保し、特に地方団体の必要財源については国において事業の目的に適合する措置を講ずること。

一、新産業都市建設については、行政事務の共同処理等、広域行政の諸方式を十分に活用し、関係市町村の合併は事業の実施に必要な範囲に限り、いやくも作為強制に亘ることのないよう厳に留意すること。

一、新産業都市の建設に伴う社会経済事情の変動により地域住民の福祉が害われることのないよう特に行政指導に努めること。  
右決議する。

以上でございます。  
皆さんの御賛成を願ひます。  
○秋山長造君 私は、日本社会党を代表いたしまして、本法律案並びにたゞいま増原君御提案の附帯決議案に賛成するものであります。

昭和二十五年に国土総合開発法が制定されて以来、地方開発関係の諸法令はすでに十数件に上つております。ありますが、なかなか今回の新産業都市建設促進法案は、わが国今後の産業経済構造と地方自治体のあり方に直接かつ具体的な重大影響を及ぼす点において、まさに画期的な立法であり、それだけに究明すべき問題点は多くに多いのであります。しかし、すでに会期も迫り、また、衆議院において野党で共同修正の上、本院に送付されてきた経緯もありますし、さらにまた、関係地方団体の要望も非常に強い

実情にかんがみまして、政府において、本法律案の第一条に掲げられた目的に沿い、関係地方団体とも緊密な連絡をとりつつ、慎重かつ意欲的に本法律案の実施に当たられるよう強く要望いたしまして、本法律案に賛成の意を表するものであります。

なお、増原君御提出の附帯決議案は、本委員会の総意の結晶でもありまして、政府において特に留意、尊重されるよう強い要望を付して、これまた賛成をするわけでありませぬ。

○委員長(小林武治君) これにて討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。  
【異議なし】と呼ぶ者あり

○委員長(小林武治君) 御異議ないものと認めます。これより採決に入ります。新産業都市建設促進法案を問題に供します。本案を衆議院送付案どおり可決することに賛成の方の挙手を願ひます。

【賛成者挙手】  
○委員長(小林武治君) 全会一致でございます。よって本案は全会一致をもって衆議院送付案どおり可決すべきものと決定いたしました。  
なお、諸般の手續等につきまして、先例により、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。  
【異議なし】と呼ぶ者あり  
○委員長(小林武治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。ただいま増原君の討論中に述べられました各派共同提出にかかる附帯決議案を議題といたします。

本附帯決議案を当委員会の決議とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小林武治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

ただいま決定いたしました決議に対し、関係大臣の発言を許します。藤山経済企画庁長官。

○国務大臣(藤山愛一郎君) ただいま御可決になりました新産業都市建設促進法案に対する附帯決議につきましては、できる限り御決議の趣旨を尊重いたします。本法案の運用に努力して参りたいと存しております。

○委員長(小林武治君) 安井自治大臣。

○国務大臣(安井謙君) 附帯決議案は、御趣旨非常にこもったものな点が多いと存じますので、御趣旨を尊重して措置したいと思えます。

○委員長(小林武治君) 次回は五月四日午前十時開会とし、本日はこれにて散会いたします。

午後六時十七分散会



第二部

地方行政委員会會議錄第三十一号 昭和三十七年五月二日 【参議院】

昭和三十七年五月十九日印刷

昭和三十七年五月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局